



平タル之ニ向ツテノ方策ヲ講ジテ居ル  
サレナカツタ、而シテ事態茲ニ至ツタ  
トスルナレバ、ソレハ事ヲ餘リニ安易  
ニ御考ニナツタ爲デ、端的ニ申シマシ  
テ、ソレハソレ迄ノ長イ間ノ政府ノ消  
極的現狀維持的態度ガ根本ノ原因ヲナ  
シタノデハナイカト云フコトヲ、私ハ  
御尋ネ申シタイノデアリマス、ソコニ  
ハ實ハ政府ノ責任ノ問題モアリニナ  
ツタノデハナイカト云フコトモ考ヘラ  
レマス、是等ノ點ニ付キマシテ前首相  
幣原國務大臣ニ御辯明ヲ煩シタイノデ  
ゴザイマス、次ニ第三ニ、草案ノ内容  
ノ可否ハ姑ク別ト致シマシテ、該草案  
ノ制定方法ノ非民主的デアツタ云フ  
コトニ付テデアリマス、凡ソ新憲法ガ  
眞ニ民主的デアルガ爲ニハ、獨リ其ノ  
内容ニ於テノミナラズ、其ノ制定方法  
ニ於テ、正ニソレニ相應シク民意ニ基  
獨リ議會ニ於ケル決定ニ於テノミナラ  
ズ、草案自體ノ作成ノ過程ニ於テ、正ニ  
ベキデアリマス、サウシテ其ノコトハ  
リマスル、此ノ意味ニ於キマシテ、本  
來改正案自體ガ國民ノ選ソダ代表者タ  
ル議會ニ於テ作成サレルベキコトハ、  
ツガ爲ニ、現行憲法ノ七十三條ニ依ツ

テ此ノ度ノ改正ヲシテ居ラレマス、ソ  
レハ私ハ認メマス、然ラバ尠クトモ斯  
カル議會人ヲ中心ト致シマシテ、ソレ  
ニ學者、經驗家ヲ加ヘマシテ、日本ノ  
國ノ有ラユル角度カラノ意思ト慧智ヲ  
結集シタル憲法審議會ヲ作ラレルト云  
フコトハ、是迄ノ日本ノ重要ナル法案  
ニ付テサヘ採ラレ來ツタ所ノ方法デアリ  
ツタノデアリマス、然ルニ之ヲモセラ  
レナイデ、國民ノ知ラナイ間ニ改正案  
ガ作成サレマシテ、ソレガニ政府ノ  
決定案トシテ御發表ニナツタト云フコ  
トハ、ドウ云フ理由ニ基クノデアリマ  
スルカ、ソレデハ如何ニモ獨斷的デ、  
又シテモ上ヨリ與ヘラレタル憲法ト云  
フ感ガアルノデアリマス、一體政府ハ  
本案通過ニ對シマシテ、何故左様ニ性  
急デアラレルノカ、此ノ問題ニ付キマ  
シテハ昨日總理大臣カラノ御答辯ニ依  
リマシテ、内外ノ情勢上速カニ之ヲ作  
成スル必要ガアツタト云フコトヲ御述  
ニナリマシタ、私ハ其ノコトヲ了解致  
シマス、併シ専クトモ、然ラバ今申上  
ゲマシタ憲法審議會ノ外ニ、今期ノ此  
ノ議會トハ別ニ、草案ニ對スル十分ノ  
審議、討議ヲ盡スガ爲ニ、此ノ秋アタ  
リニ於テ特別ニ其ノ爲ノ憲法會議ヲ御  
開ニナル用意ハ何故ナカツタノデアル  
カ、ソレサヘナカツタノデアルカドウ  
カ、現ニ六月下旬ニ召集サレマシタ今  
期議會ニ於テ、最初ハ會期僅カ四十  
日、其ノ間ニ諸法案斯クノ如ク錯綜シ  
テ居リマスル中ニ憲法ヲ織込ンデ、是

デ總チヲ議了シ去ラウセラレタコトハ、ソレ程性急ナノハドウ云フ理由ニ依ルノデアルカ、衆議院ノ憲法審議ノ期間ダケモ二箇月ヲ要シマシタ、政府ハ一再ナラズ大幅ノ會期ヲ延長セザルヲ得ナクナツタト云フコト自體、ソニニ政府ノ何カノ懶闊ハナカツタカ、サウ云フコトニ對シマシテ國民ヲ納得セシムルダケノ御答辯ヲ、吉田總理大臣ニ御願ヒ申上ゲタインデアリマス、更ニ第四八、私ノ質疑ハ、三月六日彼ノ憲法草案要綱發表ノ際ニ、當時ノ幣原總理大臣ガ謹話ヲ發表サレマシタ其ノ中ニ、此ノ草案ハ聯合軍司令部トノ緊密ナル連絡ノ下ニ作成サレタト云フコトヲ御發表ニナツタコトニ關シテデアリマス、此ノコトハ恰モ日ヲジウ致シマシテ發表セラレマシタ聯合軍最高司令官ノ聲明ニ依リマシテ、ソレガ我ガ當局ト「聯合軍最高司令部關係當局トノ苦心ニ満チタ研究ト、幾回トナキ會談」ニ依ツテ行ハレタモノデアリト云フコトヲ、我々ハ了解致スノデゴザイマス、我ガ國ノ運命ヲ決スル重大ナル憲法改正ノ起草ガ、最後ノ段階ニ至リマシテ斯クノ如キ結果ニナラザルヲ得ナカツタト云フコトニ對シマシテ、政府ハ如何様ニ御考ニナルノデアリマスルカ、其ノ間ニ於キマスル政府ノ御苦心ニ付キマシテハ十分察知ハ致シマスルケレドモ、私共ハ日本政府ガ此ノ憲法ノ改正ニ對シテ、最後迄自主律的ニ當ラノ責任ヲ以て之ヲ決行ス

即チ日本國ノ最終政治形態ハ、日本國民ノ自由ニ表明シタル意思ニ依ツテ決定スルト云フコトヲ書カレテアリマスル、從ツテ少クトモ此ノ問題ニ關シヤシテハ、政府ノ草案作成ニ當リマシテモ、右文書ノ趣旨ト精神ニ從ヒマシテ、假令國際情勢ガドウデアリマセウトモ、其ノ變化ノツタ々ニ左右セラル、コトナクシテ、日本トシマシテハ「ボツダム」宣言ノ要求ニ忠實ニシテ、初メカラ確乎タル方針ヲ以テ自主自律的ニ、政府ノ運命ヲ賭ケテモ之ヲ斷行すべき筈デナカツタカト考ヘルノデアリマス、此ノ「ボツダム」附屬文書トノ關係ヲ如何ヤウニ御解釋ニナルノデアリマスカ、是ニ吉田總理大臣ニ御尋ね申上ゲダイノアリマス、或ハ言フカモ知レマセス、ソレハ單ナル「ツノ草案ニ越ギナイト、併シナガラ私ハ此ノ點ニ關シテ聯合軍最高司令官ニ懇ヘタインデアリマス、斯クノ如クシテ作成サレ、而モ最高司令官ノ全面的支持ト承認ノ下ニ發表サレタ草案ガドレダケ大ナル影響ト結果ヲ持ツテ居ルカト云フコトハ、「ミッカーサー」元帥ノ御想像ニナラヌコトデアリマセウ、其ノコトハ彼ノ要綱ノ發表サレマシタ翌日カラ、ソレ迄ニ作成發表サレタ各政黨ノ草案ガ影ヲ潛メ去ツテ、各政黨論ツテ此ノ原案ニ賛成スルニ至ツタト云フ事實ヲ見テモ分ルノデアリマス、斯様ナコトハ「アメリカ」ノヤウナ「デモクラシー」ノ發達シタ國アハ或ハナイカモ

知レマセヌケンドモ、是が日本ノ現狀デゴザイマス、我ガ國ハ今憲法改正ヲ通シマシテ、民主主義ノ訓練ヲ受ケツアルノデアリマス、處ガ最近七月二十一日、丁度此ノ議會が始マリマシタ髪頭ニ當リマシテ、聯合軍最高司令官ガ再ビ聲明ヲ發表セラレマシタ、其ノ中ニ、斯カル憲章ノ採擇ガ日本國民ノ自由ナ意思ノ表明タルヲ示スベキコトガ絶對ニ必要デアル、ソレヲ草案通りニ採擇スルカ、修正ヲ加ヘルカ、或ハ否決スルカ、即チ其ノ形式ト内容ヲ決定スルノハ、一二日本國民方正當ニ選出シタル議員ノ手ニ依ツテ行フベキデアルト發表セラレマシタ、是ハ正ニスクアルベキコト存ジマスル、然ルニ丁度此ノ朝、當貴族院ニ於キマシテ吉田總理大臣ハ、特ニ我々ノ注意ヲ喚起サレマシテ、憲法草案ニ對スル論議ハ、自由デアルケレドモ、國際關係ヲ考慮セヨト云フ要請ガアリマシタ、此ノコトハ今期ノ貴衆兩院ヲ通ジテノ憲法審議ノ根本前提ニナツテ居ルコトト思ヒマスル、以上ノヤウナ首相ノ言明ハ、「マッカーサー」元帥ノ聲明ノ趣旨ト背反スルモノガアルノデハナイカ、寧ロ日本ノ總理大臣ハ元帥ノ公明ナル態度ニ應ヘラレテ、同ジャウナコトヲ我々議會ニ向ツテ要望シ激励セラルベキ筈デハナカツタカト云フコトヲ御尋ネ申シタイノデアリマス、政府ノ隠レ場ハ又シテモ國際情勢デアリマス、併シナガル日本ト致シマシテハ、「ボツダム」宣

言ト其ノ執行ニ當ツテ居ラレル最高司令官ノ聲明トニ對シテ、更ニハ其ノ根本ニ於テ自由ト眞理トニ對シテ忠實ナル外ニ、何ヲ迷ヒ何ヲ疑フ必要ガアリマスルカ、我々ハ固ヨリ敗戰國ト致シマシテ、謙虛デアリマスルト同時ニ、大膽ニ眞理ヲ眞理トシ、之ヲ自由ニ主張シ、論議シ、懇ヘテ然ルベキデハアリマセヌカ、是ガ「デモクラシー」ノ根本精神デモアリマスル、聯合國ガ日本ニ要求シテ居リマスルノハ、實ニソレ以外ノモノデハナイ筈デアリマス、將來日本ガ國際場裡ニ伍シテ、列國ノ信賴ヲ贏テ、世界人類ニ寄與貢獻シ得ルノハ、斯カル國民ニナツテ始メテ可能デアルト私ハ考ヘルノデアリマス、憲法改正ニ對スル政府ノ態度、方針ノ自主自律性ヲ疑ハシムル尙一ツノ質疑ト致シマシテ私ノ問題ト致シタインハ、草案全體ヲ通ジマシテ、其ノ構造竝ニ文體ニ關シテデアリマス、是ハ草案ヲ一讀スル者ハ何人モ、其ノ構造ニ於テ又表現形式ニ於テ、是レ迄ニ我が國ノ立法例ニ嘗テ見ラレナカツタ程ノ外國調ニ満チテ居ルト云コトヲ感ジナイ者ハゴザイマセヌ、現行憲法ハ周知ノヤウニ、「プロシャ」ニ其ノ範ヲ取ツテ居リマスルケレドモ、我々ノ先輩ハ之ヲ日本ノモノトスルガ爲ニ、ドレダケ努力ヲ拂ヒミシタコトデアリマスルカ、此ノ度敗戰ヲ轉機ト致シマシテ、今改メテ米英ノ、殊ニ「アメリカ」ノ立法例乃至政

治文獻ヲ參照スルト云フコトハ想像ルト考ヘル者アリマス、併シナガラミテ是ハ又恰モ何カノ都合デ初メ一先ダ文テ纏メテ置イテ、ソレヲ日本文ニ譯シタガ如キ印象ヲ與ヘルノデアリマス、占領治下ノ暫定憲法ト云フナレバ、イザ知ラズ、之ヲ其ノ儘獨立國家タル日本ノ憲法トシテ、我々ガ子孫後代ニ傳ヘルニ足ル形式ヲ果シテ持ツテ居カドウカ、我ガ國ノ立法技術者ニ果シテ其ノ人ガナカツタノカドウカ、之ニ關シマシテ政府ノ御措置ニ大ナル遺憾獨リ文體ト其ノ構造ニ關スル問題ニハナカツタノカ、特ニ吉田總理大臣ニ御説明ヲ願ヒタイノデアリマス、事ハリマセス、ソレハ麤テ精神ト内容ニ關係シタ部分ガゴザイマス、是ヨリ草案内容ニ關スル主要ナ問題ニ付キマシテ質疑ヲ致シタイト存ジマス、改正草案内容ニ付キマシテ私ノ質疑ノ第一項目ハ、日本國家ノ所謂政治的基本性格ニ關シテデゴザイマス、申ス迄モナク、是ハ天皇制ヲ繞ル日本政治ノ民主化ノ問題デゴザイマス、私ハ最初自分ノ主觀ヲ混ヘズニ、法案ヲ客觀的ニ解釋スルコトニ依リマシテ、ソレガ政府ノ言明セラレテ居ル所トノ間ニ大ナル齟齬、或ハ矛盾ガナイカト云フコト御尋ヌル積リデアリマス、先ヅ第一點ハ天皇制自體ニ付テデアリマス、草案ニ於キマシテハ、天皇ハ新ニ日本國、或

居リマス、サウシテ政治ニ對スル權能  
ハ全クゴザイマセヌ、單ニ儀禮的ナル  
國事ノ事項ガソニ規定サレテ居リマス  
スル、之ヲ現行憲法ニ於キマシテ、玉  
皇ハ國ノ元首デアツテ統治權ヲ總攬ス  
ルト云フアノ條文、ソレニ引續イテ居  
汎ナル大權事項ヲ記シテ居リマスル、  
トハ正ニ對應ノ位置ニアルト誰モ認ム  
テ居ル譯デアリマス、元來此ノ度ノ政  
正草案ニ於キマシテハ、從來我ガ法典  
ニ於テ一度モ恐ラク使用サレタコトノ  
ナイ、全ク新シイ概念ノ「象徵」ト云フ  
言葉ガ用ヒラレテ居リマス、此ノ本來  
詩的ナ、藝術的ナ言語ガ持ツテ居ル神  
祕性ニ依リマシテ、天皇制ヲ潤色ハシ  
テ居リマスルケレドモ、今ヤ所謂「象  
徵」ト云フノハ純粹ニ法律學的ニハ何  
等ノ實體概念デモナケレバ、又機能ニ  
表ス概念デモゴザイマセヌ、即チ全  
ヤ國會ガ國家ノ最高機關デアリマ  
シテ、天皇ハ最早一ツノ機關  
デモアリマセヌ、即チ國家ノ政  
治的意思構成ニ對シマシテ、何ノ  
關係、形式的ノ關係ヲモ持タレ  
イ、即チ儀禮的、修飾的ナ天皇ト  
ナツテ居ルノデアリマス、天皇制ト由  
シマシテモ、今ヤ單ニ名稱ノミノモノ  
デアリマシテ、政治性トシテハ既ニ其  
別トシマシテ、客觀的ニ解釋致シマシ  
テ、日本國家ノ政治的基本性格ノ根本  
の變革ト言ハナケレバナラメト思フ

デアリマス、吉田總理大臣ノ六月二十  
四日ノ嘗貴族院ノ御答辯ハ、果シテソ  
レデ宜シイノカドウカ、金森國務相ハ  
其ノ限りニ於テハ變更ヲ認メラレテ居  
リマス、其ノ間政府當局ノ間ニ御答辯  
ニ矛盾ガナイカト云フコトヲ御尋申  
シタインデアリマス、又終戰以來、歷代  
ノ内閣、殊ニ幣原前首相ガ臣節ヲ盡シ  
テ護持セムト傳ヘラレタ天皇制ノ内容  
ハ果シテ斯クノ如キモノニアツカド  
ウカラ幣原國務大臣ニ御尋不申シタイ  
ノデアリマス、憲法改正ノ一ツノ理由  
ト致シマシテ、皇室ノ安泰ト云フコト  
ヲ總理大臣ハ説明セラレマシタガ、斯  
ク迄致シテ殘ルト云フコトガ果シテ皇  
室ノ御名譽アルカ、從ツテ國民之榮譽  
デアルカト云フコトモ一ツノソニ問  
題ガアルト考ヘラレルノデゴザイマ  
ス、政治的基本性格ニ關スル第二ノ點  
ハ主權論、是ハ所謂國體ニ關聯シタ問  
題デゴザイマス、現草案ノ前文及ビ第  
一條ニ繰返シ主張サレテアリマスルヤ  
ウニ、國民ノ總意カ至高デアルト云フ  
コト、或ハ國政ハ崇高ナル國民ノ信託  
ニ基クノデアツテ、其ノ權利ハ國民ニ  
依頼スルト云フコト、或ハ天皇ノ地位  
ハ國民ノ至高ナル總意ニ基クトナツタ  
如キ、是等ハ今度ノ新憲法ノ新シイ案  
デアリマス、斯ク解シテヨソ切メテ  
謂君主權ニ對立スル人民主權ノ理論  
デゴザイマス、斯ク解シテヨソ切メテ  
先程私ガ申上ゲマシタヤウニ、草案ニ  
於キマシテ日本國家ノ意思構成カラ、  
謂君主權ニ對立スル人民主權ノ理論

政治秩序其ノモノカラ天皇ヲ除外シテ  
其ノ新シイ國家形態ノ基礎ヅケトシテ  
極メテ徹底シタル立場ト申スベキデア  
リマス、之ヲ現在ノ憲法ニ見マスルノ  
ニ、上識ニ於キマシテ「國家統治ノ大  
權ハ朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ  
傳フル」云々、又ソレヲ承ケマシテ、  
第一條ニ於テ「大日本帝國ハ萬世一系  
ノ天皇之ヲ統治ス」トアリマスルノト  
較ベマスル時ニ、此處ニ根本的ノ相違  
ヲ認メザルヲ得ナイノデアリマス、何  
故ニ政府ハ率直ニ之ヲ承認シテ明言爲  
サラナイカ、我ガ憲法解釋上ニ於キマ  
シテ、國體ト相違シテ居リマスノハ、  
實ハ斯カル成文法ノ斯カル條章ニ基イ  
テ解釋サレ来ツテ居ルノガ通説デゴザ  
イマス、又政府當局ノ強辯セラレテ居  
ルニモ拘ラズ、國民一般ガ所謂國體ト  
シテ考ヘテ居ルモノハ、斯カル政治ノ  
基本性格ト無關係デハナイノデアリマ  
シテ、寧ロ內的ナ關聯ヲ持ツテ居ルノ  
デアリマス、現ニ現在ノ憲法ノ發布ト  
相前後シテ渙發サレマシタ教育勅語  
ニ於キマシテ、「我カ國體ノ精華」ト宣  
セラレテアリマスノモ、斯カル日本ノ  
根本的政治性格ト關係ガアルノデアリ  
マス、此ノ意味ニ於キマシテ、我ガ國  
體觀念モ、草案ニ於テハ明カニ變更サ  
レテ居ルト解説スベキデアリマス、政  
府ハ流石ニ斯カル變更ヲ蔽フ爲ニソレ  
ヲ緩和致シマシテ、國民ノ中ニハ天皇  
ヲ含ムト云フ、極ヌテ奇怪ナル解釋ヲ  
案出サレタノアリマス、加之初メノ

間ハ國民ノ總意ガ至高デアルト云フノ  
ハ、必ズシモ主權ノ所在ヲ規定シテ居  
ルノデハナイト云フ御説明デアリマシ  
タ、併シナガラ斯様ニ國民ノ中ニ天皇  
ヲ含ムト云フ御解釋ハ是迄ノ日本ノ國  
語竝ニ法律用語トシテ嘗テナイト申シ  
テ宜シノデアリマス、且日本ノ政府  
ガ發表サレマシタ英譯文ニ於キマシテ  
ハ、明カニ「ソヴィン・ウイル・オブ・ザ・  
ピープル」、「ソヴェリニティ・オブ・ザ・  
ピープル・ウイル」トナツテ居ルノデアリ  
マス、殊ニ三月六日ノ聯合軍最高司  
令官ノ聲明ニハ、「主權ハ今ヤ率直ニ  
人民ノ手ニ置イテアル」ト宣言セラレ  
テアルノデアリマス、斯ク迄明白ナ事  
實ノ中ヲ抑切ツテ、敢テ人民主權デナ  
イト主張セラレル態度ハ、所謂耳ヲ蔽  
ウテ鈴ヲ盜ムノ類デハアリマセヌカ  
(拍手)、現ニ今回ノ衆議院憲法委員會  
ノ審議ニ於キマシテ、色々經緯ハアヅ  
タヤウデアリマスルケレドモ、私共ハ  
何故カ其ノ理由ガ解シニクイノデアリ  
マスケレドモ、最後ノ段階ニ、却テ政  
府與黨カラ主權在國民ノ提案ガアツ  
テ、ソレガ遂ニ今回衆議院ノ修正トナ  
ツタト心得テ居リマス、政府ハ之ニ同  
意セラレタ理由ハ何處ニアルノデアリ  
スカ、私共ノ解釋トシマシテハ、寧ロ現草  
案ノ論理ヲ徹底シタモノ、即チ今ヤ純粹ノ  
人民主權ヲ表シタモノ、殊ニ其ノ意味  
ニ於テハ、英文ノ精神ニ於テハ、ヨリ  
忠實ニナツタモノト私ハ考ヘルノデア  
リマス、唯併シ此ノ場合ニモ依然トシ

テ國民ノ中ニハ天皇ヲ含ムト云フ解釋ヲ殘スコトニ依リマシテ、一方ニハ是迄主權在君說ヲ維持シテ來タ政黨ガ之ニ轉換シマシテ、又他方ニハ他ノ政黨織リ込ンダモノトシテ之ヲ贊同スルト云フ、極メテ奇態ナル現象ヲソニ生ジテ居ルノデアリマスル、併シ議會ト政府トガ如何様ニ妥協セラレ、解釋サレマシテモ、國民主權、或ハ人民主權ト云フ、世界共通ノ政治學上ノ既念ガ持ツテ居ル眞理性ハ之ヲ蔽フコトハ出來ナインデアリマス、從ソテ若シ之ヲ以テ、我ガ在來ノ政治的基本性格乃至又國體觀念ガ變更サレヌト御考ニナルナレバ、是ハ一ツノ自己滿足、自己慰安、敢テ申セバ一ツノ自己欺瞞ト申シニ今回ノ憲法改正ニ依リマシテ、天皇制ト主權論ヲ續ツテ、政府ノ否定的ナテ宜シトイ思フノデアリマス、(拍手)實御答辯ニモ拘ラズ、私ガ純粹ニ、客觀的ニ、論理的ニ解釋致シマシテ、肇國以來ノ大革命ガ進行シツ、アルノデアリマス、私共ハ敢テ斯カル主義ノ革命ヲ避クルモノデアリマセヌ、唯問題ヲ繫ルノデアリマス、政府ハ此ノ問題ヲ如何様ニ御覽ニナツテ居ルノカ、昨日モ森國務相ノ説明、又嘗テノ機會ノ總理大臣ノ御辯明ニ依リマシテモ、今回政府ノ改正ノ一つノ理由ハ國內情勢ノ變化ヲモ考ヘテ居ルト云フ御話デゴ

ザイマス、ソレナラ、體彼ノ草案作成ニ至ル迄、各種政黨、並ニ各種研究團體ガ公表シタ憲法改正案ハ、サウ云フモノヲ果シテ政府ニ要求シタカドウカ、況ンヤ健全ナル大多數ノ國民ガ沈黙ヲ守ツテ居ルノデアリマス、何時デモ時代ノ勢力ニ迎合スル少數者ノ意見ガ前面ニ出ルノガ我ガ國ノ國情デアリマス、私ハ斯カル状態ヲ以チマシテ、他日、十年或ハ二十年ノ後ニ國民ノ間ニ大ナル反動ヲ起スロ實、或ハ名分ヲ與ヘハシナイカヲ惧レルモノデアリマス、此ノ點ニ關シマシテ、總理大臣ハ如何ナル御認識ヲ持ツテ居ラレマスルカ、先程申述ベマシタ憲法ノ安定性ノ問題ト關聯シテ御答辯ヲ煩シタイノデアリマス、我々ハ今敗戦後滿一周年、此ノ改正ノ事業ヲ通シマシテ、國家興廢ノ第二ノ關頭ニ謂ハバ立ツテ居ルト申シテ宜シイノデアリマス、何故ナレバ、敗戦ト降伏ニ依ツテ日本ノ國家ハ、國體ハ變更シタ譯デハアリマセヌ、「ボツダム」宣言ヲ受諾シタト云フ瞬間ニ國民主權ガ日本ニ布カレタト云フ譯デハ決シテナイノデアリマス、政府ノ昨日ノ御答辯ニハ私ハ贊成スルモノデアリマス、併シ今國民ノ自由ノデアリマス、此ノ秋ニ當リマシテ、聯ナル野心ヤ、利己的ナ陰謀ヲ拭ヒ去ツ

テ、眞ニ自分ノ國ト、其ノ國民ニ對ス  
ル責任ニ於テ、尊嚴ト觀智ト、而シテ  
愛國心ヲ以テ今ヤ當ルベキデアリマ  
ス、草案ガ餘リニモ外國ノ政治哲學カ  
ラ借リ來リマシテ、日本ノ傳統的思想  
カラ遙カニ斷絕シテ居ルコトハ、今ヤ  
外國ニ於テ公ノ輿論トナリツ、ゴザイ  
マス、私共ハ今茲ニ新シイ善キモノハ  
進シ、之ヲ採ツテ、改革ヲ斷行シマ  
スト同時ニ、他方ニ、苟クモ國民ノ歷  
史的本質ノ中ニ育成シテ來マシタモノハ  
ハ、之ヲ維持スルコトガ必要デゴザイ  
マス、所謂憲法ノ法的繼續性ト申シマ  
スルノモ、斯様ナ歴史的ナ繼續性ニ裏  
付ケラレテコソ始メテ具體的ノ意義ヲ  
持ソノデアリマシテ、之ナクシテハ新  
憲法ハ日本國民ノ血トナリ肉トナルコ  
トハ出來ナインデアリマス、斯様ナ見  
地カラ、私ハ我が國ノ政治的基本構造  
ニ關シマシチハ、所謂現狀維持のナ保  
守主義アナク、又他方ニ現在ノ政府  
ノ草案ニアルヤウナ、或意味ニ於テ  
歴史ノ斷絶ヲ意味スル革命主義デモ  
ナク、第三ノ途ヲ選ブ必要ガアツタ  
ト考ヘルノデゴザイマスルガ、政府  
當局ハソレヲ如何ニ御考ニナルカ、  
現ニ此ノコトハ、各政黨並ニ有力ナル  
諸研究團體ガ、是迄ニ公ニシマシタ改  
正案ノ中ニ主權ノ所在ヲ以チマシテ、  
ヲ含シダ日本國民全體ニ在リトシ、或  
ハ天皇ヲ首長トスル國民全體ニ在リト  
シタコトハ、是バ理論ノ或一致點ヲ思ハ

シムルモノニアリマス、孰レモガ政府  
案ニ比シマシテ、遙カニ日本ノ歴史ノ  
上ニ立脚シテ或改革ヲ狙シテ居ルノデ  
アリマス、況ニヤ今國衆議院ニ於ケル  
修正案ト違ツテ、即チ修正案ノ如キ主  
權在國民トハ本來根本的ニ異ソタ立場  
ニ立ツテ居ツタ筈デアリマス、私自身  
豫テ民族共同體或ハ國民共同體、英語  
ニ譯シマスレバ「ナショナル・コムミニ  
ティ」ト云フ考ヲ持ツテ居ルモノデゴ  
ザイマス、是ハ一面我が國ノ歴史ニ於  
テ、日本國民共同體ノ本質ヲ活カス所  
キマシテ、所謂西歐ニ先進シタ、君主  
主權ト人民主權トノ對立ヲ遙カニ越エ  
ソタルト考ヘラレルノデアリマス、  
以デアルト考ヘラレルノデアリマス、  
同時ニ他面ニ於キマシテハ、御承知ノ  
ヤウニ民主主義ハ何ト申シマシテモ個  
人ト其ノ多數ニ基礎ヲ置イテ居ルノデ  
アリマス、之ヲ新タニ國家ノ共同體ヲ  
構成スル所ノ新タニ世界觀ヲ與ヘル、  
ソレニ此ノ問題ガ重要ナル役割ヲ爲ス  
世紀ノ所謂自由主義的民主主義カラ新  
タニ今世紀ニ入りマシテ、共同體的民  
主主義ヘノ發展ヲ意味スルモノニアリ  
マス、サウシテ我ガ國ニ於キマシテ國  
民ノ結合ヲ根源ニ於テ支ヘテ來タモノ  
ガ皇室デアツタ云フコトハ、我ガ國  
ノ意義ヲ加ヘルモノニアルト確信スル  
モノニアリマス、政府當局ハ私共ノ言  
ヒマス左様ナ國民共同體ト云フモノノ

概念ニ必ズシモ反對サレズ、或場合ニ  
ハ之ヲ採ツテ御説明ニナツテ居ルヤウ  
デアリマスケレドモ、單ニ國民ト云ツ  
タヤウナ集合概念トハ違ツテ、根本ノ  
修正案ト違ツテ、即チ修正案ノ如キ主  
權在國民トハ本來根本的ニ異ソタ立場  
ニ立ツテ居ツタ筈デアリマス、私自身  
豫テ民族共同體或ハ國民共同體、英語  
ニ譯シマスレバ「ナショナル・コムミニ  
ティ」ト云フ考ヲ持ツテ居ルモノデゴ  
ザイマス、是ハ一面我が國ノ歴史ニ於  
テ、日本國民共同體ノ本質ヲ活カス所  
キマシテ、所謂西歐ニ先進シタ、君主  
主權ト人民主權トノ對立ヲ遙カニ越エ  
ソタルト考ヘラレルノデアリマス、  
以デアルト考ヘラレルノデアリマス、  
同時ニ他面ニ於キマシテハ、御承知ノ  
ヤウニ民主主義ハ何ト申シマシテモ個  
人ト其ノ多數ニ基礎ヲ置イテ居ルノデ  
アリマス、之ヲ新タニ國家ノ共同體ヲ  
構成スル所ノ新タニ世界觀ヲ與ヘル、  
ソレニ此ノ問題ガ重要ナル役割ヲ爲ス  
世紀ノ所謂自由主義的民主主義カラ新  
タニ今世紀ニ入りマシテ、共同體的民  
主主義ヘノ發展ヲ意味スルモノニアリ  
マス、サウシテ我ガ國ニ於キマシテ國  
民ノ結合ヲ根源ニ於テ支ヘテ來タモノ  
ガ皇室デアツタ云フコトハ、我ガ國  
ノ意義ヲ加ヘルモノニアルト確信スル  
モノニアリマス、政府當局ハ私共ノ言  
ヒマス左様ナ國民共同體ト云フモノノ

概念ニ必ズシモ反對サレズ、或場合ニ  
ハ之ヲ採ツテ御説明ニナツテ居ルヤウ  
デアリマスケレドモ、單ニ國民ト云ツ  
タヤウナ集合概念トハ違ツテ、根本ノ  
修正案ト違ツテ、即チ修正案ノ如キ主  
權在國民トハ本來根本的ニ異ソタ立場  
ニ立ツテ居ツタ筈デアリマス、私自身  
豫テ民族共同體或ハ國民共同體、英語  
ニ譯シマスレバ「ナショナル・コムミニ  
ティ」ト云フ考ヲ持ツテ居ルモノデゴ  
ザイマス、是ハ一面我が國ノ歴史ニ於  
テ、日本國民共同體ノ本質ヲ活カス所  
キマシテ、所謂西歐ニ先進シタ、君主  
主權ト人民主權トノ對立ヲ遙カニ越エ  
ソタルト考ヘラレルノデアリマス、  
以デアルト考ヘラレルノデアリマス、  
同時ニ他面ニ於キマシテハ、御承知ノ  
ヤウニ民主主義ハ何ト申シマシテモ個  
人ト其ノ多數ニ基礎ヲ置イテ居ルノデ  
アリマス、之ヲ新タニ國家ノ共同體ヲ  
構成スル所ノ新タニ世界觀ヲ與ヘル、  
ソレニ此ノ問題ガ重要ナル役割ヲ爲ス  
世紀ノ所謂自由主義的民主主義カラ新  
タニ今世紀ニ入りマシテ、共同體的民  
主主義ヘノ發展ヲ意味スルモノニアリ  
マス、サウシテ我ガ國ニ於キマシテ國  
民ノ結合ヲ根源ニ於テ支ヘテ來タモノ  
ガ皇室デアツタ云フコトハ、我ガ國  
ノ意義ヲ加ヘルモノニアルト確信スル  
モノニアリマス、政府當局ハ私共ノ言  
ヒマス左様ナ國民共同體ト云フモノノ

概念ニ必ズシモ反對サレズ、或場合ニ  
ハ之ヲ採ツテ御説明ニナツテ居ルヤウ  
デアリマスケレドモ、單ニ國民ト云ツ  
タヤウナ集合概念トハ違ツテ、根本ノ  
修正案ト違ツテ、即チ修正案ノ如キ主  
權在國民トハ本來根本的ニ異ソタ立場  
ニ立ツテ居ツタ筈デアリマス、私自身  
豫テ民族共同體或ハ國民共同體、英語  
ニ譯シマスレバ「ナショナル・コムミニ  
ティ」ト云フ考ヲ持ツテ居ルモノデゴ  
ザイマス、是ハ一面我が國ノ歴史ニ於  
テ、日本國民共同體ノ本質ヲ活カス所  
キマシテ、所謂西歐ニ先進シタ、君主  
主權ト人民主權トノ對立ヲ遙カニ越エ  
ソタルト考ヘラレルノデアリマス、  
以デアルト考ヘラレルノデアリマス、  
同時ニ他面ニ於キマシテハ、御承知ノ  
ヤウニ民主主義ハ何ト申シマシテモ個  
人ト其ノ多數ニ基礎ヲ置イテ居ルノデ  
アリマス、之ヲ新タニ國家ノ共同體ヲ  
構成スル所ノ新タニ世界觀ヲ與ヘル、  
ソレニ此ノ問題ガ重要ナル役割ヲ爲ス  
世紀ノ所謂自由主義的民主主義カラ新  
タニ今世紀ニ入りマシテ、共同體的民  
主主義ヘノ發展ヲ意味スルモノニアリ  
マス、サウシテ我ガ國ニ於キマシテ國  
民ノ結合ヲ根源ニ於テ支ヘテ來タモノ  
ガ皇室デアツタ云フコトハ、我ガ國  
ノ意義ヲ加ヘルモノニアルト確信スル  
モノニアリマス、政府當局ハ私共ノ言  
ヒマス左様ナ國民共同體ト云フモノノ

概念ニ必ズシモ反對サレズ、或場合ニ  
ハ之ヲ採ツテ御説明ニナツテ居ルヤウ  
デアリマスケレドモ、單ニ國民ト云ツ  
タヤウナ集合概念トハ違ツテ、根本ノ  
修正案ト違ツテ、即チ修正案ノ如キ主  
權在國民トハ本來根本的ニ異ソタ立場  
ニ立ツテ居ツタ筈デアリマス、私自身  
豫テ民族共同體或ハ國民共同體、英語  
ニ譯シマスレバ「ナショナル・コムミニ  
ティ」ト云フ考ヲ持ツテ居ルモノデゴ  
ザイマス、是ハ一面我が國ノ歴史ニ於  
テ、日本國民共同體ノ本質ヲ活カス所  
キマシテ、所謂西歐ニ先進シタ、君主  
主權ト人民主權トノ對立ヲ遙カニ越エ  
ソタルト考ヘラレルノデアリマス、  
以デアルト考ヘラレルノデアリマス、  
同時ニ他面ニ於キマシテハ、御承知ノ  
ヤウニ民主主義ハ何ト申シマシテモ個  
人ト其ノ多數ニ基礎ヲ置イテ居ルノデ  
アリマス、之ヲ新タニ國家ノ共同體ヲ  
構成スル所ノ新タニ世界觀ヲ與ヘル、  
ソレニ此ノ問題ガ重要ナル役割ヲ爲ス  
世紀ノ所謂自由主義的民主主義カラ新  
タニ今世紀ニ入りマシテ、共同體的民  
主主義ヘノ發展ヲ意味スルモノニアリ  
マス、サウシテ我ガ國ニ於キマシテ國  
民ノ結合ヲ根源ニ於テ支ヘテ來タモノ  
ガ皇室デアツタ云フコトハ、我ガ國  
ノ意義ヲ加ヘルモノニアルト確信スル  
モノニアリマス、政府當局ハ私共ノ言  
ヒマス左様ナ國民共同體ト云フモノノ

概念ニ必ズシモ反對サレズ、或場合ニ  
ハ之ヲ採ツテ御説明ニナツテ居ルヤウ  
デアリマスケレドモ、單ニ國民ト云ツ  
タヤウナ集合概念トハ違ツテ、根本ノ  
修正案ト違ツテ、即チ修正案ノ如キ主  
權在國民トハ本來根本的ニ異ソタ立場  
ニ立ツテ居ツタ筈デアリマス、私自身  
豫テ民族共同體或ハ國民共同體、英語  
ニ譯シマスレバ「ナショナル・コムミニ  
ティ」ト云フ考ヲ持ツテ居ルモノデゴ  
ザイマス、是ハ一面我が國ノ歴史ニ於  
テ、日本國民共同體ノ本質ヲ活カス所  
キマシテ、所謂西歐ニ先進シタ、君主  
主權ト人民主權トノ對立ヲ遙カニ越エ  
ソタルト考ヘラレルノデアリマス、  
以デアルト考ヘラレルノデアリマス、  
同時ニ他面ニ於キマシテハ、御承知ノ  
ヤウニ民主主義ハ何ト申シマシテモ個  
人ト其ノ多數ニ基礎ヲ置イテ居ルノデ  
アリマス、之ヲ新タニ國家ノ共同體ヲ  
構成スル所ノ新タニ世界觀ヲ與ヘル、  
ソレニ此ノ問題ガ重要ナル役割ヲ爲ス  
世紀ノ所謂自由主義的民主主義カラ新  
タニ今世紀ニ入りマシテ、共同體的民  
主主義ヘノ發展ヲ意味スルモノニアリ  
マス、サウシテ我ガ國ニ於キマシテ國  
民ノ結合ヲ根源ニ於テ支ヘテ來タモノ  
ガ皇室デアツタ云フコトハ、我ガ國  
ノ意義ヲ加ヘルモノニアルト確信スル  
モノニアリマス、政府當局ハ私共ノ言  
ヒマス左様ナ國民共同體ト云フモノノ

兵備ヲ考ヘルト云フコトハ、是ハ當然衆議院ニ於ケル御説明ニ於キマシテ、是迄自衛權ト云フ名ノ下ニ多クノ侵略ガ認メラタ場合デモ、尙且斯カル國ルニ如カズト云フ御説明デアルヤウデアリマスガ、是ハ客觀的ニ其ノ正當性思デアルノカ、即チ國際聯合ニ加入スル場合ヲ現在ノ草案ハ豫想シテ居ルコトト考ヘマスガ、其ノ國際聯合ノ憲章ノ中ニハ、斯カル意味ノ國家ノ自衛權ト云フコトハ承認サレテ居ルト存ジマス、尙又國際聯合ニ於キマスル兵力ノ組織ハ、特別ノ獨立ノ組織ガアルト云フコトデナシニ、各加盟國ガソレバ、之ヲ提供スルト云フ義務ヲ帶ビテ居ルノデアリマス、茲ニ御尋ネ致シタイノハ、將來日本ガ此ノ國際聯合ニ加入ヲ許サレル場合ニ、果シテ斯カル權利ト義務ヲモ拋棄サレルト云フ御意思デアルノカ、斯クノ如ク致シマシテハ、日本ハ永久ニ唯他國ノ好意ト信義ニ委ネテ生キ延ビムトスル所ノ東洋的ナ諦メ、諦念主義ニ陥ル危險ハナイノカ、寧口進立スルト云フ積極的理想ハ却テ其ノ意ニ、互ニ血ト汗ノ犠牲ヲ拂フコトニ依ツテ、相共ニ携ヘテ世界恒久平和ヲ確立スルト云フ

「アメリカ國ノ或評論家が批評致シマ  
シタヤウニ、苟クモ國家タル以上ハ、又  
自分ノ國民ヲ防衛スルト云フノハ、又  
其ノ爲ノ設備ヲ持ツト云フコトハ、是  
ハ普遍的ナ原理デアル、之ヲ憲法ニ於  
テ抛棄シテ無抵抗主義ヲ採用スル何等  
ノ道徳的義務ハナインデアリマス、又  
何レノ國家ニ於キマシテモ、國內ノ秩  
序ヲ維持スルガ爲ニハ、警察力ダケデ  
ハ不十分デアリマス、本來兵力ヲ維持  
スル一ツノ目的ハ、斯カル國內ノ治安  
ノ維持ト云フコトモ考ヘラレテ居ルノ  
デアリマス、殊ニ日本ノ場合ニハ、將  
來ヲ想像致シマスルト、國內ニ於キマ  
スル狀勢ノ不安、其ノ狀態ハ相當覺悟  
シテ居ラナケレバナラヌト思フノデア  
リマス、政府ハ近ク來タラムトスル講  
和會議ニ於テ、是等内外ヨリノ秩序ノ  
破壞ニ對スル最小限度ノ防衛ヲモ抛棄  
サレルト云フコトヲ爲サラウトスルノ  
デアルカ、此ノ點ヲ御尋ネ申上ゲタ  
ノデアリマス、若シワレナラバ既ニ國  
家トシテノ自由ト獨立ヲ自ラ抛棄シタ  
モノト選ブ所ハナインデアリマス、國  
際聯合ハ決シテ國家ノ斯カル自主、獨立  
性ヲ否定ダテ居リマセヌ、寧ロソレヲ  
完全ナモノニスル爲ニ、互ニ聯合シ  
テ、世界ニ普遍的ナ政治秩序ヲ作ラウ  
ト云フノガ其ノ理想デアリマス、尙且  
大事ナコトハ、斯カル新シイ國際運動  
ハ、結局ニ於テ、世界ハ一ツ、先程申  
シタ私ノ申上ゲマスル各國ノ民族共同  
體ヲ越エテ、ソコニ世界人類共同體下云

フ理想ヲ目途トシテ居ルモノト我々ハ解釋スルノデアリマス、然ルニ此ノ世界共同體ノ理想ニ於キマシテハ、單ニ其處ニ與ヘラレテ居ル平和ヲ維持シ、唯國際ノ安寧ヲ維持スルト云フダケデヤナシニ、人種、言語ノ區別ヲ立チ越エテ、世界ニ普遍的ナル正義ヲ實現スルト云フ爲ニ各國間ノ協力ガ要請セラレルノデアリマス、其ノ爲ニ功利主義的ナ、單ニ現狀ヲ維持スルト云フダケデナシニ、政治經濟上ノヨリ正シキ秩序ヲ建設スル爲ニ絶エズ努力ガ各國民ニ依ツテ拂ハレナケレバナラヌノデアリマス、而モソレヲ武力ニ依ラナイデ、飽ク迄モ人類ノ理性ト良心ニ懇ヘ、平和的方法ニ依ツテ之ヲ達成シヨウツスル所ノ大ナル理想ガアルノデアリマス、日本ガ是迄ノ過誤ヲ清算致シマシタル以上ハ、將來世界ニ向ツテ單ニ戰爭ヲ拠棄スルト云フコトダケヨ宣言スルダケデナシニ、進シテ世界共同體ノ間ニアリマシテ實現スベキ斯カル理想目的ヲ持ツコトガ必要デアリマス、ソレハ現ニ近ク來ラムトスル所ノ講和會議ニ對シテモ其ノ備ガアルベキ害ダト私ハ思ノデアリマス、今回衆議院ノ修正ニ於キマシテ、「日本國民は、正義と秩序を共調とする國際平和を誠實に希求し」、ト云フ一句ガ當該條文ニ加ヘラレタノデアリマス、此ノコトハ私ハ恩フノデアリマス、何故ナレバ、是

ハ單ニ戰爭ヲ拠棄スルト云フダケテハナ  
シニ、進シニデ民族ノ平和ノ理想ヲ謳ツ  
タモノニアリマス、ソレ以上ニ私ノ考  
ヘマスコトハ、單ナル平和ノ現状ヲ維  
持スルト云フノザヤナシニ、飽ク迄モ  
國際正義ニ基イタ平和ヲ理想トスルト  
云フ所ニ重要ナル意義ガアルト思フノ  
デアリマス、今回ノ衆議院ノ憲法修正  
ニ對シテ、修正ノ中ノ最モ重要ナ意義  
ヲ持ツテ居ルモノハ是デアルト私ハ叫  
ブ者デアリマス、政府ハ右修正案ニ對  
シマシテ、此ノ問題ヲ如何ヤウニ御考  
ニナツタカ、又此ノ問題ニ對シテ如何  
ナル御用意ガアルノカト吉田外務大臣  
ニ御尋ネ致シタインデアリマス、又其  
ノ間ノ法理的ナ問題ニ付キマシテハ、  
金森國務相ニ御尋ネ致シタインデアリマス、  
マス、次ニ憲法内容質疑ノ第三項目ト  
致シマシテ、國民ノ社會經濟生活ニ關  
シテ御尋不致シタインデアリマス、凡  
ソ民主政治ノ發達ハ國民ノ經濟的生活  
ノ民主化、其ノ經濟的基礎ノ確立  
ナクシテハ不可能デアリマス、處  
ガ此ノ問題ノ解決ニ關シマシテ、草案  
ノ第三章、「國民の權利及び義務」ノ規  
定ハ、果シテ十分ナル條件ヲ充シテ居  
ルカドウカト云フコトデアリマス、草  
案ガ一般ニ個人ノ自由及ビ權利ニ關ス  
ル基本的ナ人權ヲ確立シタコトハ、後  
レ馳セナガラ我が國ニ於テ啓蒙思想ヲ  
完成シタモノトシマシテ、現行憲法ニ  
比シ重要ナル意義ヲ持ツテ居ルコトヲ  
私ハ認識シタインデアリマス、併シナ

ガラ單ニ個人ノ所謂天賦人權思想ヲ以  
チマシテハ、政治的國家生活ノ問題ト  
同ジヤウニ、社會經濟生活ノ問題モ決  
シテ解決シ得ルモノデハゴザイマセ  
ヌ、此處ニモ先程申上ダマシタ十八、  
九世紀ノ自由主義のナ民主主義デナ  
ク、新タニ共同體のナ民主主義ノ發展  
ガ生ジテ來ルノデアリマス、取分ケ戰  
敗後ノ我國ト致シマシテハ、國土資  
源ノ著シク少クナツタ此ノ我國ニ於  
テ、今迄ノヤウニ、況ニヤ又「アメリカ  
カ」ノヤウナ先輩國ノ如ク、單ニ自利  
心ノ追求ト、ソレニ依ル個々ノ企業ノ  
發達競争ト云フコトヨリモ、寧ロ全體  
ノ計畫經濟、新經濟秩序ノ樹立、ソレ  
ニ依ソテ國民全體ノ生活ノ安定保障ト云  
フコトガヨリ重要ナル意義ヲ持ツテ來  
ルト考ヘマスルガ、之ヲ如何様ニ政府  
ハ御考ニナツテ居ルカ、ソレハ個人ノ  
自由及ビ權利ト云フ領域ヨリモ寧ロ社  
會的正義ノ問題デアリマスガ、戰爭拋  
棄ニ付キマシテ世界ニ理想ヲ宣言致シ  
マシタ日本ガ、此ノ國內ニ於ケル社會  
的正義ノ實現ニ向ツテ同ジク劃期的ナ  
ル一ツノ立場、方向ヲ憲法ニ於テ宣示  
スルノ必要ガナカツタカト云フコトヲ  
御尋ネ致シタインデアリマス、草案ニ  
於キマシテハ、成ル程個人ノ權利ハ溢  
用シテハナラヌ、之ヲ公共ノ福祉ニ利  
用スベキデアルト云フコトハ書イテア  
リマス、政府ハソレヲ手掛サツト致シマ  
シテ色々社會政策ヲ實施ナサル、文ソ  
レガ或程度出来ルコトト考ヘマス、

ケレドモソレニハ自ラ一定ノ限界ガ出  
テ來マス、若シソレヲ超エマスルト、  
新憲法ニ於キマシテハ、最高裁判所ニ  
依ツテソレガ憲法違反トシテ宣言サレ  
ルコトハ、之ニ依リマシテ折角ノ政府  
ノ計畫モ施設モ無效ニ終ルコトハナイ  
カ、ソレハ御承知ノ通り、最近「アメ  
リカ」ニ於テモ苦イ經驗ヲ持ツタ問題  
デゴザイマス、私ハ今茲ニ一ツノ例ヲ  
取上げテ説明致シタウガザイマス、草  
案ニ於キマシテハ、總テノ國民ハ労務  
ノ權利ヲ持ツテ居ルト云フコトガ書イ  
テゴザイマス、之ヲ認メマシタ以上  
ハ、國家トシテ之ヲ出來ル限り社會ニ  
獎勵シ、又自ラモ此ノ方向ニ向ツテ施  
設シ、計畫シ、立法スルト云フコトハザ  
當然ノコトト考ヘマス、其ノ爲ニ政府  
ハ場合ニ依ツテハ經濟ノ再編成ヲ爲ス  
ト云フコトノ必要モ生スルコトデゴザ  
イマセウ、然ルニ現草案ニ於キマシテ  
ハ、財產權ハ侵シテハナラヌト云フノ  
が根本ノ建前デアリマス、私有財產、  
トナシテ居リマス、特定ノ目的ノ爲ノ  
公用徵收等ノ場合デアレバソレデモ宜  
イカモ知レマセヌケレドモ、苟クモ國  
家ガ廣汎ナル政策ト施設ヲ講ジョウト  
スル場合ニ、是デ果シテ出來ルモノカ  
ドウガト云フ問題デアリマス、ソコデ  
御尋不申上ダタイコトハ、一體政府ハ  
此ノ勤勞權ト云フモノヲ具體的ニ果シ  
テ何處迄獎勵シ、又政府ガ之ニ向ツテ

計画ヲ  
トデア  
スル場  
付テ書  
實際ノ  
政策ノ  
ル厚生  
リマス  
生存機  
院は、健  
營む糖  
シタ、  
我ガ國  
タモノ  
フノデ  
尋不致  
ノ國民  
居ラ  
彼ノ過  
遅配、  
タト云  
處デ開  
出ニ依  
活ヲ支  
白ナチ  
ハ健康  
維持ス  
云フ一  
セラレ  
益々昂  
マル所  
ニ於キ

爲サラウ  
リマス、又  
抱負ヲ抱  
大臣ニ向  
は、尚國民  
の問題を  
修正ニ於  
て、經濟政  
治、文化、  
健康で文化  
福利を有す  
アリマサ  
是ハ先程  
シタコト  
トシテ、  
アリマサ  
ルコトモ  
事デアリ  
テ居ルニ  
進致シマ  
ヲ知リマ  
テ合ニ、以  
テ、大衆ノ生  
活ハ、政治  
社会の問題  
である。そ  
の問題は、  
政治的、經  
済的、社会的  
の三方面  
から成る。  
政治的問題  
は、主として  
選舉権、議  
會議員選舉  
法、憲法改  
正案等の如  
きである。經  
済的問題は、  
主として工  
業、農業、商  
業、勞働、財  
政等の問題  
である。社  
會的問題は、  
主として人  
權、教育、文  
化、衛生、體  
育等の問題  
である。

ソトシ  
又之ヲ  
以上申  
付ツテ  
ノアリ  
ノマシ  
説明  
ナリ  
申上  
云フ  
此ノ  
此ノ  
今  
长期  
大抵ル  
トハ  
活ヲ  
居リ  
僅  
僅  
絶對  
拘ラ  
セヌ  
化生キ  
政府ノ  
オロ  
ノマス、

上ダタヤ  
ナツテ新  
イノカ  
ヲ承リタ  
テ新  
マス、此  
テ、「すべ  
保障ノ間  
ト云フ一條  
臺フベキ  
ゲマシタ  
最低限度  
社会的正  
義トニ付  
コトニ付  
ハ聯合軍  
カニ都民  
コトニ付  
マス、ソ  
ノ點ニ關  
政府當主  
ノ間ノ主  
如何ニ御  
ハ聯合軍  
カニ都民  
物價ノ  
是デハ

ト云フコトハシク經濟行セムトナ度衆議はハ寧ロノ度衆議イノデアノ題、所謂て國民の生活を向ツシ一言御義ニ向ツ要食糧ノテアルトノ食糧ニテシテ延ラシテハ今日生テハ今此國民大衆ラッシャトナ點ハ止スルト云

斯様の政治問題を明了承認度を度量して、その問題に対する理解度を測る。」

トハ思ヒ  
ナ状態ノ  
ト云フノ  
ス、事態  
テモ深刻  
致シマス  
ガナイデ  
ニ付キマ  
文化サレ  
モ、政府  
ケレバ意  
リマス、  
ハ、憲法  
統制ヲシ  
其ノ新タ  
ヨウトシ  
從ソテ特  
説明ヲ承  
問題デア  
谷ニ付テ  
アドウ云  
セビスマス  
ナラスト  
ハ、初メ  
體系的ナ  
此ノ教育  
ノ前文ニ  
付テ一言

モ及バヌ  
ノ困難性ナ  
下ニ國民  
ハ意味ヲ  
シテハ、  
マシテモ  
ハニカレ  
デアルト  
、併シソ  
ハナイカ  
シテハ、  
ソコデモ  
ハニ之對  
味ヲ爲サ  
正ニ依ツ  
以上ハ、  
テ居ラニ  
ノ私ノ最  
シタイン  
リタイン  
ナ標準ヲ  
ニ食糧ノ  
フ具體的  
テ居ラニ  
ノ私ノ最  
シタイン  
リマス、  
考ヲ持ツ  
キ今回ノ  
云フコト  
用シマシ  
カラ偉大  
モ觸レル  
ウデゴザ

又、僅  
條下デ  
マセスル  
ク出来  
テ居ル  
リ、少  
テモ癸  
ツカタ  
立ト云  
モ傳ヘ  
イノハ  
ドウカ

ト云フ、是ハマシタ外第三、二三ノ、  
時ニ、特シテ、殊ニ、ノ、  
ダケデナ、國民ノ、  
ヲ自覺セラ、  
マシテハ、  
ノ、  
コトト、  
マシテハ、  
ノ、  
ト云フ、  
ツタト田、  
サラウト、  
居リマス、  
シテ、其明セラ、  
針竈ニ、  
ノ如キエ、  
学校教育、  
ラレテ居、  
ト云フ、  
マシテ、  
文相ガ、  
ネシタイ、  
問題ガ、  
ト云フ、

トハ、ノシニ、申サレシテ居ハルガ、以テ新ノヲ新ニシメル。先程申サレシメニ、外國ノ憲法等ニ其ノ根本ノ規定ガ數々有リマス。誤解ヲ解カセテ、私ガ文部省ニ於テ、國家ノ之ナカツトハ、必要ガア。後ノ日、トハ、ノシニ、申サレシメル。先程申サレシメニ、外國ノ憲法等ニ其ノ根本ノ規定ガ數々有リマス。

十我ガ  
アノデ  
ニ取リ  
本ニ  
拠ミマシ  
ヨゴザイマ  
述ベタ新  
鑑要件ヲ  
或ハソレ  
上カラモ  
文化國家  
世界人類  
拠シ、又  
タルト云フ  
ノ全般ニ  
ニ對スル  
外ナラヌ  
タノカ、  
リマス、  
部大臣ニ  
起ス虞ガ  
テアアリ

シテ見  
設ケタ  
ニ書イ  
國ニ於  
ハナカ  
マシテ  
ルト云  
ニ向ツ  
トシテ  
ニ向ツ  
トシテ  
又内  
シキ民  
民主化  
以上ニ  
ナサネ  
テモ重  
ス、政  
ルト、  
ラレマ  
通ジタ  
任務ヲ  
憲法ニ  
ヤウニ  
マス、  
ナイカ  
教權確  
新聞ニ  
是ト關  
之ヲ先  
同ヒタ  
シテ見  
設ケタ  
ニ書イ  
國ニ於  
ハナカ  
マシテ  
ルト云  
ニ向ツ  
トシテ  
ニ向ツ  
トシテ  
又内  
シキ民  
民主化  
以上ニ  
ナサネ  
テモ重  
ス、政  
ルト、  
ラレマ  
通ジタ  
任務ヲ  
憲法ニ  
ヤウニ  
マス、  
ナイカ  
教權確  
新聞ニ

ソレハヘシマス。其ノ勢力ノカラウト云ヘラレ。主張ヲスケレバ、政治的種ノ何キ！」ト義ニ陥テ、傳ヲ長官ケマシヨル、又其ノ支廳ノ支廳トノ連絡幹事會ニ於テ、殊ニ國民ノ權威ヲテスル如營セシ、寧口今後題デゴト。

今後或意  
獨立シテ  
力ノオ互  
マス、其  
居シニテ居  
カ教階  
申シマツ  
ル處ハナ  
殊ニ地  
ヘラレマ  
トシタ學  
ア、ソレヒ  
共ノ下ニ  
フ設ケル  
肩ノ民主  
フ含マレ  
繫ニ於キ  
走ハ寧ロ  
サイマス  
メルコト  
ヘルノデ  
民公衆ノ  
後新ニセ  
教育委員  
ノ線三沿  
確立ス  
氏ニ直結  
カラ分離

ノ意味ニ  
ルト思フ  
他面其ノ  
生活カラ  
的制度、  
ハカ、一種  
イカト云  
方教育訓  
スルヤウ  
ト云ツタ  
化ニ對シ  
ルノデハ  
ラマス  
、地方ノ  
マシテ、  
中カラ選  
會ノ如キ  
ウテアツ  
アリマス  
スルコト云  
ルト云フ  
シテ、國  
教育ノ坤  
ヒノ交藝  
教育ノ權  
間ノ激烈  
味ニ於テ

云フコトガ眼目デナケレバナラ  
ヌト考ヘルノデアリマス、凡ソ  
教育理念ハ眞理トカ正義トカ云  
フ單ナル抽象性ニ止ツテ居ラナイ限り  
ハ、必ズヤ其ノ時代ノ政治的、社會的  
精神ト分離シテ考ヘルコトノ出來ナ  
モノデアリマス、是ガ眞體的ナ内容  
ハ、必ズヤ國民ノ左様ナ政治的、社會的  
的現實生活カラ生ジテ來ルモノデアリ  
マス、茲ニ必要ナコトハ、各政黨ノ世  
界觀的ノ對立ヲ超エテ、苟クモ新憲法  
ハ如何ナル國民モ把握シナケレバナラ  
ス、サウ云フ國民的ナ世界觀、或ハ政  
治觀ト云フモノヲ作ツテ、公衆ノ識見  
ヲ高メルト云フコトガ極メ重複ナコ  
トニナルト思ヒマスル、蓋シ、近代民  
主主義ノ大キナ使命ハ、其處ニ實ハア  
ルト考ヘルノデゴザイマス、此ノ意味  
ニ於キマシテ一般國民ノ政治教育ハ、  
今後極メテ重要ナ意味ヲ持ツテ來ルト  
思ヒマスルガ、政府當局ハ、之ニ對シ  
テドウ云フ御方針、ドウ云フ御對策ヲ  
御持チニナツテ居ルカヲ伺ヒタインデ  
ト致シマシテ、先程申上ゲマシタ我ガ  
國ノ所謂政治的基本性格ニ關シテドウ  
云フ御考ヲ持ツテ居ラレルカ、本年一  
月ノ下旬デアリマシタカ、當時文部省  
學校教育局長兼東大教授デ在ラレタ文  
相ガ、朝日新聞紙上ニ「天皇制ノ辯明」  
ト云フ一文ヲ發表セラレマシタ、ソレ

ハ我ガ國ノ歴史的ナ事實ト民族ノ固有  
性カラ天皇制ノ合理的根據ヲ認メラ  
テ、就中我ガ國ノ法的秩序ノ理念カ  
ラ、天皇制ノ必要アルコトヲ重要視セ  
ラ、其ノ爲ニハ保守的ナ名稱スラモ  
一文デアリマシタ、當時若キ學徒竝ニ  
必ズシモ厭ハズニ、普ク天下ニ向ツテ、  
之ガ同志ニ向ツテ呼ビ掛ケタ優レタ  
心アル人々ハ、如何ニモニ共鳴シ、  
君ノ良心、所信ト其ノ勇氣ニ稱讃ヲ送  
ツタカ知レマセヌ、其ノ良心的ナ態度  
ト努力ヲ以テシテモ、此ノ草案ヲ變更  
スルコトハ出來ナカツタカドウカ、ソ  
レトモ其ノ所信ニ於テ、心境ニ於テ變  
化ガアツタノカドウカ、事ハ我が國ノ  
文教ノ根本ノ問題デアリマス、心アル  
多クノ人々ハ、文相ノ態度ヲ注目シテ  
待ツテ參リマシタ、私共ハ此ノ機會ニ  
文相ノ所見ト其ノ心境ヲ率直ニ茲デ御  
説明ニナラムコトヲ御願ヒスルノデア  
リマスル、以上質疑シテ參リマシタヤ  
ウニ、本草案ニ於ケル所謂天皇制ヲ繞  
ツテノ我ガ國民主政治ノ在り方、即チ  
基本的政治性格ノ問題ヲ初メトシテ、  
世界ニ類例ノナイ戰爭拋棄ノ問題、又  
今後我が國ニ於テ喫緊ヲ要スル社會經  
済生活、又教育文化ノ問題ヲ初メ、多  
クノ問題ス内包シタ憲法デアリマス、  
ソレガ此ノ度衆議院ヲ通過可決シマシ  
タ現段階ニ於キマシテ、今後ノ取扱ヲ  
如何ニスベキカト云フコトニ付キマシ  
テ、政府當局ニ御対応シタイノ  
デアリマス、一ツハ貴族院トノ關係デ

アリマス、元來「ボッダム」宣言ノ附屬  
文書ニ依リマシテ御承知ノヤウニ、國  
民ノ自由ニ表明シタル意思ニ依ツテ決  
スルト云フ以上ハ、國民ノ代表者タル  
衆議院ガ之ニ當ルト云フコトハ當然デ  
ガザマスル、貴族院ハ此ノ資格ニア  
リマセヌ、然ルニ政府ハ、今回ノ改正  
案ハ現行憲法ノ七十三條ニ依ツテ之ヲ  
御提出ナサレマシタ、ソレナレバ之ニ  
從ヒマシテ、貴族院ハ憲法草案ニ對シ  
テ、全面的ニ其ノ見地カラハ修正ヲス  
ル權限ガアル筈デアリマス、此ノ關係  
トシテ其ノ解決ヲ圖ル以外ニ途ハナ  
イト思フ、私一個ノ意見ト致シマシテ  
ハ、衆議院ノ院議ヲ尊重スル意味ニ於  
テ、貴族院トシテハ之ニ修正ヲ加へナ  
イ、少クトモ政治的根本性格ニ關スル  
ハ、衆議院ノ院議ヲ尊重スル意味ニ於  
テ、貴族院トシテハ之ニ修正ヲ加へナ  
イ、少クトモ政治的根本性格ニ關スル  
ハ考ヘルノデアリマス、貴族院トシマ  
シテハ、何レ態度ヲ御決定ニナルコト  
ト存ジマスルケレドモ、政府自身ハ本  
御尋ね申シタノデアリマス、元來此  
ノ草案ニ於キマシテ一般ノ國民ニ提案  
シテノ其ノ承認ヲ求メルト云フ場合ニ  
ハ、只今申シタ憲法改正ノ場合ヲ指イ  
テハ外ニナイヤウデアリマス、處方草  
案ニ於キマシテ、議會絶對主義ト云フ  
ゼノ他ノ國ニ類例ノナイ程日本ニ於  
テハ今度ハ出來タノデアリマス、從ツ  
テ議會ガ、殊ニ多數寡少事横ニ流レル  
ト云フ場合ニ之ヲ防ぐ方法ハ何カ、唯  
アルト思フノデアリマス、祖國ノ運命  
ヲ決スベキ重大ナル改正草案ハ、今ヤ  
衆議院ヲ通過シテ本院ニ廻リマシタ、  
此ノ時ニ貴族院ト致シマシテハ、假ニ  
根本的ナコトハ何モ加ヘルコトハ出來  
ナイト致シマシテモ、之ヲ自由ニ批判  
シ、質疑シ、將來ノ改革ノ日ノ爲ニ國  
民ニ勧告ヲスルコトガ出來マス、蓋シ

ヤ考ヘナケレバナラヌノデアリマス、  
是ハ政府ガ凡ソ「ボッダム」ノ制度ヲ御考ニナル  
テ忠實デアラウト致シマスレバ執ルベ  
キ態度デアツタ思フ、殊ニ又最近  
「フランス」或ハ「イタリー」ノ事例ヲ見  
サレルデアリマセウ、現ニ本草案ニ於  
キマシテモ、將來憲法ノ改正ノ場合ハ  
左様ニナツテ居ルノデアリマス、  
然ルニ將來ノ改正ヨリ更ニ必要ナ此  
ノ制定ノ場合ニ於テ何故サウ云フ御手  
續ヲ御考ニナラナカツタカ、少クトモ  
現在ノ草案ノ附則ニ於キマシテ、議會  
ヲ通過シタル後、一定ノ期間ニ於テ國  
民ノ間ニ之ヲ問フト云フコトガ必要デ  
アツタノデハナカツタカト云フコトヲ  
御尋ね申シタノデアリマス、元來此  
ノ草案ニ於キマシテ一般ノ國民ニ提案  
シテノ其ノ承認ヲ求メルト云フ場合ニ  
ハ考ヘルノデアリマス、貴族院トシマ  
シテハ、何レ態度ヲ御決定ニナルコト  
ト存ジマスルケレドモ、政府自身ハ本  
御尋ね申シタノデアリマス、元來此  
ノ草案ニ於キマシテ一般ノ國民ニ提案  
シテノ其ノ承認ヲ求メルト云フ場合ニ  
ハ、只今申シタ憲法改正ノ場合ヲ指イ  
テハ外ニナイヤウデアリマス、處方草  
案ニ於キマシテ、議會絶對主義ト云フ  
ゼノ他ノ國ニ類例ノナイ程日本ニ於  
テハ今度ハ出來タノデアリマス、從ツ  
テ議會ガ、殊ニ多數寡少事横ニ流レル  
ト云フ場合ニ之ヲ防ぐ方法ハ何カ、唯  
アルト思フノデアリマス、祖國ノ運命  
ヲ決スベキ重大ナル改正草案ハ、今ヤ  
衆議院ヲ通過シテ本院ニ廻リマシタ、  
此ノ時ニ貴族院ト致シマシテハ、假ニ  
根本的ナコトハ何モ加ヘルコトハ出來  
ナイト致シマシテモ、之ヲ自由ニ批判  
シ、質疑シ、將來ノ改革ノ日ノ爲ニ國  
民ニ勧告ヲスルコトガ出來マス、蓋シ

ナル一般問題ニ付キマシテハ、即チ  
「レフエレンダム」ノ制度ヲ御考ニナル  
必ハナカツタカ、此ノコトハ元來ハ  
政治的基本性格ニ關スル重要ナル問題  
テ御質問ヲシタインデアリマス、以上  
文書ニ依リマシテ御承知ノヤウニ、國  
民ノ自由ニ表明シタル意思ニ依ツテ決  
スルト云フ以上ハ、國民ノ代表者タル  
衆議院ガ之ニ當ルト云フコトハ當然デ  
ガザマスル、貴族院ハ此ノ資格ニア  
リマセヌ、然ルニ政府ハ、今回ノ改正  
案ハ現行憲法ノ七十三條ニ依ツテ之ヲ  
御提出ナサレマシタ、ソレナレバ之ニ  
從ヒマシテ、貴族院ハ憲法草案ニ對シ  
テ、全面的ニ其ノ見地カラハ修正ヲス  
ル權限ガアル筈デアリマス、此ノ關係  
トシテ其ノ解決ヲ圖ル以外ニ途ハナ  
イト思フ、私一個ノ意見ト致シマシテ  
ハ、衆議院ノ院議ヲ尊重スル意味ニ於  
テ、貴族院トシテハ之ニ修正ヲ加へナ  
イ、少クトモ政治的根本性格ニ關スル  
ハ、衆議院ノ院議ヲ尊重スル意味ニ於  
テ、貴族院トシテハ之ニ修正ヲ加へナ  
イ、少クトモ政治的根本性格ニ關スル  
ハ考ヘルノデアリマス、貴族院トシマ  
シテハ、何レ態度ヲ御決定ニナルコト  
ト存ジマスルケレドモ、政府自身ハ本  
御尋ね申シタノデアリマス、元來此  
ノ草案ニ於キマシテ一般ノ國民ニ提案  
シテノ其ノ承認ヲ求メルト云フ場合ニ  
ハ、只今申シタ憲法改正ノ場合ヲ指イ  
テハ外ニナイヤウデアリマス、處方草  
案ニ於キマシテ、議會絶對主義ト云フ  
ゼノ他ノ國ニ類例ノナイ程日本ニ於  
テハ今度ハ出來タノデアリマス、從ツ  
テ議會ガ、殊ニ多數寡少事横ニ流レル  
ト云フ場合ニ之ヲ防ぐ方法ハ何カ、唯  
アルト思フノデアリマス、祖國ノ運命  
ヲ決スベキ重大ナル改正草案ハ、今ヤ  
衆議院ヲ通過シテ本院ニ廻リマシタ、  
此ノ時ニ貴族院ト致シマシテハ、假ニ  
根本的ナコトハ何モ加ヘルコトハ出來  
ナイト致シマシテモ、之ヲ自由ニ批判  
シ、質疑シ、將來ノ改革ノ日ノ爲ニ國  
民ニ勧告ヲスルコトガ出來マス、蓋シ

マセウ、私ハ一議員トシ又一學究トシテ乏シキナガラ自己ノ良心ト理性ニ從ツテ責任ヲ以テ質疑ヲ致シタ積リデアリマス、故ニ關係各大臣ニ於カレマシテモ、國家更生ノ爲ニ良心的ナ責任アル御答辯ヲ願ツテ此ノ機會ニ於キマシテ、何ヨリモ國民ノ前ニ眞實ヲ明カニサレムコトヲ希望致ス次第デアリマス、（拍手）

〔國務大臣男爵幣原嘉重郎君登壇〕

○國務大臣（男爵幣原嘉重郎君）只今ノ南原博士ノ御質疑ニ御答へ申上ゲマス、御答へ申上ゲル上ニ於キマシテ告田首相ニ對スル御質疑ノ點ニモ自然觸レル所ガアルカト思ヒマス、其ノ點ニ付キマシテハ私ノ申述ベルコトハ單ニ私個人ノ考ヘト、斯ウ云フ風ニ御聽取ヲ願ヒマス、前内閣ガ當初ヨリ憲法改正問題ニ關シテ如何ナル方針ヲ執ツテ居ツタカト云フコトデアリマス、先づ南原博士ノ御質問ノ第一點ハ、私等ハ當初ヨリ方針ヲ決メテ此ノ問題ノ調査ニ著手シタノデハアリマセヌ、先づ調査ヲシテカラ方針ヲ決メルト云フコトニ致シタノデアリマス、從ツテ當初ノ構想ト考ヘマス、御承知ノ通リ前内閣時代ニハ松本博士ガ本問題ノ調査立案ヲ主宰セラレマシテ、日夜此ノ爲ニ肝膽ヲ碎レタノデアリマスルガ、私ハ何モ此ノ問題ニ専門的知識ヲ持ツテ居ル譯來ルト云フコトハ、是ハ當然デアラウト考ヘマス、御承知ノ通リ前内閣時代ニハ松本博士ガ本問題ノ調査立案ヲ主

ニ與ツタダケノコトデアリマスルケレ  
ドモ、只今御質疑ガアリマシタカラ、  
私ニ關スル範圍内ニ於テ私ガドウ云フ  
心持テ此ノ議ニ與ツタカト云フコトヲ  
大體先ヅ御話申上ゲタイト存ジマス、  
此ノ憲法改正案ノ第一條ノ規定ニ付キ  
マシテ、天皇ハ日本國民統合ノ象徴デ  
アラセラレルト云フ此ノ一句ニ御注意  
ヲ願ヒタイト存ジマス、象徴ト云フコ  
トハ何ダカ神祕性ヲ帶ビテ居ルヤウニ  
仰セラレマシタガ、私ハ左様ニ考ヘテ  
居リマセヌ、是ヨソ常識的ナ現實  
ヲ示シタモノト私ハ考ヘテ居ルノデ  
アリマス、天皇ノ御身ニ依ツテコソ  
日本國民ノ統合ガ表現シ得ラレルモノ  
ト私ハ信ジテ居リマス、天皇ノ御存在  
ヲ離レテハ日本國民ノ統合ハ考ヘラレ  
マセヌ、日本國民ガ支離滅裂セル烏合  
ノ衆ニナラナイノハ、天皇ガ自然ト國  
民ヲ中心點ニ惹キシケル力、即チ求心  
力ナツテ、イツモ國民ノ中樞ニアラ  
セラレル爲デアリマス、其ノ求心力ト  
云フノハ權力デモナケレバ、政治機能デ  
モアリマセヌ、天皇ノ御手ノ中ニ何等  
ノ權力モ、政治機能モナカツタ昔ノ武  
門時代、封建政治時代ニ於キマシテモ、  
國民ノ統合ノ中心點ハ儼然トシテ、  
天皇ノ御身ニ存シ、臺を移動シナカツタ  
ノデアリマス、斯カル事實ハ我ガ國ノ  
歴史ヲ一貫シ、其ノ潛在意識ハ、今ヤ  
國ニ於テ、政體ハ變ツテモ、國體ハ變

リマセウガ、其ノ一ツハ此ノ以上ノ事實ヲ指スモノニアウト私ハ考ヘテリマス、現行憲法ニハ、天皇大權事項ガ相當廣範ニ亘ツテ居リマス、之ニ委ジテ一部ノ人々ガ誤ヅタル理念、冒頭ノ愛國心ニ依リ、濫リニ袞龍ノ袖レタト云フコトハ誠ニ痛恨ノ極ミアリマス、之ガ爲、延イテ累ヲ皇室ニ迄及スコトナツタノデアリマス、憲法改正案第四條ニ、天皇ガ國政ニ關スル權能ヲ有セラレナイト云フコトガ規定サレテアリマスルノハ、畢竟一部ノ人ガ斯様ナル危險ナ策動ヲ未來永劫ノ封ゼムガ爲デアルト思ハレマス、天皇ノ大權ノ制限ハ、要スルニ皇室ノ御安寧ト、國民ノ幸福トヨ永遠ニ保障スル目的ニ外ナラヌノデアリマス、又改正案ノ第九條ニハ國際紛爭解決ノ手段シテ、戰争ニ訴ヘルコトヲ否認スル所項ガアリマス、「マッカーサー」元帥本年四月五日對日理事會ニ於ケル演説中、此ノ第九條ノ規定ニ言及シマテ、世間ニハ戰争拠棄ノ條項ニ往々肉ノ批評ヲ加ヘテ、日本ハ全ク夢ノラル進歩ノ勢ニ目ヲ着ケテ、破壊的武略ノ發明、發見ガ、此ノ勢ヲ以テ進ムシク思慮ノアル者ハ、近代科學ノ暖々テラバ、次回ノ世界戰爭ハ一擧ニシテノ

類ヲ木々葉微塵ニ粉碎スルニ至ルコト  
ヲ豫想セザルヲ得ナイデアラウ、之ヲ  
豫想シナガラ我々ハ尙躊躇逡巡致シテ  
思切ツタ方向轉換ヲ決行スルコトガ生  
居ル、我ガ足下ニハ千仞ノ谷底ヲ見下  
シナガラ、尙既往ノ行懸リニ因レテ、  
思切ツタ方向轉換ヲ決行スルコトガ來  
ナイ、今後更ニ大戦争ノ勃發スルヤ  
ウナコトガアツテモ過去ト同様人類ハ  
生殘ルコトガ出來サウナモノデアルト  
云フガ如キ、虫ノ良イコトヲ考ヘテ  
ル、是コソ全ク夢ノヤウナ理想ニ子供  
ラシイ信頼ヲ置クモノデナクテ何デア  
ラウカ、凡ソ文明ノ最大危機ハ、斯カ  
ル無責任ナ樂觀カラ起ルモノデアル、  
是ガ「マッカーサー」元帥ガ説謳シタ  
旨デアリマス、實際此ノ改正案ノ第九  
條ハ戦争ノ拠棄ヲ宣言シ、我ガ國ガ全  
世界中最モ徹底のナ平和運動ノ先頭  
立ツテ指導的地位ヲ占ムルコトヲ示ス  
モノデアリマス、今日ノ時勢ニ尙國際  
關係ヲ律スル一ツノ原則トシテ、或範  
圍内ノ武力制裁ヲ合理化合法化セムト  
スルガ如キハ、過去ニ於ケル幾多ノ失敗  
ヲ繰返ス所以デアリマシテ、最早我ガ國  
ノ學ブベキコトデアリマセヌ、文明よ  
戦争トハ結局兩立シ得ナイモノデアリ  
マス、文明ガ速カニ戦争ヲ全滅シナケ  
レバ、戦争ガ先ヅ文明ヲ全滅スルコト  
ニナルデアリマセウ、私ハ斯様ナ信合  
ヲ持ツテ此ノ憲法改正案ノ起草ノ議  
論スル方針ガ激變シタ理由如何、斯  
テ南原博士ハ、三月六日ノ憲法改正正  
當居後、是正案ノ事由書ノ題名ヲ「民  
主主義の實現」ト定め、其の序文  
ノ第一段落を以下に抄記する。

云フコトヲ御問ニナリマシタ、此ノコトニ付キマシテハ、私ハ冒頭ニ一言申上ゲテ置イタノデアリマスルガ、前内閣時代ニ確カニ松本博士が現行憲法ノ第一條乃至第四條ハ、自分ハ之ニ對シテ其ノ儘存置シテ置キ積リデアルト云フコトヲ一家ノ私案トシテ申サレマシタ、左様ニ私ハ記憶致シテ居リマス、是ハ實ハ此ノ第一條乃至第四條ダケデハアリマセヌ、大體カラ申シマスレバ、現行憲法ハ頗ル彈力性ガアリマシテ、是ガ若シ正當ニ適用サレテ居リマスナラバ、憲法改正ノ問題ハ生ジテ居ナカツタと思フ、然ルニ遺憾ナルカナ、是ガ先刻モ申シマシタ通り歪曲セラレ、間違ソタル方向ニ適用セラレマシタガ爲ニ此ノ問題ガ起ツテ來タノデアリマス、斯様ニ考ヘマスルナラバ、最早我々ハ此ノ血ヤ涙ノ喰付イタ古イ着物ハ此ノ隣縫麗ニ投げ捨テ全ク新シイ着物、斯様ナ記念ノ存シナイ着物、假令元ノ着物ガ如何ニ本質ガ良クテモ、其ノ地質ガ良クテモ之ヲ捨テ新シイ衣替ヲスルト云フ氣持ニナラナケレバナラス、斯様ニ我々ハ考ヘタノデアリマス、即チ初メノ構想ト追々構想ガ變ツテ來タト先刻申シマシタノハ此ノ意味デアリマス、今日ノ時代ノ要求ヲ考ヘマスト云フト、斯ウ云ツタヤウナ、モウ血ヤ涙ノ喰付イタ着物、古イ憲法ニ拘泥シテ居ル……其ノ憲法ニ何ニモ責任ハアリマセヌケレドモ、事實上サウ云フ歴史ガ喰付ギマシ

タ以上ハ、是ハ取替ヘル、是ハ私ハ今  
日ノ時代ノ要求ニ適スルモノデアルト  
斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル、從ヒマシテ  
此ノ憲法改正ニ對スル方針ノ激變セル  
理由ト云フコトノ御質問ニ對シマシテ  
ハ確カニ激變シタノデアリマス、急變  
シタノデアリマス、急變シタノモ我々  
ガ國際内外ノ情勢ヲ考ヘテ、ドウシ  
テモ是ハ是デ進ンデ行ク方ガ宜イト云  
フ我々ハ信念ヲ以テ書イタノデアリマ  
ス、何モ我々ガ先刻南原博士ガ仰セラ  
レマシタヤウニ、引摺ラレテ躊躇逡巡  
シテ愚論々々長間ヲ經過シテ居ツタ  
ト云フヤウナ御非難ガアリマシタガ、  
私ハ左様ナ非難ハ當ラヌコトダト考ヘ  
マス、尙其ノ他ノ諸點ニ付キマシテハ  
係ノ大臣カラ御答辯ニナルト考ヘマス、  
(拍手)  
○議長(公爵徳川家正君) 内閣總理大  
臣  
〔國務大臣吉田茂君登壇〕

テ、本案が成立スル迄ニハ固ヨリ尙必  
要ナ手續ヲ残シテ居ルノデアリマス、  
茲ニ諸君ノ努力ニ對シ感謝ノ意ヲ表シ  
マス、「猶必要ナ手續ガ残ツテ居ル」、  
斯ウ申シタノデアツチ、尙之ガ成立ス  
ル迄ニハ「猶必要ナ手續ガ残ツテ居ル」  
トスウ申シタノデゴザイマス、之ニ依  
ツテ御咎メノ點ハ明瞭ニナツカト考  
ヘマス、次ニ南原博士ニ御答へ致シマ  
スガ、此ノ憲法改正案ニ對シテハ、甚  
ダ早急ニ堵へ上ゲテ、爲ニ自主性ヲ失  
ツテ居ル、唯單ニ政府ノ本旨ハ國際關  
係ノミデアルト云フヤウナ御言葉ノヤ  
ウニ承知致シマシタガ、此ノ憲法改正  
案ノ成立ニ付キマシテノ來歴ハ、今一  
應幣原國務大臣カラ説明ガアリマシタ  
ガ、政府ト致シマシテハ終戦後直ニニ  
此ノ問題ハ採上ゲテ居ルノデアリマ  
ス、東久邇宮内閣以來此ノ問題ハ採上  
ゲラレタ問題デアリマシテ、幣原内閣  
ニ至ツテ具體的ニ研究ヲ益々進メラレ  
テ、ソシテ遂ニ成案ヲ得テ、而モ國民  
ノ意思、國民ノ之ニ對スル批評ヲ十分  
ニ聽カムト欲シテ、總選舉前ニ之ヲ發  
表スルノ必要ヲ感ジテ發表致シマシ  
テ、總選舉ニ於テ憲法改正案ニ對シテ  
ノ國民ノ意思ヲ問ハムト致シタ譯デア  
リマス、次ニ自主性ヲ缺イテ居ルト云  
フ御考ガアルカモ知レマセヌガ、政府  
ト致シマシテハ、國民ノ自主性、國民ノ  
要求ハ十分採入レタ考デアリマス、尙  
其ノ外ニ南原博士ノ御詰ノ通り、現在ハ

蓋國以來ノ大變革ノ秋テアリマス、從  
シテ又國際情勢ハ之ヲ心ノ中ニ入レザ  
ルヲ得ナイノデアリマス、ノミナラズ  
國際情勢ニ於キマシテハ、時ト云フコ  
トヲ十分ニ考ヘナケレバナラヌノデア  
ツテ、故ニ私ハ此ノ必要ノ下ニ此ノ改正  
案ガ兩院ニ急速ニ提出ノ運ビガ出来ルヤ  
ウニ政府ト致シマシテハ十分努力ヲ致シ  
タ譯デアリマス、又此ノ憲法草案ノ爲ニ  
特ニ議會ヲ召集シテ、特別ナ議會ニ掛ケ  
ルガ宜イカ惡イカト云フコトニ付テハ、  
政府ト致シマシテハ現在ノ議會ニ掛ケ  
ルコトガ宜イト、斯ウ考ヘマシタノデ、  
其ノ點ニ付テハ不幸ニシテ南原博士ト  
意見ヲ異ニ致シマス、又戰爭拋棄ニ付  
テ、將來國際聯合ニ入ル意思デアル  
カ、或ハ自主的、自衛的ノ戰爭ヲモ拋  
棄シタノデアルカト云フ御尋デアリマス、  
スガ、今日ハ日本ト致シマシテハ、先ヅ  
第一ニ國權ヲ回復シ、獨立ヲ回復スル  
コトガ差迫ツテノ問題デアリマス、此  
ノ國權ガ回復セラレ、サウシテ日本ガ  
再建セラレル此ノ目下ノ差迫ツタ問題  
ヲ政府ハ極力考ヘテ居ルノデアリマシ  
テ、萬事ハ講和條約或ハ國家ノ態勢ガ  
マシテ、ソレ以上ノコトハ御答ヘ致ス  
整フト云フコトヲ、政府トシテ極力アリ  
ノ方向ニ向ツテ努力シテ居ル譯デアリ  
コトハ出來ナイノデアリマス、(拍手)  
〔國務大臣金森德次郎君登壇〕

點ニ付テ御答ヲ致シタイト思ヒマス、  
南原君ノ御質疑ハ種々ナル角度カラ種々  
ナル要點ニ觸レテ御質疑ニナリマシ  
タガ爲ニ、一々果シテ網羅的ニ御答シ  
得ルヤ否ヤト云フコトハ自ラ疑ソテ居  
リマスルガ、其ノ基本的ナル點ニ付テ  
申上ゲマシタナラバ、恐ラク御了解ヲ  
願ヒ得ルヨト思ツテ居リマス、御質  
疑ノ第一點ハ天皇制ヲ繞ル問題ニアリ  
リ、第二點ハ主權論トモ謂フベキ事項  
ニ瓦ルモノデアツタト考ヘルノデアリ  
マス、天皇制ヲ繞ル問題ニ付キマシテ  
色々ナ御意見ヲ御述ニナリマシタガ、  
ソレハ天皇制ニ關スル此ノ新シキ憲法  
案ノ取扱方ハ、現行憲法トハ對應のデ  
アツテ、政治的ナル意思構成トシテハ  
殆ド無意義デアツテ、天皇制ヲ存置ス  
ルト云フコトハ實ハ制度ノ實體ニ加ヘ  
タル紛飾ニ過ぎナインデハナイカ、斯  
ウ云フコトガ御議論ノ骨子トナツテ居  
ツタヤウニ思フノデアリマス、此ノコ  
トハ日本國民ガ過去ノ長イ間、殊ニ明  
治憲法以來統治權ノ總覽者トシテ、而  
モ三ツノ權力ノ統括者トシテ、又其ノ  
中ニ於キマシテモ強力ナル行政權ノ統  
括者トシテ天皇ノ御地位ガ定ツテ居ツ  
タコトニ對シマシテ甚ダシク違ツテ居  
ルコトハ是ハ申ス迄セアリマセヌ、且  
又更ニ根本ニ於テ天皇ノ御性格ノ由ツ  
テ起ル基礎タル理由ニ至リマシテモ、  
觀ヤウニ依ツテハ變ツテ居ルト言ハナ  
ケレバナリマセヌ、ソコデ私共此ノ憲  
法ノ草案ニ付テ考ヘマスル時ニ、實ニ

心ヲ甚ダシク傷マシメタ問題デアルノ  
デアリマス、我々ハ過去ノ戦争ヲ通ジ  
マシテ、又ソレヨリ前ノ経験ヲ通ジマ  
シテ、本當ニ眞理ヲ眞理トシテ觀ル力  
ヲ育成シタモノト思フノデアリマス、  
世界ノ知識ヲ吸收スルト同時ニ、我々  
ノ過去ヲ再検討シテ、今迄蔽ハレテ居  
ツタモノヲ冷ヤカニ見透シテ、心ニ好  
マシク思フト否トヲ問ハズ赤裸々ニ事  
物ヲ判定スルト云フ心持ニナツテ來タ  
ノデアリマシテ、其ノ根本ニ於テ一ツ  
ノ問題ハ、一體國家ノ意思ノ、即チ國  
家ノ活動力ノ源泉ヲ成シテ居ルモノハ  
何デアラウカト云フ點デアルノデアリ  
マシテ、此處ニ自覺メマスルト、種々ナ  
ル物ノ考ヘ方ガ根本的ニ變ツテ來ナケ  
レバナラスト思フノデアリマス、其ノ  
我々ノ國家活動ノ源泉トナルベキ力ハ  
何處ニアルカ、ソレハ先程南原君ガ仰  
セニナリマシタヤウニ、民族共同體デ  
アルト答アルコトハ確カニ聰明ナル、  
恐ラクハ正シイ所ノ御考デアラウト思  
フノデアリマス、併シ憲法自身ハ學說  
ノ範圍ニ迄ハ瓦ツテ居リマセヌ、左様  
ナ學說ヲ包容シ得ル立場ニ於キマシ  
テ、此ノ憲法ハ草案ニ於キマシテハ、  
國ノ至高ノ意思ガ國民ニアルト云フ趣  
旨ノ言葉ヲ以テ言ヒ現シタノデアリマ  
ス、至高ノ意思ガ國民ノ總意ニ在ル、  
斯ウ云フ言ヒ現シ方ヲ以テシタノデア  
リマシテ、是ハ考ヘ方ニ依リマシテ  
ハ、實ニ過去ノ傳統ヲ甚ダシク破壊ス  
ル所ノモノデアルト思ヒマスルガ、南

原君ガ仰セニナリマシタヤウニ、十分根柢アル學理的ナル基礎ヲ有シ得ルモノト信ジテ居ルノデアリマス、其ノ前歸著致シマス、政府ノ原案ニ於キマシテハ、主權ト云フ言葉ハ使ツテハ居リマスルケレドモ、今申シマシタ意味トハ全然別ノ所ニ使ツテ居リマシテ、謂ハバ國權ト國ノ直接ナル活動力ト云フヤウナ意味ノ所ニ使ツテ居リマシテ、國家ノ働ク源泉タル意思ト云フヤウナ意味ニハ使ツテ居ナカツタノデアリマス、是ハ主權ト云フ言葉ガ、日本ノ現在ニ於キマシテモ、亦其ノ由ツテ來シタ所ノ諸國ノ用ヒ方ニ於キマシテモ、種々ナル意味ヲ持ツテ居ル、多岐的デアル、其ノ多岐的ナル言葉ヲ以テ此ノ大事ナ思想ヲ言ヒ現スコトハ、マダ熟シテ居ナイノデハナシカ、斯ウ云フ前提ノ下ニ至高、意思ト云フ言葉ヲ以テ説明ヨシタノデアリマス、併シ其ノ意味ハ私ガ衆議院ニ於テ、明カニ説明ヲ致シマシタ通り、私ノ定義シタヤウナ意味ニ於キマシテハ、主權ハ國民ノ全體ニ在ルト云フコトニ歸著シテ居リマシタ、其ノ點ニ於キマシテ、政府ノ説明トシテハ、一點ノ腰味サヨモ持ツテ居ル譯デハゴザイマセヌ、然ルニ衆議院ニ於キマシテハ、特ニ其ノ點ヲ一層明確ニスル爲ニ、主權ハ國民ニ在リト云フ言デハゴザイマセヌ、然ルニ衆議院ニ於

ト何等矛盾スル所ハゴザイマセヌ、唯多岐的ナル言葉ヲ輕々シク使フコトヲ避ケタ、其ノ心持ガ此處ニ於テ固成セラレタト云フコトニ歸著スル次第デアリマス、左様ニ主權ト云フモノガ、國民ノ全體ニ在ルト云フコトハ、即チ過去ノ日本ノ實情、本質ト違ツタモノデアルト云フ所ニ問題ガ起ツテ來ルト思ヒマス、昨日アタリカラノ、恐ラクハ南原君ノ御説ノ中ニモアツタノデハナイカト思ヒマスルガ、是レ即チ日本ノ謂ハバ革命トモ謂フベキモノニアルト云フ風ニ御説明、御主張ニナツテ居ル場面ガアリマス、私ハサウハ決シテ思ヒマセヌ、我々ノ過去ニ於キマシテハ、日本ノ本體ノ姿ガ、言葉ヲ以テ、力ヲ以テ、色々ナモノヲ以テ蔽ハレテ、十分ナル説明ヲ與ヘラレテ居ナカタ、又之ニ應ジマシテ、國民全體ノ認識モ其處迄至ツテ居ナカツタ、併シ今日ニ於テ考ヘテ見マスレバ、國民ノ全體ノ意思ガ、日本國家ノ活動ノ源泉ヲ成シテ居ツタト云フコトハ、歴史ノ示ス所ニ依ツテ本格的ニ之ヲ類推スルコトガ出來ルノデアル、是ヨソ認識ノ變化デアツテ、實體ノ變化デハナイ、テ居ル次第ゴザイマス、斯様ニ考ヘ愚カナル例ヲ以テ申シマシタガ、誠ニ全ク此ノ例ハ當ツテ居ルト今モ尙信ジテ來マスルト、天皇ノ御地位ハ如何ナルモノカト云フコトガ起ツテ來ルノデ

アリマスルガ、私ハ天皇ノ本當ノ御地位ハ我々ノ心ノ根柢トノ繫リニ於テアルモノデアル、敢テ一片ノ法律ヲ以テ作り得ルモノデモナク、法律ヲ以テ消ナル血液ガ流レテ居ル限り、我々ノ全精神トノ繫リニ於テ天皇ノ御地位ガハシ得ルモノデモナイ、日本民族ノ熱烈ナル血液ガ流レテ居ル限り、我々ノ全精神トノ繫リニ於テ天皇ノ御地位ガハシキリト國民ノ心ノ中ニ在ルノデアルシ、又遡ツテ見レバ歴史ノ中ニハツキリ現レテ居ル、其ノ基本ノ考ヲ捉ヘテ言ヘバ、是ガ即チ日本ノ本當ノ姿デハナイカ、ソレノ本當ノ姿ト言ヘバ、ソレハ即チ國體ト云フ言葉ヲ一ツノ意味トシテ言ヒ表シ得ルノデハナイカ、且又國民ガ常識的ニ國體ト言ツテ居ル其ノ姿ハナカラウカ、此ノ前提ノ下ニ此ノ國體ト云フモノハ日本國民ノ心ノ奥深ク持ツテ居ル其ノ天皇トノ繫リト云フモノニ於テ日本民族ト云フモノハ結成セラレ、ソレニ基イテ國家ガ出來テ居ル、其ノ特色ヲ言フノデアルト云フ説明ヲシテ居ツタノデアリマシテ、私ハ今日ニ於テ其ノ考ガ正シイノデアルト思ヒ、先程此ノ點デハナカツタカモ能ク存ジマセスガ、南原君ハ一種ノ自己欺瞞デアルト、此ノ點デハナカツタラ申譯アリマシテ、私ハ全責任ヲ以テ自己欺瞞ト信ジテ居ナイト云フコトヲ明言致シタインナリマシタ、言葉ノ使ヒ方ハ別トシマナ基礎ノ下ニ於キマシテ天皇ノ御地位

ハドウデアルカト云々道徳的方面ニ於キマシテハ、國民ノ歴史ト心トノ中ニ宿ツテ居ル、而モ現實ノ政治ノ面、法律ノ面ニ運ビ來リマスル時ニ如何ニスルカト云フコトガ起ソテ來ル、是カラ憲法ノ問題トナツテ來ルノデアリマス、是以前ハ憲法ノ以前ノ問題デアリマス、其ノ本質ガ憲法ニ接觸シテ先ヅ現レマスル所ガ憲法ノ第一條デアリマス、

「天皇は日本國の象徵であり日本國民統合の象徵」デアルト天皇ノ御地位ハ日本國民ノ總意、所謂國家活動ノ源泉トナル所ノ「日本國民の至高の總意に基く」ト規定シテアルノデアリマシテ、茲ニハツキリ國家活動ノ源泉ドナル國民ノ總意ニ基ク天皇ノ御地位ガ神祕的ナル考ノミニ基イチ是ガ説明セラレルノデハナク、確乎不動ノ歴史ト國民ノ心ノ中ニ根差シテ居ルト云フコトガハツキリシタノデアリマス、今迄ノ天皇ノ御地位ト云フモノハ、小學校ノ子供ト雖モ、疑ヲ差抜メバ差抜ミ得ルヤウナ神話ヲ基礎トシテ日本ノ基礎原理ヲ規定シタト云フコトハ、ドウシテサウ云フコトガヤレタカ今日デモ不思議ニ思ハレルノデアリマス、之ニ依ツテ愈々天皇ノ御地位ハ御安泰ト申スコトガ出來得タ次第アリマス、斯様ニ天皇ノ御地位ガハツキリト國法上ニ認定シ得タコトハ、先程南原君が申サルト同時ニ、日本ノ中ニ備ツテ居ル美シイ特殊ナル傳統ヲ尊重シナケレバナ

ラスト云フ原理ニ當ルト思ヒマス、日  
本國民ノ心ノ中心トナツテオイデニナ  
ル方ガ國民ノ總意ニ依ツテ國民統合ノ  
象徴デアルト云フ風ニ定メルコトハ、  
實ニ適切デアルト考ヘテ居リマス、サ  
ウシテ國法上此ノ地位ガ定マリマスレ  
バ、此ノ象徴タルコト相繫ツテ適當  
ナル國家ノ効キニ關シマス御權能ガ之  
ニ附隨スベキヨトハ勿論デアルノデア  
リマス、憲法第六條、第七條ニ定ツテ  
居リマスル天皇ノ御權能ハ澤山之ニ崩  
シテ居リマス、即チ象徴タル地位ニ伴  
ツテ相應シク且多過ギズ、少カラザル  
モノヲ特ニ留意シテ規定セラレタモノ  
ト考ヘテ居リマス、併シ此ノ限度ニ於  
キマシテハ色々ナ意見モ立ツコト思  
ヒマス、程度ノ問題ニナルヤウナコト  
ガアリマスルガ、何レニ致シマンシテモ  
是ハ本質的ニ儀禮ト云フ意味ヲ深ク持  
ツテハ居リマスルケレドモ、決シテ儀  
禮ノミニ止ツテ居ルモノデナイト云フ  
コトハ、特ニ申上ゲナクテモ能ク御承  
認下サリ得ルコトト思フノデアリマ  
ス、一體天皇ノ御地位ニ多クノ權能ヲ  
認メテ、例ヘバ法律ノ裁可デアルト  
カ、條約ノ批准デアルトカ云フコトヲ  
認メマスルコトハ確カニ國民感情ノ一  
面ニ於テ大イニ適合スル面ガアラウト  
ハ思ツテ居リマス、併シ我々ハキラビ  
ヤカナル飾リヲ以テ天皇ノ御地位ヲ者  
ル天皇ヲ見ルト云フ所ニ重點ヲ置キタ

イ、サウシテ天皇ニ付色々ナ紛糾セル  
責任ガ起ラズ、又皇位ハ世襲デアルト  
云フ原理ト、天皇ニハ政治的責任ガ起  
ラナイト云フ原理トヲ併セ考ヘマシ  
テ、又過去ニ於キマシテ紛糾シタ此ノ  
政治ガ天皇ノ名ヲ傷ツケタト云フコト  
ヲ避ケマスル爲ニハ、斯様ナ程度ニ六  
條七條ノ内容ヲ定ムルコトガ妥當ト思  
ツタ次第デアル譯デアリマス、是が大  
體ニ於テ此ノ政治機構ニ關シ、政治的  
基本性格ニ關シマスル私ノ御答デアル  
譯デアリマス、次ニ此ノ憲法ガ衆議院  
ヲ通過シテ貴族院ニ廻ツタ場合ニ、貴  
族院ハ如何ナル關係ヲ持ツベキモノデ  
アルカト云フ御質疑デアリマシタ、是  
ハ昨日宮澤君ノ御質疑ニ對シマシテ此  
ノ改正憲法が現行憲法第七十三條ニ基  
イテ議會ノ議ニ付セラレテ居ルト云フ  
コトヲ申上ゲ、其ノ關係ニ於テ説明ヲ  
申上ゲマシタ、即チ憲法ノ規定ニ依レ  
バ、貴族院ハ明カニ第七十三條ニ示ス  
通リノ議決權ヲ行使セラル、モノデア  
リ、修正權等ニ付キマシテモ、衆議院  
ト異ル所ハナイト考ヘテ居ル譯デアリ  
マス、併シテガラ南原君ハソレノ法律  
的ニ聽クノデハナイ、政治的ニ見テ貴  
族院ハ如何ニシテ宜シキカ、ド云フモ  
ノト政府ハ思ツテ居ルカト云フ御質疑  
デアリマスルガ、此ノ問題ハ私が特ニ申  
上グル必要モナインデアツテ、賢明ナル  
貴族院ノ諸君方ガ十分聰明ニ御判断ヲ  
ナスツテ下サリ得ルモノト思ヒマシテ、第  
私ハ特別ナル御答ヲ申上ゲマセヌ、第

ス、此ノ憲法ハ國民ノ全意思ニ基キテ  
結成セラルベキモノデアルカラシテ、  
此ノ憲法が出來タナラバ、之ヲ國民投票ニ付スルト云フ方法ヲ執リ、少クトモサウ云フヤウナコトヲ此ノ憲法ノ中ニ規定ヲ置イテ、或期間ヲ經過シテ此ノ憲法ガ一應ノ效力ヲ持ツタ時ニ此ノ「レフエレンダム」ニ問ウタラ宜イデハナイカト云フ點ノ御質疑デゴザイマシタ、此ノ憲法ガ將來ノ改正手續ヲ定メテ居リマスル場合ニ「レフエレンダム」ノ制度ガアリマスル限り、此ノ憲法ノ改正ニ付キマシテモ、亦國民投票ニ訴フルト云フコトハ筋ノ通ル一ツノ論點デアリマス、併シナガラ之ニハ先ニ申シマシタヤウニ、現行ノ憲法トノ繫りニ於テ改正が行ハレマスルガ故ニ、即チ憲法第七十三條ガ國內法的ナ基本原理トナツテ居ルノデアリマス、從ツテ此ノ際即座ニ「レフエレンダム」ヲ行フコトハ許サレマセヌ、然ラバ後ニ其ノ「レフエレンダム」ヲヤツタラ宜イデハナイカト云フコトガ起リマスガ、ソレニハ少クトモ「レフエレンダム」ノ規定ダケハ先ヅ憲法上效力ヲ生ジテ、他ノ規定ハ效力ヲ生ジナイト云フ段階ヲ認續ガ可ナリ煩雜ナモノニナリ、ソレモノナケレバナリマセヌ、斯ウ云フコトヲ考ヘテ居リマスルト、憲法改正ノ手急グト云フコトガ好マシイノデアリマ構ハメト致シマシテモ、大體此ノ憲法ハ先ニモ申上ゲマシタヤウニ、非常ニ

シテ、此ノ際特ニ煩雜ナル手續ハ避ケ得ラルベクンバ避ケタ方ガ宜イト思ツテ居ル譯デアリマス、處ガ今回改正ノ道行ハ其ノ「レフエレンダム」ノ逆様ヲ行キマシテ、先ヅ憲法草案ヲ世ノ中ニ發表シテ、然ル後ニ衆議院ノ總選挙ヲ行ツテ、其ノ國民ハ憲法草案ヲ眼ニ視、色々ナ話ヲ耳ニ聽イテ、衆議院議員ノ選舉ヲシ、其ノ議員諸君ガ衆議院ニ集ツテ此ノ憲法ヲ審議セラレタノデアリマスカラシテ、自ラ御趣旨ノ内容ハ不十分ナガラ、實質的ニハ實現セラレテ居ルモノト考ヘデ居ル次第アリマスルカラ、此ノ際改メテ「レフエレンダム」ヲスルコトハ得策デナイト思ツテ居リマス、次ニ尙將來ハ法律ニ付テモ「レフエレンダム」ヲ行ツテハドウカト云フ御尋デアリマシタ、是ハ確カニサウ云フ考ヘ方モアリ得ルノデアリマスルガ、此ノ憲法ヲ考ヘマスル當時ノ議論ト致シマシテ、今日モ正シイト思ツテ居リマスル考ヘ方ハ、先ヅ議會政治ト云フモノヲ完備セシメマスル爲ニハ、議會ニ重點ヲ置キ、其ノ責任ヲ強化シナケレバナラヌノデアル「レフエレンダム」ハ其ノ議會ト云フモノノ價値ヲ減少シ、其ノ責任ヲ輕クスルモノデアル、故ニ此ノ際ニ於キマシテハ「レフエレンダム」ニ進ムコトハ適當デナイト云フ結論デアリマシテ、今日モ左様ニ考ヘテ居リマス

○國務大臣(河合良成君) 只今ノ南支那  
博士ノ國民生活ノ保護、或ハ社會政策  
ノ實行、斯ウ云フ問題ガ此ノ憲法草案  
通りデヤレルカ、又ソレヲヤルトシタ  
ナラバドウ云フ風ニヤルカ、其ノ大體  
ノ構想ヲ話セト云フ御趣旨ノ御質問  
アリマシタ、之ニ御答ヘ致シマスル  
ソレデ一方食糧問題ニ對スル不安モセ  
分解消スル見透シガ付イテ參リマンシ  
ト云フ風ニナリマシタノデ、此處デ矢  
張リ積極的ニ色々國民生活保障、或ハ  
社會政策ノ實行ト云フ點ニ大體率直ニ  
ヤツテ行カナケレバナラヌ機會ニ達シ  
タト云フ風ニ確信シテ居リマス、ソレ  
デ勿論此ノ議會ニモ生活保護法、或ハ  
失業對策ニ對スル各種ノ豫算ヲ提案シ  
テ居リマスルガ、其ノ以外ノモノニ付  
キマシテハ、多分此ノ秋ニ開カルベキ  
議會及ビ此ノ暮ニ開カルベキ通常議會  
出來ルダケ大部分ヲ提案スル見込デ  
リマス、大體此ノ憲法ノ草案デサウ云  
フ目的ハ完全ニ達シテ行ケル、又此ノ  
憲法草案ハ其ノ意味ニ於テ非常ニ進歩  
的デアルト云フコトヲ信ジテ居リマ  
ス、先ツ第一ノ御質疑ノ財產權ニ付シ  
ノ御疑問ニ對シテ御答ヘ致シマスガ、  
此ノ財產權ハ是ハ申ス迄モナク憲法第  
十二條ニ生命、自由及び幸福ノ追求ハ  
最大ニ尊重スルヨコトが必要ダト云フ規  
定ガアリマシテ、此ノ生命、自由及ビ  
幸福ノ追求ト云フコトニナリマスル  
ト、申ス迄モナク財物ガ必要ニナツテ

來ルノデアリマス、ソレデ此ノ財物ト云フ問題ニ對シマシテ、或考ヘ方デハ之ヲ國有トカ公有トカ云フコトニ原則ヲ置ク考ヘ方モアリマスガ、我々ハ是ハ勿論私有ガ適當デアル、私有財產ガ適當デアル、是ハ色々ノ理由デ又私有財產制度ト云フモノヲ存置スルコトガ民族發展ノ爲ニモ宜ノダト云フ考ノ下ニ、勿論此ノ私有財產制ヲ前提トシテ參ル次第アリマスルカラ、從ツテ財產權ハ侵シテハナラナイト云フ當然ノ規定ガ出来ル譯アリマス、併シ言フ迄モナク民主國家ニ於キマシテハ、自分ノ權利ノ主張ト同時ニ他人ノ自由、權利モ勿論尊重シナクチヤナリマセヌカラ、コ、デ南原博士ノ共同民主主義の考ハ勿論是ハ非常ナ大切ナコトデアリマス、サウ云フ意味ニ於テ、矢張リ一應認メタ私有財產權モ公共ノ福社ニ適合スルヤウニヤラナクチヤナラズ、又正當ナル保障ノ下ニ之ヲ公共ノ爲ニ使用スルト云フコトヲ明示シタ譯アリマシテ、原則ハドウシテモ私有財產制ト云フモノニ置キマスレバ、例外トシテ斯ウ云フコトニ書タト云フコトハ是ハ理ノ當然デアル、シテモ私有財產制ト云フモノニ置キマスレバ、又勤勞權、或ハ生活保障ノコトハ之ガ矢張リ民主主義國家ノ理念デアルト、私ハ斯ウ云フ風ニ解釋シテ居リマス、又勤勞權、或ハ生活保障ノコトハ付テノ御尋デアリマシタガ、是ハ憲法

十五條ニ勤労ノ権利ト義務トガアルコトガ書イテアリマシテ、又二十三條ニハ「健康で文化的な最低限度の生活を營む権利を有する。」是ハ衆議院ノ修正案デアリマスルガ、ト云フ風ニ規定サレテ居リマシテ、是ハ勤労ノ権利デアリ、又最低生活ヲ營ム権利デアリマス、権利デアリマスカラ、是ハ政府其ノ他ノモノガ之ヲ妨害シテハイカヌノモ、此ノ文字ヲ法律的ニ考ヘルナラバ、権利デアルガ、國家ハ之ヲドウシテモ勤労サセナクチヤナラヌ、最低生活ヲ營マサセナケレバナラヌ義務ガ其ノ半面ニ在ルト云フ意味デハアリマセヌ、妨害シテハナラヌト云フ権利デアリマス、併シナガラ直チニ二十三條ノ第二項デ之ヲ承ケマシテ、「國は、すべての生活部面について、社會福祉、社會保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」ト書イテ居リマス、是ハ國ノ義務デアリマス、從ツテ此ノ義務ニ對シテ政府ハ全責任ヲ持ツテ行カナケレバナラヌカラ、今迄申シマシタ勤労ノ権利トカ或ハ最低生活ノ保障ニモ、政治的ニハ是ハ全責任ヲ持ツテ行クト云フ結果ニナル、サウ云フ風ニ私ハ法律的ニ解釋シテ居リマス、ソレデハドウ云フ風ニ之ヲヤツテ行クカ、其ノ構想ハ如何ト云フ御尋デアリマシタガ、此ノ點ニ付キマシテハ、問題ヲ矢張リ大體二ツニ分ケテ考ヘテ宜イカト思ヒマス、ソレハ一ツハ

社會保障制度ノ問題デアリマス、モウ  
一ツハ完全雇傭ノ問題デアリマス、社  
會保障制度ノ問題ノ第一ニ數ヘルノハ  
勞働問題デアリマス、勞働問題ニ付テ  
ハ申ス迄ゼナク、只今勞働組合法ガ實  
施サレテ居リマシテ、サウシテ此ノ議  
會ニハ勞働關係調整法ヲ提案シテ居リ  
マス、次期議會ニハ勞働基準法ヲ提案  
スル積リデ居リマス、是ハ昨日ノ新聞  
ニ小委員會ノ案トシテ現レマシタ、ア  
ノ基準法デアリマス、此ノ三ツデ大體  
勞働問題ニ關スル建前ハ完了スル見込  
デ居リマス、ソレカラ第二番目ノ問題  
ハ生活保障ノ問題ニ重大ナ關係ヲ持ツ  
テ居リマスル問題デアリマスガ、是ハ  
建前ハ只今ノ生活保護法、衆議院ヲ通  
過致シマシテ、只今此ノ貴族院ニ於テ  
審議中ノ生活保護法、之ヲ根本的ノ建  
前ニ致シマシテ、ソレニ組合セマシ  
テ、失業保險ノ制度及ビ國民養老年  
金、是ハ國民全部ヲ網羅シタ養老年  
金、此ノ制度ヲ具體的ニ考ヘテ居リマ  
ス、ソレカラ國民ノ醫療ノ方面ニ關シ  
マシテハ、國民健康保険制度ト云フモ  
ノガ只今アリマスガ、三千萬人バカリ  
ガ入ツテ居リマスガ、之ヲ強化擴充シ  
テ行ク積リデ居リマス、ソレカラ又醫  
療普及、病院ヲ増設シタリ、或ハ無醫  
村ノ村ガアリマス、斯ウ云フ所ニ醫療  
ヲ普及サセル、公衆衛生ヲ極力増進シ  
テ行ク、斯ウ云フ點ニ付テ色々策ヲ  
ヤリタイト思ツテ居リマス、ソレカラ  
第二ノ完全雇傭ノ問題デアリマスル

ガ、是ハナカノ日本ノ現状ニ於テアヤレマセヌ、ト申スノハ日本ニ於キマスル工業ナリ農業ガ非常ニ發達シマテ、所謂營業ガ興ツテ來マスルト、此ノ問題ハ容易ニ行ハレルノデアリマスガ、只今ノ情勢ニ於テハ其ノ面ニ沿カラ、是ハ失業救濟ノ面ヲ出來ルダケ变化シテ、暫定的ニ處理シテ行ク、又ニ完全雇傭ト云フコトハムツカシイカラ、テ完全雇傭ト云フコトハムツカシイカラ、是ハ失業救濟ノ面ヲ出來ルダケ变化シテ、暫定的ニ處理シテ行ク、又ニ於テハ失業保險、國民養老年金等デ之ヲ助ケテ行クト云フ方法ヨリ採ルコトガ出來ヌト思ヒマス、ソレカラツ言ヒ忘レマシタガ、社會保障制度ノ实行ク積リデ居リマス、サウ云フ風ニ致シマシテ、此ノ憲法決定ノ曉ニハ、ウ云フヤウナ者ニ對スル社會政策ノ实行、是ハ思切ツテ調期的ノ方法ヲ採ツテ行ク積リデ居リマス、サウ云フ風ニ致シマシテ、此ノ憲法決定ノ曉ニハ、ウ云フヤウナ者ニ對スル社會政策ノ实行、是ハ思切ツテ調期的ノ方法ヲ採ツテ行ク積リデ居リマス、サウ云フ風ニ致シマシテ、此ノ憲法決定ノ曉ニハ、ウ云フヤウナ者ニ對スル社會政策ノ实行、是ハ思切ツテ調期的ノ方法ヲ採ツテ行ク積リデ居リマス、サウ云フ風ニ致シマス、眞ノ民主主義ハ、私モ同様ニ、ソコニ力強イ經濟ノ裏付ケガアリマセヌナラバ、又個々ノ國民ノ生活ノ内容ニ民主主義ノ精神ガ滲透致シマスルノデナインラバ、是ハ單ナル空文ニ終ルト、斯様ニ考ヘテ居リマス、憲法ノ上ニ現レマシタ健康ナ、サウシテ文化的ナ最低生活ノ保障、確保ノ問題ニキマシテハ、此ノ最低限度ノ生活其ノモノハ、是ハ我ガ國ガ今後ニ於キマ

ル經濟ノ力ノ發展ニ依リマシテ、變化スルト思フノデアリマスガ、差當リ、問題ト致シマシテハ、何ト申シマシテ、上ニ於キマシテハ、食生活ニ付キマシテ國民ニ安定感ヲ與ヘルト云フコトデアルト思フノデアリマス、現在ノ食糧事情ハ甚ダ殘念ナガラ、是ハ二合二勺ト云フ極メテ貧弱ナ配給シカ出來ナイ狀態デゴザイマシテ、之ヲ以チマシテ我々ハ十分國民生活ガ、國民ノ食生活ガ安定スルトハ考ヘテ居リマセヌ、幸ニ今年ハ米作、其ノ他甘藷ノ豐作ヲ期待セラレルノデゴザリマシテ、來食糧年度ニ於キマシテハ此ノ點ニ十分思ヒラ致シマシテ、國民ガ少クトモ闇買ヲシナクテモ宜イ程度ニ配給ノ基準量モ上ゲマシテ、國民ノ食糧生活ノ安定感ヲ是非確保致シタイト努力致シテ居ル次第ゴザリマス、併シ根本ハ何ト申シマシテモ、是ハ國民ノ食糧ヲ供給致シマスル責務ヲ持ツテ居リマスル日本ノ農業ノ生産力ヲ高メマシテ、サウシテ一面ニ於キマシテ農業ニ從事致シテ居リマスル所ノ農民ノ生活及び文化ノ水準ヲ上ゲテ行ク、ソコニ餘裕ヲ與ヘマスルト共ニ、又一般ノ國民ニ開富ナル食糧ヲ供給シ得ルヤウニ致シマシテ、國民ノ食生活ノ根本ヲ培ツテ行クコトダト、斯様ニ考ヘルノデアリマス、從ヒマシテ政府トシマシテハ、今回農地制度ノ第二次改革ヲ提案致シマシテ、

シテ、日本ノ農業ノ生産力ヲ高メ、又農村ヲ民主化シマスルニ付キマシテノ方途ヲ講ジマシテ、只今私ガ申シマシタヤウナ目的ヲ達成スル爲ノ一ツノ手段ヲ講スルコト致シタノデゴザイマス、簡単デゴザイマスガ、私ノ答辯ヲ終リマス。

〔國務大臣田中耕太郎君登壇〕

○國務大臣(田中耕太郎君) 南原君ノ三點ニ關スル御質問ニ御答へ申上ゲマス、先づ第一ニ教權ノ確立ニ付テノ御質問デゴザイマス、現狀迄ノ制度ニ於キマシテハ、實際第一線ノ教育界ガ、或ハ官僚的ノ勢力ニ依リ、或ハ地方的或ハ中央的政治的ノ權力ニ依ツテ至メラレテ參ツタノデアリマス、其ノコトハ我々特ニ戰時中ニ於テ痛感致シタ所ニアリマス、デ是方詰リ教育ノ觀一主義、又教育界カラ激刺タル精神ヲ奪ツテシマツタト云フヤウナ譯デゴザイマス、從ツテ今後ニ於キマシテハ第一線ノ教育界ヲ、官僚主義又政治的ノ干渉カラ確保シナケレバナラナイト云フコトハ、是ハ一般ニ教育界ノミナラズ、一般ノ輿論トナツテ居ルト申シテモ宜イト思フノデゴザイマス、是ハ丁度大學ニ付テ認メラレテ居リマス所ノ自治程度ハ或ハ全ク同ジデハナイカモ知レマセヌケレドモ、同ジ精神カラ出テ居ルモノデゴザイマス、又司法權ニ付テ制度化シテ認メラレテ居ルヤウナ、サウ云フ趣旨ト其ノ精神ニ於テ共通ナモノガアル譯デアリマス

サウ云フ意味ヲ以チマシテ、昨年ノ秋以來文部省ト致シマシテハ此ノ問題ヲ非常ニ慎重ニ審議シテ參ツテ居リマス、或ハ外國ノ制度ヲ参考ニシ、外國ト申シマシテモ必ズシモ米國バカリデハナイ、他ノ國々ノ制度ヲモ及バズナガラ參者ニシテ検討シテ參ツテ居ルノデアリマス、先程御指摘ニナリマシタヤウナ學制、其ノ頭ニ大學ノ總長ヲ持ツテ來ルト云フヤウナコトハ、是モ「フランス」ニゴザイマスノデ、本來ノ趣旨ハ、詰リ決シテ他ノ省ニ屬シテ居ル教育ニ關スル權限ヲ文部省ガ取ツテシマフト云フヤウナ、或ハ地方的ノモノヲ中央ニ收メヨウトカト云フヤウナ、サウ云フ官僚主義的ナ、繩張主義的ナ考ハ全クナインデアリマス、若シサウ云フ風ニ御解シニナツテ居ルトスルナラバ、我々ノ眞意ガママダ十分理解サレテナイト云フ風ニ存ズル次第ゴザイマス、我々ノ目途ト致シマス所ハ全ク、詰リ地方ノ教育界ニ、教育的活動ノ主ナル部分ヲ委ネル、中央ノ文部省ニ於キマシテハ、出來ルダケ大幅ニ教育ノ實質ニ關スル權限ヲ縮小致シマシテサウシテ地方ニ委ネル、文部省ハ單ナル教育界ノ連絡、世話役、マニア併シ、教科書ノ編纂トカラ云フヤウナ、紙ノ不足ノ際、今日ハ已ムヲ得ナイ次第デゴザイマス、又或意味ノ民主主義的スガ、サウ云フ方面ヲヤリマシテ、ア

トハ地方ノ實際ノ教育家ニ委セル、ソレニ付テハ地方ノ一般行政ニ屬シテ居ツタ所ノ、詰リ地方ノ官僚ニ屬シテ居ツタ權限ノ一部分モ、其ノ地方ノ教育界ニ委ネルト云フヤウナ構想ヲ以テ研究致シテ居ル次第ゴザイマスガ、マダ成案ヲ得タ譯デハゴザイマセヌカラ、此處デ現在ノ状態ヲ申上ゲル譯ニハ參ラナイ次第ザアリマス、サウ云フ意味ニ於キマシテ、先程御話ニナリマシタ教育ノ地方分權ト云フ精神ハ、我々ノ考ヘテ居ル精神デモアルノデゴザイマス、ソレカラ第二點デゴザイマスガ、今後ノ政治教育ヲドウシタラ宜イカト云フ問題デゴザイマスガ、先程御話ガアリマシタヤウニ、詰リ各箇ノ政黨政派ヲ超越スル所ノ共通ノ再教育ヲ通ジ世界觀ニ立脚シテヤラナケレバナラヌデヤナイカ、是ハ全クサウ云フ考デ以テヤラナケレバナラヌト思フノデゴザイマス、詰リ憲法ノ改正案ノ前文ニ謳ハレテ居リマスヤウナア、云フヤウナ精神、又ソレ以外ニ補ハナケレバナラナイ點モ多々アルト思フノデゴザイマスガ、詰リ政治的ノ色々ナシナケレバナラナイト云フ風ニ存ジテノデゴザイマス、ソレヲ詰リ今後學校教育ナリ或ハ社會教育ノ方面ニ於テ徹底通ジ、或ハ先生ノ再教育ヲ通ジ、或ハ大學ノ専門學校ノ教授ノ方々ニ協力ヲ願ツテマラナレバナラナイコトモゴザイマ居リマス、其ノ方法ハ、或ハ教科書ヲセウシ、色々「ブラン」ヲ文部省ト致シ

シテハ立テ居ル次第デゴザイマス、ソレカラ第三ノ點ノ、私自身ガ數箇月前ニ天皇制ノ辯明ニ付キマシテ、小サナ短イ文章ヲ新聞ニ載セマシタ、ソレヲ書イタ氣持ト、現在憲法改正案ガ現内閣ニ依ツテ上程セラレタ其ノ閣僚ノ一員トシテ持ツテ居ル感想如何ト云フ御質問デゴザイマス、私ハ其ノ文章ヲ書キマシタ時ト今日ト、天皇制ト云フモノニ付テノ、持ツテ居リマス所ノ考ハ全ク變ラナイノデゴザイマス、私ハ其ノ文章ヲ書キマシタ時ニ持ツテ居ツタ考ハ、日本ガ詰リ共和國、大統領ヲ頭トル所ノ共和國ニナツテハナラナイ、サウデナインラバ日本ハ「ラテンアメリカ」諸國ノヤウニ「アナーキー」ニナツテシマフ、革命トソレカラ獨裁制ト云フモノガ交替ニ日本ヲ見舞ツテ來ルダラウ、日本ガ秩序ヲ維持スルノハ、天皇ヲ中心トシテ統合サレテ居ル以外ニハナインダト云フ氣持カラデアリマス、從ツテ天皇ノ御權限ノ範圍ノ廣狹如何、或ハ御地位ニ付キマシテノ法律上ノ學者ノ加ヘル所ノ解釋如何ト云フヤウナコトニハ關係ナインデアリマシテ、天皇ハ御存在自身、モ宜イト思フノデアリマス、其ノ天皇ハ憲法改正案ニ於キマシテ天皇タル地位ニ御出デニナルノデアリマスカラ、天皇ハ我ガ國ノ秩序ノ象徴ト申上ゲテモ宜イト思フノデアリマス、其ノ天皇從ツテ私自身心境ニ於テ何等變化ハア

午後一時五十二分開議

○議長(公爵徳川家正君) 休憩前より  
續キ會議ヲ開キマス、休憩中内閣總理  
大臣ヨリ、九月二十七日迄三千日間帝  
國議會ノ會期ノ延長ヲ命ぜラル、旨ノ  
詔書ガ傳達セラレマシタ

云フ面ガアリマスルト同時ニ、如何ニ  
アノ時代ニ良キ憲法デアツタハ申  
セ、憲法自身ニ又遺憾ナガラ根本ノ問  
題ガ一面ニアルノデアリマス、サウ云  
フ御認識ヲ以て、此ノ國家轉換ノ大時  
代ニ政治家トシテ初メカラ此ノ問題ニ  
臨マレルト云フコトガ私ハ無理デアツ  
タト御尋不シタノデアリマシテ、ソレ  
ニ其ノ後松本國務相ダケニ御委ネニナ  
ソア、其ノ一試案トシテノ憲法改正案ヲ  
殆ド最後迄御使ニナツテ、サウ云フ政  
府御自身ノ御作ニナツタ調査委員會、  
ソレト最後ノ段階ニ於ケルアノ結末ト  
云フモソフトハドウ云フ關係ニアツタカ

○議長(公爵徳川家正君) 南原君  
〔南原繁君登壇〕

○南原繁君 先程私ノ質疑ニ對シマシテ、厚生大臣、農林大臣、文部大臣カラソレバ御答辯ガアリマシタ、ソレニ依リマシテ私ノ了解致シタ點モゴザイマスルシ、尙御尋ね致シタイコトモゴザイマスケレドモ、是ハ又他ノ適當ナ機會ニ譲リタイト存ジマス、ソレカラ幣原國務大臣ニ對シテ御尋ね申上ゲタコトニ付テモ御説明ヲ戴キマシタ、率直ニ申上ゲマシテ、私ハ之ニ對シテ満足ヲ致シマセヌ、是ハ國務大臣ハ現在ノ憲法ノ運用宜シキヲ得レバ必ズシテ、其ノ御認識自身ヲ私ハ初メカラモ改正ノ必要ガナイト云フ御認識カラ抑ミ出發セラレタト云フコトデアリマシテ、其ノ御認識自身ヲ私ハ初メカラ問題ニシテ居ルノデアリマシテ、サウ

云フ面ガアリマスル十同時ニ、如何ニ  
アノ時代ニ良キ憲法デアツタハ申  
セ、憲法自身ニ又遺憾ナガラ根本ノ問  
題ガ一面ニアルノデアリマス、サウ云  
フ御認識ヲ以テ、此ノ國家轉換ノ大時  
代ニ政治家トシテ初メカラ此ノ問題ニ  
臨マレルト云フコトガ私ハ無理デアツ  
タト御尋不シタノデアリマシテ、ソレ  
ニ其ノ後松本國務相ダケニ御委ネニナ  
ツア、其ノ一試案トシテノ憲法改正案ヲ  
殆ド最後迄御使ニナツテ、サウ云フ政  
府御自身ノ御作ニナツタ調査委員會、  
ソレト最後ノ段階ニ於ケルアノ結木ト  
云フモソフトハドウ云フ關係ニアツタカ  
ト云フ風ナコトニ付テ御尋ネシタノデ  
アリマスケレドモ、私ハ此ノ問題ニ付  
テ十分了承ハ致シマスケレドモ、是  
レ以上御尋ネ申上ゲルコトハ最早止メ  
マス、唯吉田總理大臣ニ對シテ御尋ネ  
致シタインデアリマスケレドモ、其ノ  
爲ニ御出席ヲ要求シテ置キマシタガ、  
萬口ムヲ得ナイ御理由デ出テ居ラレマ  
セヌト云フコトデアリマス、是ハドウ  
カ後デ速記録ヲ御覽戴キマシテ、何カ  
ノ機會ニ御答ヲ願ヒタイト思フノデ  
ス、ソレハ一ツハ今申上ゲマシタヤウ  
ナ次第デ、最後ニ三月六日政府發表ノ  
通リノ結果ニナリマシタ、其ノコトト  
「ボツダム」宣言ニ規定セラレテアリマ  
スル日本ノ自主的ナ態度ニ依ツテ、少  
クトモ最高形態ハ決メテ宜シイト云フ  
コトハ、純粹ニ客觀的ニ見マシテドウ  
云フソヨニ解釋ガ執ラレルノカ、其ノ

コトヲ御聽キシタノデアリマシテ、此ノ重要ナル問題ガ御答へ洩レデアリマシタカラ、是ハ大事ナ問題ト存ジマスノデ、御尋ね申シテ置キマス、モウ一ツ大事ナ問題ト致シマシテハ、新憲法ノ安定性ノコドヲ御尋ね致シタ積リデアリマス、是ハ事實我々ガ耳ニスル限りニ於キマシテハ、先程申上ゲタヤウナ意味ノ不幸ニシテ臆測ガ、或ハ印象ガアルノデアリマス、之ニ我々ハ耳ト眼ヲ蔽フコトハ出來マセヌ、私ハ新憲法ヲシテ眞ニ日本ノモノタラシメルガ故ニ、此ノ事實ヲ極メテ重大ニ考ヘルノデアリマス、今日政府ガドウ云フ風シテハ何ヨリモ既ニ爲シテ居ルベキ、ニ御認識ニナツテ、之ニ對スル對策ヲドウ御講ニナツテ居ルカ、是ハ政府トケレバ、新憲法安定性ノ上ニ於テ重大ナル危惧ガアルノデアリマス、此ノコトヲ政府ハドウ云フ風ニ御考ニナツテ居ラレルカ、對策ヲセラレルカ、篤ト御考ヘノ上、御答辯ヲ願ツテ置キタイト存ジマス、一ツ先程承ツテ居リマシテ、伺ヒタイ重要ナ問題ト思ヒマスノハ、金森國務相ノ御答辯ニ付テデアリマス、日本ノ主權或ハ國體ノ問題ニ付キマシテハ、是レ以上オ互ニ質議致シテ、同ヒタイ重要ナ問題ト思ヒマスノマシテモ、是ハ無用デアリマス、失禮ナガラ私共ガ此ノ問題ニ付テ衆議院並ニ貴族院ニ於テ是迄鬪ハサレマンタ經過ヲ見テ居リマシテ、今ヤ問題ノ所在

ハ極メテ明瞭デアリマス、即ち此ノ問題ニ關シテハ金森國務相ガ主トナリ、先程來御説明ノアリマシタヤウナ解釋ヲシテ居フレルノデアリマス、殊ニ著性格、或ハ或意味ニ於テノ國體トハ變テモ、其ノ國民ノ中ニハ天皇ヲ含ンデ居ル、ソレ故ニ從來ノ日本ノ根本的ナリハナイノダト此ノ御説明ハ金森國務相ノ御意見トシテ繰返シ拜聽致シマタ、ソレハ獨リ政府トシテハ同國務相ダケデハナク、恐ラク政府全體ノ御意見ト承知シテ居ルノデアリマス、ケレドモ、シマシテ國內ニモ國外ニモ是ガ愈々、公布マスル議會ノ意見デアリマス、ケレドモ、今後是ハ愈々新憲法トナツテ確定シマシテ國內ニモ國外ニモ是ガ愈々、公布サレタ場合ニ於キマシテ、其ノ解釋ガ何處迄維持セラレルカ、政府ハソレニ對シテドウ云々態度ヲ御執ニナルカ、明治憲法ニ付キマシテハ、伊藤公ノ憲法義解ナルモノガアリマス、政府デソレニ似タ有權的ナ解釋書ヲ作リマシテモ、ソレガ如何程ノ權威ヲ持チマスカ、殊ニ學問ト言論ノ自由ノ新シイ時代ニ於キマシテハ、政府ガ一定ノ決議ニタ新憲法ニ於テハ、斯クノ如ク國體ハ解スベキモノダ、或ハ主權概念ハ斯クノ如クスベキダト御解シニナツテ、ソレヲ宣傳サレマシテモ、其ノ通リソレガ擴ガリ、ソレガ受入レラルトハ決シテ限ラナイノデアリマス、眞理ガ

大學ニ關係スル一人トシテ申上ゲマス、私ハ  
斯、少クトモ是ガ世界ニ普遍的ナル國  
民主權乃至人民主權ト達ツテ、我が國  
特有ノ今迄ノ考へ方ト變ツテ居ナイ、  
君主モ含メテノ國民主權ダト云フコトハ  
ヲ仰シヤツテモ、其ノ議論ハ今ノ教養  
ノアル者ニハ通リマセヌ、恐ラクハ憲  
法ヲ擔當シテ居ル教官、行政法、政治  
學、法律學ノ初步ヲ研究シタ者デモ、  
其ノ議論ヲ受入レヲレルトハ、決シテ  
私ハ請合フコトガ出來ナインデアリマ  
ス、左様ナ次第デアリマシテ、眞理ガ  
遂ニ擴ガツテ、政府ノ現在御採ニナ  
ツテ居ル解釋ト違ツタモノガ、ソレガ  
普及シテ、ソレガ勝利ヲ得ルト云フコ  
トニナツタ場合ニ於テドウナルカ、即  
チ私ノ御尋ネシタイノハ、其ノ爲ニ政  
府ハドウ云フ方策ヲ御採ニナルカ、サ  
ウ云フ場合ヲ豫想シマシテ……、  
從來ト違ツテ言論ノ制限ヲスルコトハ  
出來マセヌ、憲法學說ヲ一定ノ粹ニ堂  
嵌メルコトモ出來マセヌデセウ、此ノ  
時ニ之ニ對抗シテ、政府ハドウ云フ能  
度ヲ御採ニナルカ、是ハ眞面目ナ問題  
トシテ考ヘマス、之ニ依リマシテスツ  
カリ變ヘルノダ、今迄ノ國體觀念モ變  
ヘルノダ、主權概念モ變ヘルノダト云  
フコトヲ明カニ仰シヤツテ、國民ニソ  
レヲ覺悟サシテヤルナラ、是ハ別デマ  
リマズ、ケレドモ、是ダケノ根本的ナ  
改革ガ加ツテ居ツテ、而モ尙且變ラ  
イモノデアルト云フ屬性ヲ仰シヤル等

ニハ、一體ドウ云フ方法ヲ御執ニナラ  
レルカ、之ヲ金森國務相ニ御尋ネシテ置  
キマス、ソレガ萬一千ト云ラ  
ヨリモ、私ハ火ヲ賭ルヨリモ明カダト  
思ツテ居リマス、ソレガ世間ガ之ヲ受入レヌ  
入レナイ時ハ、國民ガ之ヲ受入レヌ  
合ニハ、我々學者ガ考ヘルヤウニ、是  
ガ完全ナル世界共通ノ普遍的ノ人民主  
權ノ問題ニナツテ、之三大ナル變革ガ  
アツタト云フコトニナリマシタ場合  
ニ、此ノ草案作成ニ當ツタ所ノ政府、  
命ヲ賭ケテ此ノ作成ニ當ツタ政府ガ之ヲ  
ウ云フ責任ヲ御取リニナルノカ、是ハ  
悔イテモ及バヌコトガ起ルカモ存ジマ  
セヌ、ソレハ總理大臣ニ於テ政府ヲ生  
表セラレテ御答辯ヲ他ノ機會ニ戴キマ  
イト思フノデアリマス、之ヲ以テ私ノ  
質疑ヲ終リマス

ガ……サウ云フ風ナ見方モアルカモ知  
レヌケレドモ、此ノ際ハ總テ古イ著物  
ハ投ゲ棄テテ、新シイ見地ヨリ出發シ  
ナケレバイケナインダ、内外ノ情勢ニ  
徵シテ見レバ、サウ云ツタヤウナ見地  
ニ拘泥スベキモノデナイト云ツタヤウ  
ニ私ハ説明シタ積リデアリマス、若シ  
サウ云ツタヤウナ見地カラ出發シマス  
ナラバ、何ノ必要ガアツテ調査會ヲ設  
ケマセウ、松本博士ヲ主任トシタ調査  
會ヲ設ケマシタノハ、改正スルノ必要  
ガアルト認メタカラデアリマス、從ツ  
テ改正スルノ必要ナシト認メテ調査ニ  
着手シタト仰セラレルナラバ、事實誤  
リデアリマスカラ、此ノ點ヲ申上ゲテ  
置キマス

○議長(公爵徳川家正君) 牧野英一君

〔牧野英一君登壇〕

○牧野英一君 此ノ憲法改正案ニ對  
此ノ憲法改正案ニ對  
シ、私ハ唯極ク小サイ、狭イ、サウシ  
テ細カイ立場カラ政府ノ御考ヲ伺ヒタ  
イト思ヒマス、私ハ自分が専門トシテ  
年來御奉公ヲ致シマスル學問ノ立場カラ  
、基本的人權ニ關スル部分ニ付テ質  
疑ヲ提出スル譯デアリマス、併シナガ  
ラ憲法ノ構成ハ、其ノ一半ガ國家機關  
ノ構成及ビ權限デアリマシテ、其ノ他  
ノ一半ガ國民ノ權利義務ニナル譯デア  
リマス、サウシテ此ノ兩者ガ互ニ關聯ヲ  
致シテ居リマスルノデ、憲法ノ一部分  
タル基本的人權ニ關シテ質疑ヲ申出マ  
スルコトハ、自ラ憲法改正案全體ノ精神  
ニ瓦ル質疑ニナルノデアリマス、即チ  
私ノ質疑ト致シマスル要點ハ、此ノ改  
正案ノ中ニ現レテ居ル國家理念ガ果シ  
テドウ云フモノデアルカト云フ點ニア  
ルノデアリマス、私ハ唯此ノ改正案ノ  
第三章、即チ第十條以下ノ中デモ、其  
ノ一部分ニ對シテ疑ガ出ルノデアリマ  
スルガ、サウシテ又之ヲ所謂公法上ノ  
見地カラダネナク、民法及ビ刑法ノ立場  
カラ質疑ヲ提出スルダケノコトデアリ  
ス、從來ノ憲法ニ於キマシテハ、我ガ  
現行憲法ヲ初メト致シマシテ、十九世  
紀ノ諸國ノ憲法ニ於テハ、其ノ國家理  
念、即チ不干涉主義、放任主義、「レッ  
セフェール」ノ原則ノ結果トシテ、民

法、刑法ニ付テハ關聯スル所ガ先づナ  
カツタノデアリマス、併シナガラ此ノ  
新シイ憲法ノ改正案ニ依ツテ、我々ガ  
ハ、憲法ハ民法、刑法ト相交渉スル所  
ガ甚ダ密接ナノデアリマス、從來ノ憲  
法ハ謂ハバ唯政治ノ法律デアルニ過ギ  
ナイノデアリマスルガ、此ノ憲法改正  
案ハ更ニ大イニ日常生活ノ法律デアル  
コトニナツテ居リマス、從來ノ憲法ニ  
於テハ所有權不可侵ノ原則、現行憲法  
ノ二十七條、又罪刑法定主義ノ原則、  
現行憲法ノ二十三條、此ノ二ツノ簡單  
ナ規定ガアルニ止ルノデアリマスルケ  
レドモ、今憲法ヲ新ダニセナラヌ  
ト云フコトニナツテ見マスルト云フ  
ト、此ノ二ツノ從來ノ規定、而モ此ノ從  
來ノ規定ト云フノハ、所謂立法事項ヲ  
規定シタモノデアリマシテ、法律ヲ以  
テ民法及ビ刑法ノ內容ヲ如何ヤウニト  
モ規定スルコトノ出來ルモノデアリマ  
ス、併シナガラ此ノ十九世紀ノ繁  
榮ト云フモノハ、其ノ結果トシテ社會  
問題ト云フモノヲ惹起スルコトニナリ  
マシタ、此ノ社會問題ヲ適當ニ解決ス  
ル爲ニ國家ハ新タニ自己ノ責務ヲ感ジ  
テ、ソレバナラヌコトニナリマシタ、斯  
様ナ立場カラ考ヘマスト、今日ノ國家ハ  
十九世紀ノ國家カラ更ニ發展シテ、二  
十世紀ノ法國ニナラネバナリマセ  
ス、此ノ二十世紀ノ法國ト云フモノ  
ヲ我々ハ文化國ト名付ケテ居リマス、  
ナ國際情勢ノ爲ニ、我々ガ已ム  
ヲ得ズ引込マレタ考ヘ方デハナ  
スルカラ、此ノ新シク成立スベキ憲法ハ  
公法バカリデナイ、私法ノ要素ヲモ大

イニ含ンデ居ルト云フコトヲ考ヘテ戴  
キ、私法トシテノ憲法ノ意味及ビ解釋  
ノ權利章典カラ始ツテ、「フランス」ノ  
憲法ハ民法、刑法ト相交渉スル所  
ガ甚ダ密接ナノデアリマス、是カラ我々  
ハ、憲法ニ適合シナイ規定ヲ設ケルナラバ、  
ナノ時ニ於テ最高裁判所ハソレヲ憲法  
來ノ刑法ニ於テ、此ノ新シイ憲法ノ精  
神ニ適合シナイ規定ヲ設ケルナラバ、  
其ノ時ニ於テ最高裁判所ハソレヲ憲法  
違反ナリト宣言セネバナラヌコトニナ  
ツテ居ル譯デアリマス、是ガ此ノ新シ  
イ憲法ノ特色デアリマス、私共ノ考デ  
ハ從來ハ憲法ハ公法學者ノモノデアリマ  
ス、併シナガラ此ノ十九世紀ノ憲法  
トシテ憲法ハ公法學者ノモノデアリマ  
ス、併シナガラ此ノ十九世紀ノ憲法  
ノ學間ニ從事シテ居ル者モ、此ノ憲法  
ニ付テハ大イニ發言スル權利ヲ持ツテ  
居ル、斯ウ云フ風ニ私ハ考ヘマス、ソ  
ニ新シイ國家理念ガ盛ラレテ居ルモ  
ノト考ヘタインデアリマシテ、斯様ニ  
樹立ト云フ趣旨ノモノデアリマス、是  
ハ十九世紀ノ個人主義、自由主義トシ  
テ成立シタモノデアリ、之ニ依ツテ固  
居ルト云フ趣旨ノモノデアリマス、是  
涉シナイト云フ消極的ナ義務ヲ持ツテ  
ス、併シナガラ此ノ十九世紀ノ憲法  
ノ生活ニ干涉シナイト云フ放任主義ガ  
ヨリ一方ニハ自由競争ノ原則ガ確カメ  
ラレ、他方ニ於テハ國家ガ無暗ニ個人  
ノ生活ニ干涉シナイト云フ放任主義ガ  
樹立シテアリマス、此ノ十九世紀ノ繁  
榮ト云フモノガ出來上ツタ譯デア  
リマス、併シナガラ此ノ十九世紀ノ繁  
榮ト云フモノハ、其ノ結果トシテ社會  
問題ト云フモノヲ惹起スルコトニナリ  
マシタ、此ノ社會問題ヲ適當ニ解決ス  
ル爲ニ國家ハ新タニ自己ノ責務ヲ感ジ  
テ、ソレバナラヌコトニナリマシタ、斯  
様ナ立場カラ考ヘマスト、今日ノ國家ハ  
十九世紀ノ國家カラ更ニ發展シテ、二  
十世紀ノ法國ニナラネバナリマセ  
ス、此ノ二十世紀ノ法國ト云フモノ  
ヲ我々ハ文化國ト名付ケテ居リマス、  
ナ國際情勢ノ爲ニ、我々ガ已ム  
ヲ得ズ引込マレタ考ヘ方デハナ  
スルカラ、此ノ新シク成立スベキ憲法ハ  
公法バカリデナイ、私法ノ要素ヲモ大

イニ含ンデ居ルト云フコトヲ考ヘテ戴  
キ、私法トシテノ憲法ノ意味及ビ解釋  
ノ權利章典カラ始ツテ、「フランス」ノ  
憲法ハ民法、刑法ト相交渉スル所  
ガ甚ダ密接ナノデアリマス、是カラ我々  
ハ、憲法ニ適合シナイ規定ヲ設ケルナラバ、  
ナノ時ニ於テ最高裁判所ハソレヲ憲法  
違反ナリト宣言セネバナラヌコトニナ  
ツテ居ル譯デアリマス、是ガ此ノ新シ  
イ憲法ノ精神ニ適合シナイ規定ヲ設ケル  
ナラバ、其ノ立場カラシテ憲法ノ此ノ  
コトガ出來ルモノデアルト致シマスル  
点、此ノヤウナ考ヲ若シ御容レ下サル  
セウカ、ソレラ第一ニ伺ツテ置キタイト  
法デモアルト、斯ウ云フ私ノ見解ガ、果  
シテ政府ノ御承認ニナル所デゴザリマ  
ス、併シナガラ此ノ十九世紀ノ繁  
榮ト云フモノハ、其ノ結果トシテ社會  
問題ト云フモノヲ惹起スルコトニナリ  
マシタ、此ノ社會問題ヲ適當ニ解決ス  
ル爲ニ國家ハ新タニ自己ノ責務ヲ感ジ  
テ、ソレバナラヌコトニナリマシタ、斯  
様ナ立場カラ考ヘマスト、今日ノ國家ハ  
十九世紀ノ國家カラ更ニ發展シテ、二  
十世紀ノ法國ニナラネバナリマセ  
ス、此ノ二十世紀ノ法國ト云フモノ  
ヲ我々ハ文化國ト名付ケテ居リマス、  
ナ國際情勢ノ爲ニ、我々ガ已ム  
ヲ得ズ引込マレタ考ヘ方デハナ  
スルカラ、此ノ新シク成立スベキ憲法ハ  
公法バカリデナイ、私法ノ要素ヲモ大

イニ含ンデ居ルト云フコトヲ考ヘテ戴  
キ、私法トシテノ憲法ノ意味及ビ解釋  
ノ權利章典カラ始ツテ、「フランス」ノ  
憲法ハ民法、刑法ト相交渉スル所  
ガ甚ダ密接ナノデアリマス、是カラ我々  
ハ、憲法ニ適合シナイ規定ヲ設ケルナラバ、  
ナノ時ニ於テ最高裁判所ハソレヲ憲法  
違反ナリト宣言セネバナラヌコトニナ  
ツテ居ル譯デアリマス、是ガ此ノ新シ  
イ憲法ノ精神ニ適合シナイ規定ヲ設ケル  
ナラバ、其ノ立場カラシテ憲法ノ此ノ  
コトガ出來ルモノデアルト致シマスル  
点、此ノヤウナ考ヲ若シ御容レ下サル  
セウカ、ソレラ第一ニ伺ツテ置キタイト  
法デモアルト、斯ウ云フ私ノ見解ガ、果  
シテ政府ノ御承認ニナル所デゴザリマ  
ス、併シナガラ此ノ十九世紀ノ繁  
榮ト云フモノハ、其ノ結果トシテ社會  
問題ト云フモノヲ惹起スルコトニナリ  
マシタ、此ノ社會問題ヲ適當ニ解決ス  
ル爲ニ國家ハ新タニ自己ノ責務ヲ感ジ  
テ、ソレバナラヌコトニナリマシタ、斯  
様ナ立場カラ考ヘマスト、今日ノ國家ハ  
十九世紀ノ國家カラ更ニ發展シテ、二  
十世紀ノ法國ニナラネバナリマセ  
ス、此ノ二十世紀ノ法國ト云フモノ  
ヲ我々ハ文化國ト名付ケテ居リマス、  
ナ國際情勢ノ爲ニ、我々ガ已ム  
ヲ得ズ引込マレタ考ヘ方デハナ  
スルカラ、此ノ新シク成立スベキ憲法ハ  
公法バカリデナイ、私法ノ要素ヲモ大

シテ總テガ「アメリカ」ノ権利章典ヲ出  
ヅルコト幾何ゾヤ、「フランス」ノ人權  
宣言ヲ出ヅルコト幾何ゾヤ、斯様ニ考  
ヘザルヲ得マセヌ、又斯様ニ考ヘルコ  
トハ、昨日來ノ方々ノ御説ノ中ニモ見  
エテ居リマスシ、又現ニ世ノ中ニ公ニ  
サレテ居ル色々ノ人ノ批評ニモ見エテ  
居ル所デアリマス、固ヨリ我國ハマ  
ダ所謂封建制度ノ殘り滓ヲ免カレナイ  
モノガ澤山アルノデ、斯様ニシテ今世  
界ノ輿論カラ深刻ナ批評ヲ受ケネバナ  
ラヌコトニナリマシタノデ、此ノ憲法  
改正案ニ於テモ、基本的人權ニ關スル  
規定ガ、其ノヤウナ封建性ヲ振捨テヤ  
ウト云フ所ニ大イニ眼目ヲ置イテ居ル  
ト云フコトハ、成ル程十分理解ヲ持ツ  
テ考ヘネバナラヌデゴザイマセウ、  
併シナガラソレダケデハ十九世紀ノ國  
家ニナルダケト云フコトデアリマス、  
二十世紀ニ於ケル世界ノ國家理念ナル  
モノガドウ云フモノデアルカト云フコ  
トヲ考ヘ、世界的な趨勢ニ副ウテ、列  
國ニ對シ其ノ「フロンント」ヲ一樣ニシヨ  
ウト云フ立場カラハ、甚ダ満足ノ出來  
ナイモノデアルト考ヘタイノデアリマ  
ス、政府ハ或ハ是デ十分我々ノ所謂文  
化國家ノ理想ヲ明カニシタモノデアル  
トスウ仰セラレルカモ知レマセヌ、サ  
ウ云フコトニナリマスレバ、固ヨリ見  
解ノ相違テ致シ方ガナイコトニモナリ  
マセウガ、併シ各位ニ於テモ能ク此ノ  
憲法ノ改正案ヲ通覽シテ戴キタイ、全  
體トシテ此ノ心持ガ甚ダ十九世紀式ノ

モノヲ免カレナイト思フノデアリマ  
ス、政府原案ノ第十一條ハ國民ノ權利  
及ビ自由ガ國民自身ノ不斷ノ努力ニ依  
ヘザルヲ得マセヌ、又斯様ニ考ヘルコ  
トハ、昨日來ノ方々ノ御説ノ中ニモ見  
エテ居リマスシ、又現ニ世ノ中ニ公ニ  
サレテ居ル色々ノ人ノ批評ニモ見エテ  
居ル所デアリマス、固ヨリ我國ハマ  
ダ所謂封建制度ノ殘り滓ヲ免カレナイ  
モノガ澤山アルノデ、斯様ニシテ今世  
界ノ輿論カラ深刻ナ批評ヲ受ケネバナ  
ラヌコトニナリマシタノデ、此ノ憲法  
改正案ニ於テモ、基本的人權ニ關スル  
規定ガ、其ノヤウナ封建性ヲ振捨テヤ  
ウト云フ所ニ大イニ眼目ヲ置イテ居ル  
ト云フコトハ、成ル程十分理解ヲ持ツ  
テ考ヘネバナラヌデゴザイマセウ、  
併シナガラソレダケデハ十九世紀ノ國  
家ニナルダケト云フコトデアリマス、  
二十世紀ニ於ケル世界ノ國家理念ナル  
モノガドウ云フモノデアルカト云フコ  
トヲ考ヘ、世界的な趨勢ニ副ウテ、列  
國ニ對シ其ノ「フロンント」ヲ一樣ニシヨ  
ウト云フ立場カラハ、甚ダ満足ノ出來  
ナイモノデアルト考ヘタイノデアリマ  
ス、政府ハ或ハ是デ十分我々ノ所謂文  
化國家ノ理想ヲ明カニシタモノデアル  
トスウ仰セラレルカモ知レマセヌ、サ  
ウ云フコトニナリマスレバ、固ヨリ見  
解ノ相違テ致シ方ガナイコトニモナリ  
マセウガ、併シ各位ニ於テモ能ク此ノ  
憲法ノ改正案ヲ通覽シテ戴キタイ、全  
體トシテ此ノ心持ガ甚ダ十九世紀式ノ

モノヲ免カレナイト思フノデアリマ  
ス、政府原案ノ第十一條ハ國民ノ權利  
及ビ自由ガ國民自身ノ不斷ノ努力ニ依  
ヘザルヲ得マセヌ、又斯様ニ考ヘルコ  
トハ、昨日來ノ方々ノ御説ノ中ニモ見  
エテ居リマスシ、又現ニ世ノ中ニ公ニ  
サレテ居ル色々ノ人ノ批評ニモ見エテ  
居ル所デアリマス、固ヨリ我國ハマ  
ダ所謂封建制度ノ殘り滓ヲ免カレナイ  
モノガ澤山アルノデ、斯様ニシテ今世  
界ノ輿論カラ深刻ナ批評ヲ受ケネバナ  
ラヌコトニナリマシタノデ、此ノ憲法  
改正案ニ於テモ、基本的人權ニ關スル  
規定ガ、其ノヤウナ封建性ヲ振捨テヤ  
ウト云フ所ニ大イニ眼目ヲ置イテ居ル  
ト云フコトハ、成ル程十分理解ヲ持ツ  
テ考ヘネバナラヌデゴザイマセウ、  
併シナガラソレダケデハ十九世紀ノ國  
家ニナルダケト云フコトデアリマス、  
二十世紀ニ於ケル世界ノ國家理念ナル  
モノガドウ云フモノデアルカト云フコ  
トヲ考ヘ、世界的な趨勢ニ副ウテ、列  
國ニ對シ其ノ「フロンント」ヲ一樣ニシヨ  
ウト云フ立場カラハ、甚ダ満足ノ出來  
ナイモノデアルト考ヘタイノデアリマ  
ス、政府ハ或ハ是デ十分我々ノ所謂文  
化國家ノ理想ヲ明カニシタモノデアル  
トスウ仰セラレルカモ知レマセヌ、サ  
ウ云フコトニナリマスレバ、固ヨリ見  
解ノ相違テ致シ方ガナイコトニモナリ  
マセウガ、併シ各位ニ於テモ能ク此ノ  
憲法ノ改正案ヲ通覽シテ戴キタイ、全  
體トシテ此ノ心持ガ甚ダ十九世紀式ノ

モノヲ免カレナイト思フノデアリマ  
ス、政府原案ノ第十一條ハ國民ノ權利  
及ビ自由ガ國民自身ノ不斷ノ努力ニ依  
ヘザルヲ得マセヌ、又斯様ニ考ヘルコ  
トハ、昨日來ノ方々ノ御説ノ中ニモ見  
エテ居リマスシ、又現ニ世ノ中ニ公ニ  
サレテ居ル色々ノ人ノ批評ニモ見エテ  
居ル所デアリマス、固ヨリ我國ハマ  
ダ所謂封建制度ノ殘り滓ヲ免カレナイ  
モノガ澤山アルノデ、斯様ニシテ今世  
界ノ輿論カラ深刻ナ批評ヲ受ケネバナ  
ラヌコトニナリマシタノデ、此ノ憲法  
改正案ニ於テモ、基本的人權ニ關スル  
規定ガ、其ノヤウナ封建性ヲ振捨テヤ  
ウト云フ所ニ大イニ眼目ヲ置イテ居ル  
ト云フコトハ、成ル程十分理解ヲ持ツ  
テ考ヘネバナラヌデゴザイマセウ、  
併シナガラソレダケデハ十九世紀ノ國  
家ニナルダケト云フコトデアリマス、  
二十世紀ニ於ケル世界ノ國家理念ナル  
モノガドウ云フモノデアルカト云フコ  
トヲ考ヘ、世界的な趨勢ニ副ウテ、列  
國ニ對シ其ノ「フロンント」ヲ一樣ニシヨ  
ウト云フ立場カラハ、甚ダ満足ノ出來  
ナイモノデアルト考ヘタイノデアリマ  
ス、政府ハ或ハ是デ十分我々ノ所謂文  
化國家ノ理想ヲ明カニシタモノデアル  
トスウ仰セラレルカモ知レマセヌ、サ  
ウ云フコトニナリマスレバ、固ヨリ見  
解ノ相違テ致シ方ガナイコトニモナリ  
マセウガ、併シ各位ニ於テモ能ク此ノ  
憲法ノ改正案ヲ通覽シテ戴キタイ、全  
體トシテ此ノ心持ガ甚ダ十九世紀式ノ

モノヲ免カレナイト思フノデアリマ  
ス、政府原案ノ第十一條ハ國民ノ權利  
及ビ自由ガ國民自身ノ不斷ノ努力ニ依  
ヘザルヲ得マセヌ、又斯様ニ考ヘルコ  
トハ、昨日來ノ方々ノ御説ノ中ニモ見  
エテ居リマスシ、又現ニ世ノ中ニ公ニ  
サレテ居ル色々ノ人ノ批評ニモ見エテ  
居ル所デアリマス、固ヨリ我國ハマ  
ダ所謂封建制度ノ殘り滓ヲ免カレナイ  
モノガ澤山アルノデ、斯様ニシテ今世  
界ノ輿論カラ深刻ナ批評ヲ受ケネバナ  
ラヌコトニナリマシタノデ、此ノ憲法  
改正案ニ於テモ、基本的人權ニ關スル  
規定ガ、其ノヤウナ封建性ヲ振捨テヤ  
ウト云フ所ニ大イニ眼目ヲ置イテ居ル  
ト云フコトハ、成ル程十分理解ヲ持ツ  
テ考ヘネバナラヌデゴザイマセウ、  
併シナガラソレダケデハ十九世紀ノ國  
家ニナルダケト云フコトデアリマス、  
二十世紀ニ於ケル世界ノ國家理念ナル  
モノガドウ云フモノデアルカト云フコ  
トヲ考ヘ、世界的な趨勢ニ副ウテ、列  
國ニ對シ其ノ「フロンント」ヲ一樣ニシヨ  
ウト云フ立場カラハ、甚ダ満足ノ出來  
ナイモノデアルト考ヘタイノデアリマ  
ス、政府ハ或ハ是デ十分我々ノ所謂文  
化國家ノ理想ヲ明カニシタモノデアル  
トスウ仰セラレルカモ知レマセヌ、サ  
ウ云フコトニナリマスレバ、固ヨリ見  
解ノ相違テ致シ方ガナイコトニモナリ  
マセウガ、併シ各位ニ於テモ能ク此ノ  
憲法ノ改正案ヲ通覽シテ戴キタイ、全  
體トシテ此ノ心持ガ甚ダ十九世紀式ノ

アル、其ノ所有權ト云フ言葉ヘ、單ニ廣ク財產權ト云フ意味ニ解スベキデアルト云フ學說ガアルノデアリマスルケレドモ、併シ其ノ由來スル所ハ人權宣言ヲ第十七條ニアルノデアリマシテ、ソレガ所有權ノ絕對性ト云フコトヲ基本トシテ居ルモノニアルト云フコトハ疑ヒアリマセヌ、所有權ノ絕對性ト云フコトガ、中世ノ封建制度ヲ打チ破ツテ十九世紀ノ民主主義ヲ生ミ出ス所ノ第一ノ原則デアツタ譯デアリマス、斯様ナ次第デ、千八百四年ニ「ナボレオソ」ガ「フランス民法ヲ制定致シマシタ時ニ、「疑ハシキハ所有權ニ從フ」ト云フ原則ヲ豫定シテ居ツタト云フコトニナツテ居リマス、併シ今憲法改正案ハ所有權ノ斯様ナ絕對性ヲモウ認メルコトナク、財產權ヲ一律ニ相對的性質ノモノトシテ規定スルコトニナツタノデアリマス、政府原案ノ二十七條第一項ニハ私有權ノ不可侵ヲ規定シテ居リマスルシ、ソレヲ受ケテ第二項ニ「財產權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」、斯ウアルノガソレデアリマス、サウシテソレガ政府原案ノ第十一條ニ依ツテ統制ヲ受ケル譯ニナリマスルノデ、獨リ財產權ノミナラズ、改正案ノ第十一條ニ依リマスルト云フト、權利一般ニ付テ「國民は、これを濫用してはならぬのであつて、常に公其の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」ト、斯ウ云フコトニナツテ參

ツタ譯デアリマス、ソコデ此ノ規定ニ  
セラレタノハ結構デアリマスルガ、其  
ノ財産權ニハ同時ニ義務ガ喰付イテ居  
ルモノデアル、所有權ハ義務ヲ伴フト  
ト云フコトヲ、明カニ規定サレテ欲シ  
イモノト思フノデアリマス、固ヨリ政  
府原案ノ二十七條ニ於キマシテモ、第  
二項ニ於テ、財產權ノ内容ガ相對的ナ  
モノデアルバカリデナク、第三項ニ參  
リマスルト云フト、公共ノ爲ニ用ヒラ  
レルモノデアルト云フコトガ書イテアリ  
マス、相當ノ賠償ヲ以テ公共ノ爲ニ  
用ヒラレルト云フコトガ謳ツテアリマス  
ス、其ノ外ニ「政府原案」ノ第十一條ニ  
ハ、先程モ申上ゲマシタ通り、「公共  
の福祉」ト云フコトガ謳ツテアリマス  
ルノデ、ソレデ一應ノ尙ハアイテ居ル  
コトニナツテ居リマスルガ、併シ私ト  
シテハ、私有財產權ハ更ニ廣ク義務ヲ  
負擔スルモノデアルト云フコトヲ、モ  
ツト率直ニ明カニシテ戴イタラドウ云  
フモノデアラウカト思フノデス、例ヘ  
バ茲デ一ツ諸君ニ御相談ヲ申上ゲタイ  
農地調整法ト云フモノガ先年出來、改  
正サレ、又更ニ一層之ヲ改正シヨウト  
云フコトニナツテ居リマスガ、農地調  
整法ニ依ル所有權ノ制限ト云フモノ  
ハ、現行憲法ノ下ニ於テハ適法ノモノ

デゴザイマセウ、二十七條ノ第二項ニ  
公益上必要ナルコトハ法律ノ定ムル所  
ニ依ルトアルノデアリマス、併シナガ  
ラ此ノ改正案ノ下ニ農地調整法ヲ處置  
セネバナラヌト云フコトニナリマスル所  
ト云フト、或ハ私ニ憲法違反ト云フ宜  
言ヲ受ケネバナラヌコトニナリハシナ  
イカト、私ニ憂ヘテ居ルノデアリマス  
ス、何トナレバ、改正案ノ二十七條ノ  
第三項ハ、適當ナル補償ノ下ニ公共ノ爲  
ニ用ヒラレルト云フコトシカ書イテアリ  
マセヌ、又改正案ノ第十一條ハ、權利  
ハ公共ノ福祉ノ爲ニ利用セラレバネバ  
ナラヌト書イテアルダケデアリマス、  
權利ガ公共ノ爲ニ取り上ゲラレル、ト  
言ツテハ言葉ガ少シ荒イデセウ、併シ  
ナガラ公共ノ爲ニ著シイ制限ヲ受ケル  
ト云フコトニナル場合ニ於テハ、改正  
案ノ下デハ、或ハ私ガ誤解ヲ致シテ居  
ルノカモ知レマセヌガ、文字ガ少シヨリ  
リマセヌ、尤モ現行憲法ノ下ニ於テハ  
「公益ノ爲必要ナル處分」ト云フコトニ  
ナツテ居リマシテ、「必要」ト云フ非常  
ニ嚴格ナ文字ガ使ツテアルニ拘ラズ、  
實際土地收用法ヲ見マスルト云フト、  
有用ト云フ程度デ、此ノ憲法第二項ガ  
動イテ居リマス、是ハ我國バカリノ  
コトデハゴザリマセヌノデ、外國ニ於  
テモ憲法上必要ト規定シテアルモノノ  
行政法規ニ於テ、有用ナルコトニ付所  
有權ヲ制限シテ居ルト云フコトニナツ  
テ居ルノハドウ云フモノカト云フ議論  
ガ隨分アルノデアリマス、ケレドモセ

ノ點ハ暫ク除外致シマシテモ、兎ニ角現行憲法ノ下ニ於テハ農地調整法ガ施行トシテ成立スルト云フコトニ付トハ、先ゾ異論ナキモノト言ソテ宜イデセウ、併シナガラ改正案ノ下ニ於テハ、公共ノ爲ニ用ヒラレルダケ、土地ノ所有者ハ公共ノ爲ニ所有權ヲ行使スル、十一條……又公共ノ爲ニ保障ヲ與ヘテ、サウシテ國家ガ「公共の爲ニ用ひる」、「用ひる」ト云フ字ガ用ヒテアルノデアリマス、御参考ノ爲ニ、ト云ツテ申上ゲル迄モナク、改正案ノ勤労ノ件ニ關スル規定、第二十二條ノ邊リデス、此ノ修正案ノ第二十五回ノ第一項ハ、勤労ニ付テ修正ヲ致シマシテ、「勤労の權利を有し、義務を負ふ」ト云フコトニナツテ居リマス、私ハ後デモ一言又繰返シテ申上だタトイ思ヒマスガ、此ノ勤労ノ義務ト云フコトヲ、ドウ云フ意味合デ衆議院ガ附加ヘタカ、非常ニ重イ重大ナ意味ガソニ湧出ルモノト考ヘルノデアリマスガ、ソレハ又後ノ御話ト致シマシテ、兎ニ角所有權、其ノ他ノ財產權一般ニ付テモソレガ一定ノ、何ト申シヨスカ、財產權ラシイ、公共ノ爲ニ義理ヲ持タネバナラスト云フコトヲ、モツト概括的ニ書イテ欲シイモノト思フ、デアリマス、扱、斯様ニ考ヘマストニフト、サウ云フヤウナ考ヘ方ガ民法、商法ニ瓦ツテ、重大ナ影響ヲ與ヘルノト考ヘラレルノデアリマス、恐ラクハ我ガ民法、商法ハ全面的ナ改正ヨ

ナケレバナラヌコトニナルノデハアリ  
マスマイカ、固ヨリ民法ハ「ローマ」法  
以來發達シタル其ノ技術的規定ニ於  
テ、又商法ハ近代ノ商業生活ニ我々  
示ジタ技術的ナ組織ニ依ツテ、其ノ細  
カイ點ニ付テハ其ノ儘宜イデセウ、  
併シ民法ノ、商法ノ基本的ナ原則トセ  
ラレマシタ所有權及ビ契約ノ自由ト云  
フモノガ捨テラレルノデハアリマセ  
ス、ソレヲ含ミナガラ、併シナガラソ  
レヲ超エテ、「オーダー」ノ一ツ高イモ  
ノ、即チ先ヅ權利濫用ノ原則トシテ出  
來上リマセウ、更ニ信義誠實ノ原則ト  
云フコトニナリマセウ、權利ノ濫用及  
ビ信義誠實ノ原則ト云フコトハ、不幸  
ニシテ我國ノ法律ニハ見エテ居リマ  
セヌ、最近ニ大審院ノ判例ガ段々ニソ  
レヲ受入レテ、法律ノ運用ヲ進メテ居  
リマスルガ、斯ウナツテ見ルト云フ  
ト、此ノ改正案、殊ニ其ノ第十一條ノ  
規定カラ導イテ、此ノ二ツノ原則ガ民  
法、商法ノ劈頭ニモツト明カニセラレ  
ル筈デアラウト思ヒマス、實ハ此ノ憲  
法第十一條ノ規定ト云フモノハ、失禮  
ナガラ私カラ申シマスルト云フト、言  
葉ハ生温イ、モウ少シ率直ニ、明白  
ニ、例ヘバ例ヲ以テ言ヘバ、「ソヴィ  
エト」民法ノ第一條ノ如ク、或ハ「ス  
イス」民法第二條ノ如ク、モツト明白  
ニ民法ノ劈頭ニシテ民法バカリデハア  
リマセヌ、憲法ノ上ニ表サレルト云フ  
コトヲ希望スルノデアリマスガ、暫ク

スルトカ修正シナイトカ云フコトハ先  
ヅ委員會ニ讓ルト致シマシテ、民法、  
商法ノ全體ニ向ツテ此ノ二ツノ原則ヲ  
明カニスルト云フ必要ガアルト考ヘマ  
ス、政府ハ果シテ、近ク進メラルベキ  
民法、商法ノ改正事業ノ躊躇ニ於テ、  
此ノ新シイ原則ヲ掲ゲルダケノ御積リ  
ガ御アリニナルカ無イカ、既ニ此ノ二  
ツノ原則ハ學說ノ上デモ廣ク認メラレ  
コトニナリ、判例ノ上デモ或程度迄  
大審院ノ運用シテ居ル所ハアリマス  
ルケレドモ、併シナガラ今日尙其ノ影  
ガ薄イト云ツテモ宜イデセウ、殊ニ學  
說上若干ノ反対ガアリ、數年前迄ハ若  
干ドコロデハアリマセス、相當ニ強イ  
反対ガアツテ、我々信義誠實ノ原則ト  
云フコトヲ考ヘテ居ル者ハ、餘程骨ヲ  
折ツテソレト争ハネバナラヌ状況デ  
アルコトナリマス、判例ニ於テモ、  
其ノ發達ハ大正ノ後期ヨリ始り、昭和  
ノ年代ニ至ツテ大イニ見ルベキモノガ  
アルコトナリマシタケレドモ、尙希  
望スベキ所ニハ遠イノデアリマス、政  
府ハ此ノ二ツノ原則ガ學說ノ上ニ於テ  
争ヒガアルト云フコトヲ理由トシテ之  
ヲ明白ニスルコトヲ躊躇セラレ  
ルデアリマセウカ、或ハ又憲法  
ガ新タニセラレル今日ニ於テ  
ハ、此ノ學說ノ争ヒト云フモノニ  
對シテ、法律自ラガ率直ニ、簡明ニ裁  
斷ヲ下シテ、之ヲ民法ノ躊躇ニ規定ス  
ルノガ然ルベキト御考ニナルモノデ  
ゴザイマセウカ、民法、商法ノ改正ハ

此ノ次ノ議會ノモノデ、後日ノ問題デ  
アルナゾト御逃ゲニナツテハ困ル、私  
商法ノ持ツモノト云フコトニナツテ御ア  
ス、政府ハ果シテ、近ク進メラルベキ  
民法、商法ノ改正事業ノ躊躇ニ於テ、  
此ノ新シイ原則ヲ掲ゲルダケノ御積リ  
ガ御アリニナルカ無イカ、既ニ此ノ二  
ツノ原則ハ學說ノ上デモ廣ク認メラレ  
コトニナリニナルカ無イカ、既ニ此ノ二  
ツノ原則ハ二ツノ方面カラ、斯  
様ナ所有權ノ原則ハ二ツノ方面カラ、  
年ニ亘ツテ、自ラ著シイ制限ヲ受ケル  
コトニナリマシタ、其ノ一ツハ企業、  
「エンタープライズ」、企業ノ方面カラ  
ノ制限アリマスルシ、其ノ二ツハ勞  
働ノ方面カラノ制限アリマス、一體  
労働ノ二ツノ方面カラ制限セラレテ居ル  
ト云フ現象ラドウ云フ風ニ取扱ツテ居  
ルモノト理解シテ然ルベキモノデゴザ  
イマセウカ、先づ企業ト所有權トノ關  
係ニ付テ申シマセウ、是ハ法人、特ニ  
商法ニ於ケル會社ノ性質、就中株式會  
社……會社ノ性質如何ト云フコトニナ  
ル譯アリマス、從來ハ會社ハ其ノ所  
有關係ガ基本ヲ成スモノトシテ考ヘラ  
レテ居リマシタノデ、謂ハバ所有者タ  
マス、今日ニ於テハ會社ニ所有關係  
ト、會社ノ經營關係トハ段ミニ區別シ  
テ考ヘラレルコトニナリマシタノデ、  
既ニ昭和十三年ニ出來マシタ新商法ニ  
於テハ、所有關係ト經營關係トノ分離  
ノ趣旨ガ著シク現レテ居ルモノト云フ

コトガ出來マセウ、併シナガラ全體ト  
シテハ矢張リ依然トシテ、株主總會ガ  
ハ憲法上ノ問題トシテ、今日其ノ點ヲ  
ス、扱、次ノ問題ニ移リマスルガ、斯  
ガ御アリニナルカ無イカ、既ニ此ノ二  
ツノ原則ハ二ツノ方面カラ、斯  
様ナ所有權ノ原則ハ二ツノ方面カラ、  
年ニ亘ツテ、自ラ著シイ制限ヲ受ケル  
コトニナリマシタ、其ノ一ツハ企業、  
「エンタープライズ」、企業ノ方面カラ  
ノ制限アリマスルシ、其ノ二ツハ勞  
働ノ方面カラノ制限アリマス、一體  
労働ノ二ツノ方面カラ制限セラレテ居ル  
ト云フ現象ラドウ云フ風ニ取扱ツテ居  
ルモノト理解シテ然ルベキモノデゴザ  
イマセウカ、先づ企業ト所有權トノ關  
係ニ付テ申シマセウ、是ハ法人、特ニ  
商法ニ於ケル會社ノ性質、就中株式會  
社……會社ノ性質如何ト云フコトニナ  
ル譯アリマス、從來ハ會社ハ其ノ所  
有關係ガ基本ヲ成スモノトシテ考ヘラ  
レテ居リマシタノデ、謂ハバ所有者タ  
マス、今日ニ於テハ會社ニ所有關係  
ト、會社ノ經營關係トハ段ミニ區別シ  
テ考ヘラレルコトニナリマシタノデ、  
既ニ昭和十三年ニ出來マシタ新商法ニ  
於テハ、所有關係ト經營關係トノ分離  
ノ趣旨ガ著シク現レテ居ルモノト云フ

ニモアラズ、企業ソレ自體ト云フコト  
ヲ原則トシテ考ヘネバナラヌト云フ學  
說アリマス、斯様ナ學說ノ意味、價  
値ト云フモノト考ヘテ見マスト云フト、  
政府ガドウ云フ風ニ御考ニナツテ御ア  
ス、政府ハ果シテ、近ク進メラルベキ  
民法、商法ノ改正事業ノ躊躇ニ於テ、  
此ノ新シイ原則ヲ掲ゲルダケノ御積リ  
ガ御アリニナルカ無イカ、既ニ此ノ二  
ツノ原則ハ二ツノ方面カラ、斯  
様ナ所有權ノ原則ハ二ツノ方面カラ、  
年ニ亘ツテ、自ラ著シイ制限ヲ受ケル  
コトニナリマシタ、其ノ一ツハ企業、  
「エンタープライズ」、企業ノ方面カラ  
ノ制限アリマスルシ、其ノ二ツハ勞  
働ノ方面カラノ制限アリマス、一體  
労働ノ二ツノ方面カラ制限セラレテ居ル  
ト云フ現象ラドウ云フ風ニ取扱ツテ居  
ルモノト理解シテ然ルベキモノデゴザ  
イマセウカ、先づ企業ト所有權トノ關  
係ニ付テ申シマセウ、是ハ法人、特ニ  
商法ニ於ケル會社ノ性質、就中株式會  
社……會社ノ性質如何ト云フコトニナ  
ル譯アリマス、從來ハ會社ハ其ノ所  
有關係ガ基本ヲ成スモノトシテ考ヘラ  
レテ居リマシタノデ、謂ハバ所有者タ  
マス、今日ニ於テハ會社ニ所有關係  
ト、會社ノ經營關係トハ段ミニ區別シ  
テ考ヘラレルコトニナリマシタノデ、  
既ニ昭和十三年ニ出來マシタ新商法ニ  
於テハ、所有關係ト經營關係トノ分離  
ノ趣旨ガ著シク現レテ居ルモノト云フ

ニモアラズ、企業ソレ自體ト云フコト  
ヲ原則トシテ考ヘネバナラヌト云フ學  
說アリマス、斯様ナ學說ノ意味、價  
値ト云フモノト考ヘテ見マスト云フト、  
政府ガドウ云フ風ニ御考ニナツテ御ア  
ス、政府ハ果シテ、近ク進メラルベキ  
民法、商法ノ改正事業ノ躊躇ニ於テ、  
此ノ新シイ原則ヲ掲ゲルダケノ御積リ  
ガ御アリニナルカ無イカ、既ニ此ノ二  
ツノ原則ハ二ツノ方面カラ、斯  
様ナ所有權ノ原則ハ二ツノ方面カラ、  
年ニ亘ツテ、自ラ著シイ制限ヲ受ケル  
コトニナリマシタ、其ノ一ツハ企業、  
「エンタープライズ」、企業ノ方面カラ  
ノ制限アリマスルシ、其ノ二ツハ勞  
働ノ方面カラノ制限アリマス、一體  
労働ノ二ツノ方面カラ制限セラレテ居ル  
ト云フ現象ラドウ云フ風ニ取扱ツテ居  
ルモノト理解シテ然ルベキモノデゴザ  
イマセウカ、先づ企業ト所有權トノ關  
係ニ付テ申シマセウ、是ハ法人、特ニ  
商法ニ於ケル會社ノ性質、就中株式會  
社……會社ノ性質如何ト云フコトニナ  
ル譯アリマス、從來ハ會社ハ其ノ所  
有關係ガ基本ヲ成スモノトシテ考ヘラ  
レテ居リマシタノデ、謂ハバ所有者タ  
マス、今日ニ於テハ會社ニ所有關係  
ト、會社ノ經營關係トハ段ミニ區別シ  
テ考ヘラレルコトニナリマシタノデ、  
既ニ昭和十三年ニ出來マシタ新商法ニ  
於テハ、所有關係ト經營關係トノ分離  
ノ趣旨ガ著シク現レテ居ルモノト云フ

シテ企業其ノモノノ性質ヲ明カニシ、  
企業ソレ自體ノ原則ヲ商法ニ適當ニ織  
込ンデ戴キタイト思ヒマス、若シ是モ  
明文ガナイ場合ニ於テハ、我々ハ解釋  
家ノ仕事トシテ之ヲ此ノ新憲法カラ引  
出スコトガ出來ナイトハ申シマセヌ、  
併シナガラ解釋ノ廻リ遠イ途ヲ通ラナ  
イデ、此ノ時勢ニ於テ、學說ノ爭ニ對  
シ、政府ハ勇敢ナ裁斷ノ鈍ヲ揮ハレム  
コトヲ希望シタイモノト考ヘルノデア  
リマス、扱、次ニ労働ノ方ニ移リマ  
ス、所有權ハ一方企業ニ依ツテ制限サ  
レル譯デアリマスルガ、他方ニ於テハ  
労働カラ重大ナル制限ヲ受ケル譯デア  
リマス、憲法改正案ハ之ニ付テ二種ノ  
規定ヲ設ケテ居リマス、其ノ一つハ勤  
労ノ權利ニ關スル政府原案第二十五條  
ノ規定デアリマスルシ、其ノ二ハ團結  
権ニ關スル政府原案第二十六條ノ規定  
デアリマス、此ノ二ツノ規定ハ、勤労  
ヲ民法上ニ履倣關係ノ問題ニ放任シナ  
イデ、國家ノ特別ナル保護ト干涉トノ  
下ニ置カムトスルモノデアリマス、是  
ハ明カニ十九世紀式ノ法治國的ナモノ  
ヨリ、二十世紀式ノ文化國的ナモノニ  
移ツタモノデアルト云フコトヲ示スモ  
ノデアリマスルガ、併シ其ノ用ヒラレ  
テ居ル所ノ言葉ト其ノ規定ノ内容トニ  
付テハ聊カ疑ガアル次第デゴザイマ  
ス、先づ勤労ノ權ト云フ言葉デアリマ  
ス、先程厚生大臣ノ説明ヲ伺ヒマスト  
云フト、是ハ勤労ヲスル自由ト云フ意  
味ダ、一つノ自由權ノ一面デアルト云

ガラ我々ハ學問上從來勞働權ト云フ  
葉ヲ用ヒテ居リマスガ、此ノ勞働權ト云フ  
云フ學問上ノ言葉ト、改正案ノ勤勞ノ  
カ、勞働權ト云フ我々ノ用語ハ固ヨリ  
翻譯デゴザリマスルノデ、言葉トシニ  
ケテ考ヘテ戴ク譯ニハ行キマスマイ  
權ト云フ言葉トハ、何カ一ツ連絡ヲ  
甚ダ熟シテハ居リマセヌケレドモ、  
ソレガ翻譯トシテ認メラレテ居ル關係  
上、沿革的ニモ、理論的ニモ「ヨー  
ロッパ」ノ用語ニ於ケル一種ノ意味ヲ持  
ツテ居ルモノトシテ、學界ニハ認メラ  
レテ居ルモノデアリマス、ソレハ勞働  
スル自由デハアリマセヌ、其ノ自由由  
權利ニ止ラナイデ、勞働ヲ欲スル者ガ  
勞働ノ機會ヲ國家ニ要求シ、國家ガソ  
レニ對シテ十分ノ責務ヲ負フト云ア  
係ヲ意味スル所ノモノデアリマス、ソ  
レデ勞働ノ關係ニ於キマシテハ、國家  
ハ勞働者ノ自由ナル行動ヲ尊重スルト  
云フダケノ消極的ナ立場ニ立ツモノデ  
ハゴザイマセヌ、勞働ニ從事セムコト  
ヲ欲スル者ニ對シ、國家ハ其ノ希望ヲ  
尊重シ、ソレニ對シ希望ヲ達成セシメ  
シテ居ル譯デアリマス、併シ成ル程先  
ニ厚生大臣ノ御説明ノヤウニ、此ノ勞働  
權ト稱スルモノヲ想ヒ起スノニハ、少

シ困難ナコトデケラウカトモ考ヘマス、ケレドモソレハ政府原案第二十五条ノ第二項ニ「勤労條件に關する基準は、法律でこれを定める。」或ハ政府原案ノ第二十六條ニ參リマスト、團體行動ヲ爲スノ權利ヲ保障スルトアリマシテ、此ノ二ツノ規定ガ全體トシテ甚だ激極的ナ不徹底ナ形ニナツテ居ルカラムデアリマス、要スルニ政府原案ノ趣旨ハ第十一條ニ所謂「自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。」此ノ一種ノ考カラ來テ居ル、從ソテ勞働關係ニ付テモノ、事業家ト勞働者トノ間ノ駆引、「バーゲン」即チ自由競争ニ付テ、成ルベクソレヲ公正ニ「フェア・プレー」ニ總テヲ保ツヤウニ保障スルト云フダケノ意味ノモノニアラウカト察スル、察スルノデハゴザイマセヌ、厚生大臣ハサウ云フ風ニ先程御説明ニナリマシタ、即チ勞働ノ保全ト勞働ノ促進トニ關スル國家ノ積極的任務ト云フモノハ、其處ニハ考ヘラレテ居ナイヤウナラヌモノ形ニナツテ居ルノデアリマス、固ヨリ自由權トシテノ勤労權ハ、ソレ自體トシテ既ニ十分尊重ヲサレネバナラヌモノデアリマスルケレドモ、併シ今、我々ハ勞働ト所有權ト適當ニ結合シ配合シテ、產業ノ發展、充實ト云フモノノ圖ラネバナラヌ立場ニアルノデアリマスマイス、其ノ立場カラ考ヘマスルト右ノ種ノ規定ハ甚ダ微溫的ナモノデアルト云フコトニナルモノデハアリマスマ

カ、憲法ハ新シイ憲法トシテ制定セラ  
ル、以上、労働ニ對シテ單ニ其ノ自由  
ヲ保障スルト云フニ止マルベキデハア  
リマセヌ

〔議長退席、副議長著席〕

進シニ度積極的ニ労働ノ國家的保護ニ關  
シ、基本トナルベキ原則ヲ明カニセネ  
バナラヌ譯デアリマス、既ニ若干ノ勞  
働法規ガ成立致シマシタ、又此ノ議會  
ニモ基<sup>シ</sup>ノモノガ審議中デアリマス、  
此ノ次ノ議會ニ更ニ新シイ案ナルモノ  
ガ提出セラルベキ筈ト厚生大臣ガ明言  
セラレテ居リマス、此ノ點ニ關スル政  
府ノ熱意ハ十分私共トシテ理解致シマ  
ス、併シ憲法其ノモノノ規定トシテ  
ハ、斯様ナ法律ノ發展ヲ指導、促進ス  
ル所ノ原理ヲ示スモノトシテハ甚ダ物  
足リナイ感ガアルモノトシシケレバナ  
リマセヌ、尙序ナガラ修正案ノ第二十  
七條ニ付テ一言致シテ置キタイ、上ニ  
モ一言致シマシタヤウニ、此ノ改正案  
ノ第二十七條ニハ、「勤労の権利を有  
し、義務を負ふ。」ト云フコトニナツテ、  
新タニ義務ヲ負フト云フ言葉ガ附加ヘ  
テレテ居リマス、先程モ申上ゲマシタ  
通リ私ハ是ニハ重大ナル意味ガアルノ  
ノト考ヘテ居リマス、此ノ労働者ノ方  
ニ於テハ非常ニ大キナ義務ヲ持ツテ居  
ルト云フコト、單ニ勤勞ヲスル自由ヲ  
持ツテ居ルバカリデハナイ、勤勞ヲシ  
カケレバナラヌ義務ヲ持ツテ居ルト云  
フコトニ依ツテ、財產權ト労働トノ適  
當な結合、接排ト云フコトガ是カラ保

進サレル譯デアリマス、此ノ義務ニ付  
テノ規定ハ、立法上、行政上濫用セラ  
レテハナリマスマイ、先頃ノ非常時ニ  
於ケル徵用ノヤウナモノニナツテハナ  
リスマスマイガ、併シ義務ヲ負フト規定  
シテアリマシテ、扱、我ガ現在ノ產  
業關係ヲ見渡シマシタ時ニ、聊カ想像  
シテ見タダケデモ此ノ義務ヲ負フト云  
フ規定ハ、將來ノ立法上、行政上非常  
ニ大キナ効キヲ持ツモノデアルト考ヘ  
マス、私ハ財產權ニ關スル規定ニ於  
テ、農地調整法ガ、憲法ガ新タニナツタ  
曉ニ於テ、最高裁判所ガ如何ナル宣言  
ヲ受ケネバナラヌカト云フコトヲ考ヘ  
テ見テ下スツテモ宜ノイデハナイカト  
私カニ思ツテ居ル次第アリマスル  
ガ、又此ノ労働ノ義務ノ規定ガ將來ノ  
產業關係ニ付テ、ドウ云フ風ニ擴、ゲラ  
レテ行クカト云フコトハ、餘程關心ヲ  
以テ考ヘテ置カネバナラヌ重大ナ問題  
デアルト思ヒマス、斯様ニ考ヘテ參リ  
マスルト結局所有權ト云フ問題カラ、  
更ニ此ノ生存權ト云フコトヲ考ヘナケ  
レバナラヌコトニナル譯デアリマス、  
政府原案ニハ生存權ニ付テノ規定  
ガナイトハ申シマセヌガ、例ニ依  
ツテ明白デハアリマセヌ、併シ修  
正案ニ於テハ新タニ一種ノモノガ  
設ケラレルコトニナリマシテ、先程南  
原君カラソレニ付テノ説明ガアリマシ  
タ、修正案第二十五條ノ第一項デアリ  
マス、結局我々ノ意味スル所ニ於テノ  
勞働權ト云フモノヲ擴張シテ考ヘマス

ト云フト、更ニソレガ生存權ト云フ理  
論一般ニ及バネバナラヌ譯デアリマ  
ス、私ハ政府原案ヲ勉強致シテ居リマ  
スル時ニ、此ノ點ニ付テ特ニ政府ニ付  
テ伺ヒタイト思ツテ居タノデアリマス  
ルガ、既ニ衆議院ノ修正ヲ經テ新シイ  
規定ガ出來マシタ、其ノ規定ノ文句ニ  
付テハ、相當ニ私トシテ曰クガアリマ  
ス、曰ク健康新文化的、健康ト文  
化的トニツダケデ宜イカ、恐クハ有形  
無形ニ生活ヲ充實シロト云フ意味ニ違  
ヒゴザリマセヌガ、用ヒラレテ居ル言  
葉トシテハ其ノ規定ノ形ニ私トシテハ  
マダノ御考慮ヲ仰ガネバナラヌ餘地  
ガ多イト思ヒマス、併シナガラ信義誠  
實ノ原則ガ憲法上ノ問題トシテ國家ト  
個人トノ關係ニ適用セラレタ時ニ、國  
家ハ其ノ全力ヲ擧ゲテ生存權ノ保持ニ  
努メナケレバナラヌト云フコトガ斯様  
ニ認メラレルコトニナリマスル以上  
ハ、此ノ點ニ付テノ稍ニ詳シイ質疑ノ  
コトハ此處デハ省キマセウ、唯政府原  
案ノ第二十三條ニ「法律は、すべての  
生活部面について、社會の福祉、生活  
の保障及び公衆衛生の向上及び増進の  
ために立案されなければならない。」ト  
云フ規定ガ既ニ政府原案ノ中ニアツタ  
ルガ、此處ノ規定ニ今讀上げマシタ通  
ハナイト云フコトヲ申上げテ置クニ止  
メマセウ、極ク序ノコトデゴザイマス  
リ、「法律は、すべての生活部面につ  
いて、」云々ノヤウニ立案セラレネバ

ナラヌト云フ、「は」ト云フ言葉が私ニ  
ハ甚ダ氣ニナルノデス、ソレデ配付セ  
ラレマシタ英譯ヲ見マスルト云フト、  
稍々様子ガ違ツテ居リマス、英譯ニ付  
テ私が理解シタ所デハ、生活保障等ノ  
マス、サウスルト云フト生存權ノ保障  
ニ對スル憲法改正案ノ趣旨ガ餘程斯ウ  
フ、斯ウ云フ意味ニナツテ居ル心得  
思ヒマスルガ、兎ニ角修正案デ全然異  
ガ書直サレタノデアリマスルカラ、此  
ノ點ヲヤカマシク議論スル必要ハアリ  
マスマイ、私ハ今生活保護法案ト云フ  
モノガ當貴族院ニ於テ審議サレテ居リ  
マスルノデ、政府ノ此ノ點ニ對スルナン  
ト言ヒマスカ、一ツノ覺悟、ソレヲ疑  
フ積リデハアリマセス、唯憲法上此ノ  
點ガ明カニサレテ欲シイモノト思フ、  
ソレガ満足ノ程度デアリマセヌケレ  
ドモ、稍々承知出来ル程度ニ於テ衆議  
院ノ修正ヲ見ルコトニナツタ譯デアリ  
マス、扱、私ハ再ビ民法ニ立返ツテ親  
族法、相續法ノコトニ付テ諸君ノ御考  
察ノ修正ヲ同ニ付テ、同時ニ政府ノ所見如何ト  
質疑ヲ提出シタイト思ヒマス、政府原  
案ノ第二十二條ガ、御承知ノ通り婚姻  
ニ付テハ、男女兩性ノ合意ノミニ基々  
ト、英譯ニ依ルト云フト、「オシリ」  
ト云フ字ガ其處ニ書イテアリマス、サ  
レドモ、親子ノコトハツモ見エテ異

ラヌ、此ノコトハ昨日來各位ノ既ニ論議  
イ所ニアリマスルケレドモ、ドウシ  
寂シイ、新シイ憲法ガ夫婦ダケ  
書イテ、而モ我々ノ家ト云フモノ  
除外シタノハドウ云フモノデア  
マセウカ、(拍手)今更私ガ之ヲ  
ニ議論ヲスルノデモザザリマセヌ  
ケレドモ我々ノ家ト云フモノハ、モ  
少シ法律學ノ連中ノ用ヒテ居ル言葉  
申シマスレバ、家族協同體ト云フモノ  
ハ我々ノ生活ノ現實アリマス、我  
ハ今サウ云フモノヲ新タニ持込マウ  
云フノデハアリマセヌ、長イ歴史ヲ  
ツテ居リ、現在ノ我々ノ生活ニ於テ居  
ウ云フツノ家族協同體ヲ持ツテ居  
マスルガ、併シソレハ放ツテ置ケバ  
日ノ產業關係ノ結果トシテドウ云フ  
命ニ接スルカモ知レナイ狀況ニアル  
族協同體ト云フコトヲ少クトモソレ  
デス、ソレデ矢張リ夫婦ト云フモノ  
法律上ナントカシテ置カネバナラヌ  
云フコトデアルナラバ、矢張リ此ノ  
ス、固ヨリ我ガ民法ニ現ニ規定セラ  
同等ニ憲法上明カニシテ置イテ然ル  
キコトデハナイカト思フノデアリ  
モノハドウモマヅイ、民法ハ明治三  
年カラ實施セラレマシタガ、明治  
十四年ニ於テ既ニ大審院ガ戸主權ノ  
制ニ關スル一種ノ判例ヲ示シテ居ル  
デアリマス、戸主權ト云フモノハ實  
テ居ル所ノ家及ビ戸主權ノ制度ト云  
日ナラズシテ既ニ破綻ヲ來シテ居ル

判例ニ於テ斯様ニ戸主權ガ統制ヲ受ケル事ナ  
タバカリデハナク、最近ノ非常時法ニ  
於テハ重大ナ制限ヲ受ケルコトニナリ  
シナケレバナラヌト云フノデハアリマ  
セヌ、況ニヤ此ノ憲法改正案ノ上カモ  
考ヘマスルト、色々ナ言葉ニ民主主義  
ト云フ字ヲ、政治上ノ民主主義、産業  
上ノ民主主義ト云フ風ニ附加ヘテ、或  
ハ家族制度ニ於ケル民主主義トデモ申  
シマセウカ、斯様ナ民主主義ノ結果、  
從來ノ戸主權ノ制度ト云フモノハ餘程  
改メナケレバナラヌモノニ違ヒアリニ  
セズ

協同體ニ付テモ、新シ憲法ハドウ考  
ヘテ居ルカト云フ基本的ナ原則ハ矢張  
リ明カニシテ置イテ戴クコトガ色々ナ  
意味ニ於テ適當ナノデハアリマスマイ  
カ、加之此ノ現實ニ我々ガ營ンデ居リ  
マスル家族協同體ト云フモノガ、資本  
主義ノ爲ニ段々崩レテ行クト云フコト  
ハ、我が國ダケノ問題デハゴザリマセ  
ヌ、民主主義ノ諸國、先進諸國ニ於テ  
モ敦レモ此ノ點ヲ問題ニシテ居リマス  
ルノデ、獨リ社會學者、教育家、倫理  
學者ト云フヤウナ人々ガ之ヲ取扱フバ  
カリデハナク、矢張り法律學者ガ之ヲ  
取扱ツテ居ルノデアリマス、ソレデ結  
局、法律上、就中憲法ニ於テモ夫婦相  
和シト云フ原則ノ外ニ、父母ニ孝ニ、  
兄弟ニ友ニト云フ原則ガ何カノ形ヲ以  
テ適當ニ現サレテ欲シイモノト考ヘル  
次第アリマス、戸主權ノ制度ハ、封  
建式ノモノデアルトシテ相當ニ深刻的  
ナ批判ヲ受ケマシタケレドモ……

○牧野英一君 斯様ナ譯デ私ハ封建的色彩ヲ拭ヒ去ツタ所ノ家族協同體ノ原則ト云フモノガ、原則則其ノモノガ、簡明ナ言葉ヲ以テ先づ憲法ニ掲ゲラレ、其ノ適用ガ新シク修正、改正セラルベキ民法ニ若干規定セラレテ然ルベキモノト思ヒマス、例へば今差當リ私が考ヘテ居リマスル所ダケデモ、家族協同體ニ於テハ、其ノ家ノモノ稱スルト云フコトガ權利デモアルシ、義務デモアルトシナケレバナリマスマイ、家族協同體ノ間ニ於ケル扶養義務ト云フモノハ、單ニ一般ノ扶養義務ノヤウナ金錢給付ノ義務ニ止ラナイデ、矢張リ夫婦ト同様ナ實體的ノ協力義務デアツテ然ルベキモノト思ヒマス、サウシテ婚姻ニ對スル屋主ノ同意ト云フヤウナコトガ從來問題ニナツテ居リマス、今日デハ最早此ノ憲法改正案ノ適用トシテハ、其ノ同意ハ必要アリマセヌケレドモ、併シ苟クモ婚姻ヲスル以上ハ、家族協同體ニ對シテ適當ナ理解ヲ得ルノ途ヲ履ムト云フコトダケハ義務トシテ然ルベキデゴザリマセウ、其ノ適當ナ現解ヲ得ナイデモ婚姻ハ出來マスルガ、若シ婚姻ヲシタナラバ、家族協同體ニ對シテ自分ハドウ云フ責任ヲ覺悟セネバナラヌカト云フ位ハ考ヘテ然ルベキデアリマセウ、住所、居所ト云フヤウナ問題デモ同ジヤウニ考ヘルコトガ出來マス、サウ云フ所カラ問題

超エテ更ニ相續ノ問題ニ影響ガ及ビ  
得ルモノト思ヒマス、相續法ノ上デモ  
ウ家督相續ト云フモノハ止メラレルコ  
トニナリマセウ、併シナガラ相續ノ制  
度ヲ、遺産相續一本建ト致シマシテ  
モ、家族協同體ニ於ケル統合責任者ト  
然ラザル者トノ間ニ區別ヲ認メルト  
云フコトハ然ルベキコトデハアリマス  
マイカ、又家族協同體ノ一員タル者  
ト、既ニ外へ出タ者トノ間ニハ、矢張  
リ區別ガアツテ然ルベキモノト云フコ  
トニハナリマスマイカ、斯様ニシテ民  
法上色々ナ適用ヲ考ヘルコトガ出來マ  
ス、是ハ技術上相當ニ骨ノ折レルコト  
デハアルト思ヒマスルケレドモ、先ヅ  
憲法ニ於テ原則ヲ明カニシ、民法ニ於  
テソレハノ適用ヲ規定スルト云フコ  
トガ然ルベキコトデハナイカト私ハ考  
ヘテ居リマス、尙此ノ序ニ更ニ申上ゲ  
テ見タインハ、一體此ノ親族法全體ニ  
付テ、モウ少シ倫理的ナ、社會的ナ原  
則ヲ明カニスルコトガドウ云フモノデ  
アラウカ、我々ノ家族關係ト云フモノ  
ハ、主トシテ道德的ノ關係デアルニモ  
モノニナツチ居ルノデアリマス、併シ  
所ノ關係ハ、皆権利ト義務トノ、何ト  
申シマスカ、誠ニ情ケナイ潤ヒノナイ  
信義誠實ノ原則ト云フモノヲ明カニセ  
バ、況シヤ親族關係ニ於テヲヤ、人事  
調停法第一條ハ、人事調停ノ目的ヲ規

件ヲ解決スルト云フコトニ致シテ居リマスルガ、親族法其ノモノガ正ニサウデ、斯ウ云フコトガ民法ノ上デ出来ナケレバナラヌ、憲法ノ上デ考ヘラテ然ルベキデハアリマスマイカ、法律ノ論理化、「モーラリゼーション・オヴ・ロー」ト云フコトガ一ツノ大キナ問題ニナツテ居リマス、法律ノ論理化ト云フコトハ、先づ親族法カラ始ル譯アリマス、是ハ思想問題デアリマスルガ、同時ニ法律問題デアリマス、親族法ノ規定ガ、乾カラビタ河原ノ小石ノ積ミ重ネノヤウニナツテ居ルト云フコトハ、法律ヲ讀ミナガラ誠ニ我々ノ忍ビザル所デアリ、又憲法改正案ノ精神トハ凡ソソグハナイ性質ノモノデハナイカト考ヘルノデアリマス、(拍手)斯様ナ所カラ更ニ進ンデ相續法ト云フユトガ問題ニナリマス、此ノ憲法改正案ノ結果トシテ、相續法ハ非常ニ大キナ影響ヲ受ケルコトニナリマス、即チ家督相續ト云フコトガナクナリマス、或ハ民法ノ改正ニ於テハ總テ均分相續ト云フヤウナコトニナリマセウガ、斯様ニシテ所有權ガ零細化スルト云フ社會問題ハ、例ヘバ農村ニ於テ經濟上ドウ云フ打撃既ニ均分相續制ヲ採ツテ居ル諸國ニ於テ皆問題ニシテ居ル所デアリマス、先ツ例ヘバ農村ニ於テ經濟上ドウ云フ打撃ヲ受ケルデアラウカト云フコトガ考ヘラレル譯デアリマス、此ノ點ニ付テハ「アメリカ」ニ於テモ亦「ヨーロッパ」ニ

於テモ、既ニ政治家ノ骨ヲ折ツテ居ル所デ、此ノ民主主義的先進諸國ニ於ケル立法例トシテ參酌スベキモノハ色々ナル、零細化スル結果、農村トシテノ能率ヲ擧ゲルコトノ出來ナイヤウニナルト云フコトヲ防ギハドウ云フ風ニシタラ宜イデセウカ、所有權ハ義務ヲ伴フト云フ原則ガ相續法ニ於テハ餘程大キナ適用ヲ見ナケレバナラヌコトデアリマス、是モ後日ノ民法改正ニ譲ルト云フ問題デハナイ、憲法ノ改正ノ問題トシテ矢張リ私共ハ提出シタイト思ヒマス、産業民主主義、經濟民主主義ノ適用トシテ農地調整法ト云フモノガ既ニ出來上リ、改正セラレ、更ニ改正セラレムトシツ、アルト云フコトヲ既ニ一言致シマシタ、斯様ニ農地調整法ガ實施セラレル結果トシテ、自作農ト云フモノガ段々發達スルコトハ誠ニ喜バシイコトデハゴザリマスルガ、併シナガラ自作農ハ發達シタケレドモ、農村ノ生產力ガ全體トシテ低下シタ云フモノデハ、角ヲ矯メムトシテ牛ヲ殺スヤウナコトニナルノデアリマス、此處ニ大キナ問題ガアリマスルノデ、農地調整法ヲ越エテ更ニ農村法ト云フモノガ發達スル譯デアリマス、丁度商法ヲ離レテ企業法ト云フモノガ發達シツ、アルヤウニ、今迄ノ民法ヲ離レテ新シ農村法ト云フモノガ考ヘラレツ、アル譯デアリマスルガ、比ノ農村法ニ於

テ相續法ガ又大キナ關係ヲ持ツト云フコトニナル譯デアリマス、併シ農村法ニ止リマセヌノデ、家族協同體其ノモノニハ協力ノ義務ガアルト云フコトニナリマスルト、其ノ協力ノ爲ニ資産ノ零細化ト云フコトヲ何トカ防グト云フコトモ一ソノ問題トシテ考ヘラレテ然ルベキデゴザリマセウ、從ツテ資本或ハ財產ガ餘リニ小サク分割セラレルコトヲ避ケ、ソレガ資產トシテ適當な能率ヲ發揮スルヤウニナルガ爲ニハ、例へバ有價證券ト云フヤウナモノデゴザリマスルナラバ、ソレハソレ易ク分割モ出來マセウガ、サウデナイ色々ノ財產ニハ分割ヲスルコトヲ厭フモノガ隨分アル譯デアリマス、例へバ單純ノ不動產ノ問題ニ付キマシテモ、ソレコトヲ分割スル時ニハ換貨處分ニ附シテ金分割スルト云フコトニナルカモ知レマセヌガ、何レニシテモ、均分相續ニ依ツテ財產ガ零細化サレル他方財產ガ、所有權ガ零細化サレマシテモ、所有權ノ社會的作用ト云フモノガ常ニ其ノ效果ヲ保ツヤウニ考ヘルト云ウコトガソノ大キイ問題デアリマス、差當リ其ノ問題ヲ法律上技術的ニドウ云フ風ニ作リ出スカト云フコトハマダ／＼是カラノ問題デアリマス、ソレデ今ノ問題トシテハ出來ルナラバ或原則ヲ憲法上掲ゲ得ルコトニナリマス外、多クノ教育問題ニ委セルト云フコトハ已ムヲ得ナイコトデゴザリマセウ、ソコデ家族協同體ノ倫理ト云フモノヲ尊重シテ民

法ノ上デハ如何ニ分割相續、均分相續ニナツテモ皆ガ協力ヲシテ家族協同體云フコトニスルニ付テハ憲法ガ獨リ婚姻ニ付テ規定ヲ爲スニ止リ家族協同體ニ付テ何等ノ規定ヲ設ケテ居ラヌト、其處ニ世ノ中ノ誤解ヲ生ズル虞ガアリマスマイカ、（拍手）先達テ内閣ノ法制調査會ガ發表致シマシタ刑法ノ改正要綱ノ中ニ、「姦通罪ノ規定ハ之ヲ削除スルコト」ト云フ一項ガアリマス、サウ云フ積リテ議決シタ譯テハナカツタト私ハ思ソテ居ルノデスガ、結局サウゴザイマスカ、斯ウ云フ質問ヲ致シタ人ガアリマス、私共ノ積リハ姦通罪ニ對スル制裁ハ男女同性平等トシ、之ヲ民法ニ專ラ委ネルコト、斯ウ云フ形デ議決シタ積リテアルノデス、ソレヲ刑法ノ改正要綱デアルカラ、刑法ダケ書ケバ宜ノイノデアルカラ、ソコデ「姦通罪ノ規定ヲ削除スルコト」斯ウヤツタモノデスカラ、ドウモ世ノ中ノ誤解ヲ招イタコトニナリマスルガ、家族問題ニ付キマシテモ憲法上若シ片手落ニナツテ居ルト云フコトガ言ヒ得ラレマスルナラバ、此ノ片手落ノ規定ガ矢張リ風教ノ上ニ、教育ノ上ニ、遺憾ナル影響ヲ及イノデハアリマスマイカ、（拍手）私ハ

家族協同體ノ理念ト云フコトニ付テ法  
律論者ガ今ノ所デハ之ヲ精密ニ規定ス  
ルコトガ出來ヌ、サウ云フ人ガアルノ  
デス、ソレハ一ツ考ヘて見ナケレバナ  
リマセヌガ、併シ假ニ不幸ニソ  
レヲ規定スルコトガ出來ナイト  
シタ時ニ、是ハ一ツ教育問題デ、  
倫理ノ問題デアルト致シマスナラ  
バ、一體此ノ憲法ノ下デドウ云  
フニ此ノ問題ヲ取扱フベキカ、  
教育ノ當局トシテドウ云フ「體覺悟ヲ  
御持ニナツテ居ルカト云フコトヲ伺ツ  
テ置キタイト思フノデアリマス、姦通  
罪ノ削除ニ關スルアノ要綱ノ如キハ早  
速抗議ヲ申込ンデ置キマシタ、是ハ刑  
法ニ關スルコトデゴザイマスカラ、若シ  
議ヲ申込ンデ置キマシテ、修正案ヲ出  
セト云フコトデゴザイマスカラ、若シ  
許サレルナラバ、先程申シタヤウナ趣旨  
デ修正案ヲ出しシタトイ思ヒマスガ、サ  
ウ云フ心持テ私ハ家族問題ニ付テ規定  
ノナイ憲法改正案ニ對シ一抹ノ寂サヲ  
感ゼザルヲ得ナイ譯デアリマス、  
(拍手)段々長クナリマシタケレドモ御  
容赦ヲ願ヒマス、是カラ漸ク刑法ノ方  
ニ入りマス、「散會」ト呼フ者アリ段  
御迷惑デゴザイマセウ、實ハ民法ト  
ヒタイト思ヒマシタケレドモ、サウ云  
フ風ニイカヌノデ私ガ一人デ罷り出マ  
シタ、是ハ一體二人デヤルノデスカ  
ラ、明日ニ瓦ツテ更ニ申上ゲルノガ本

○議長(公爵徳川家正君) 御繼續ヲ願ヒマス  
○牧野英一君 ソレデハ誠ニ長ク申上ゲテ済ミマセヌデシタ、刑法以上ノ手續ニ下サレバ  
トハ明日更ニ引續キ御願ヒスルコトニ願ヒマス  
○議長(公爵徳川家正君) 其ノ儘御繼續ヲ  
○牧野英一君 失禮致シマシタ、議長  
ハ此ノ儘繼續ヲシロト云フ仰セデイマスカ  
ソ、モウ少シ申上げルコトニ致シマス  
ス(拍手)改正案ハ刑事訴訟法ニ付テハ  
ハ非常ニ細カイ規定ヲ設ケ居ルノデ  
ゴザイマスルガ、刑法ニ付テハ幾ラコト  
規定ヲ明カニシテ居リマセヌ、ソレデ  
先ツ刑法ノ根本問題トシテノ罪刑法定  
主義カラ始メマスガ、一體從來ノ十九  
世紀ニ於テ發達致シマシタ、罪刑法定  
主義ハ、政府原案ノ二十八條ト三十六  
條トガ之ヲ規定シテ居リマス、「何人も  
法律の定める手續によらなければ、そ  
の生命若しくは自由を奪はれ、又はほ  
の他の刑罰を科せられない」トアルノ實行  
デス、又第三十六條ニハ「何人も、實行  
の時に適法であつた」行爲については  
ハ喜ンデ刑法以下ノコトヲ明日勤メマ  
ス、如何ナモノデゴザイマセウカ、是  
ハドウ云フ形式デ……手續ニ議長  
御願ヒシタラ宜シウゴザイマセウカ  
○議長(公爵徳川家正君) 御繼續ヲ願  
ヒマス

デス、當リ前ノコトデアリマス、併シ  
ナガラ斯様ナ十九世紀ノ罪刑法定主義  
カラ二十世紀ノ文化國家ハ更ニ新シ  
罪刑法定主義ニ考ヲ進メテ居ルノデア  
リマス、丁度自由權ニ付テ十九世紀  
ハ個人ノ自由ナル行動ニ干涉シナイ  
云フコトヲ原則ト致シマシタノニ  
シ、二十世紀ノ憲法ハ、個人ノ自由ト  
ル活動ヲ實質的ニ充實セシメテヤル、  
シテ人ヲ保護スルト云フバカリデハ  
ク、人ト云フノハ結局罪人デアリマス  
テ、惡イコトヲシテモ法律ニ規定ガ  
ケレバ罰シナインデアリマスカラ、  
シテ人ヲ保護スルト云フバカリデハ  
ク、人ト云フノハ結局罪人デアリマス  
ガ從來ノ罪刑法定主義デアリマス  
ガ、今度ハ新ニ法律ニ依ツテ犯罪  
ヲ保護シナケレバナラヌト云フ考ヘテ  
ニ變ツテ來タノデアリマス、言ヒ換  
テ見マスレバ、法律ニ違反シタル者  
捉ヘテ來テ、ソレヲ再ビ社會ノ一員  
シテ役立ツヤウニ拵ヘ直ス、陶冶練  
スルト云フコトガ刑罰ノ要點デアル、  
云フコトニナツテ來タノデアリマス、  
改善主義ノ刑法論トモ申シマスル、ソ  
レヲ稍ミ皮肉ナ言葉ヲ用ヒテ我々ハ教  
育刑ト云フコトニ致シテ居リマス、刑  
罰ハ一種ノ強イ固イ嚴格ナ教育デア  
ト云フコトニナルノデアリマス、サウ  
シテ犯罪人ヲシテ、犯罪ヲヤツタ  
フヤウナ社會ノ屑、最後ノ一人ヲモ、  
カラ二十世紀ノ文化國家ハ更ニ新シ

人的資源ノ一人ニ作り直シテヤラウト  
云フノデアリマス、從來ノ考ヘ方ニ於  
テハ、犯罪人ヲ捉ヘテ來テ之ニ刑ヲ言  
ヒ渡シタ時ニ、國家ハ仕事ヲ終ツタモ  
ノトシテ居ツタノデアリマス、罰シテ  
ヤツタ、是デ宜イ、併シナガラ今日ノ考  
デハ犯罪人ニ對シテ刑ヲ宣告シタ時ニ  
本當ニ國家ノ仕事が始ル、斯ウ云フ風  
ニ考ヘルコトニナツタノデアリマス、  
即チ刑罰ハ犯罪人ニ對シテ國家ノ權威  
ヲ明カニスル所ニ使命ヲ終ルモノデハ  
ナクシテ、其ノ犯罪人ヲ再ビ社會ニ取  
戻シ、之ヲ善良ナル社會人トシテ、善  
良ナル市民トシテ、我々ノ國家ニ、我々  
ノ社會ニ受ケ入レルヤウニスルコトガ  
其ノ任務デアルト云フコトニナル譯デ  
アリマス、此ノ點ニ關スル憲法改正案  
ノ規定ハ必ズシモ明白デハアリマセ  
ヌ、二種ノモノガアリマス、其ノ一ツ  
ハ政府原案第三十三條ニ、殘虐ナ刑罰  
ハ之ヲ禁止スル、斯ウアリマス、是ハ直  
接ニ意味スル所ハ、刑罰ヲ緩和化シタ  
ト云フダケノモノデアリマス、ガ今度  
ハ其ノ二ト致シマシテ第十六條ニ「何  
人も」「犯罪に因る處罰の場合を除  
いては、その意に反する苦役に服させ  
られない。」斯ウ云フ規定ガアリマス、  
是ハ刑罰ガ間接ニハ苦役デアルト云フ  
コトヲ示シテ居リマス、刑罰ハ何處迄  
モ苦役デアリマス、併シナガラ其ノ刑  
罰ノ殘虐性ト云フモノハ許サレナイ、  
此ノ殘虐性ヲ禁ズルト云フコトガドウ  
云フコトニナルカ、此ノ言葉ハ甚ダ消

極的ナ意味ノモノデアリマシテ、形トシテハ十九世紀ノ法統國式ナモノデアリマス、併シ其ノ消極的ナ形ノモノヲ云フコトガ我々ノ任務ナノデアリマス、ソレヲ引伸シタ時ニ果シテドウ云フ結論ニ到達スルコトデザイマセウカ、先づ考ヘラニマスノハ、社會保全ノ必要ノ程度ニ刑罰ハ止ラネバナラズト云フコトデアリマス、社會デ必要トスル以上ノ刑罰ヲ加ヘルト云フコトハ、殘虐性ト云フコトニナルノデハゴザリマスマイカ、刑罰ハ固ヨリ我々ノ共同生活ノ規律ヲ正シ、社會ヲ保全スルモノデアリマスルガ、此ノ世ノ中ニ行ハレテ居ル觀念のナ一種ノ議論、感情的ナ一種ノ議論ハ嚴罰ト云フコトヲ主張シテ居ルノデアリマス、サウシテ其ノ嚴罰ト云フコトガ一種ノ倫理的ナ意味ノモノデアル、倫理的責任ノ理論上然ルベシト云フヤウナコトヲ言ツテ居ルノデアリマス、片方ニ於テハ斯様ニ倫理的ナ觀念論ガアルト同時ニ、片方デハ刑罰ハ被害者ニ代ツテ復讐ヲヤラ、其ノ積リデ刑罰ヲ科スペキデアルト云フ議論ガ現ニ行ハレテ居ルノデアルノダ、復讐ヲ整顿シ、度ヲ越スコトノナイヤウニスルノガ刑罰デアルカラ、其ノ積リデ刑罰ヲ科スペキデアルケレドモ我々ノ裁判ニハ、裁判的「デロリズム」、裁判的「ファッショ」ト云フ

誠ニ不愉快ナ批評ガ或方面カラ與ヘラ  
レテ居ルノデアリマス、サウシテ我々  
ハソレヲ必ズシモ事實トシテ本當デア  
ルトハ考ヘマセヌケレドモ、此ノ際之  
ヲ考慮シナケレバナラヌ場合ニ立至ツ  
テ居ル譯デアリマス、社會保全ノ必要  
ト云フ點カラ考ヘマスルト、尙御承知  
ノ通リ一般豫防論ト云フモノガアリマ  
ス、碎イテ申シマスレバ見セシメ主  
義、見セシメノ爲ニ刑罰ヲ科スルト云  
フ主義デアリマス、今日デモ公判廷ニ  
於テ検事ガ、此ノ被告人ハ十分之ヲ後  
悔シ、悔悟ヲシテ居ルト認メルケレドモ  
、一般豫防ノ爲ニ云々ノ刑ヲ科セザ  
ルベカラズト云フコトヲ公言シテ居ル  
場合ガ相當ニ多イノデアリマス、又稍  
暫ク前ノコトデアリマスルガ、當局  
ノ大臣ガ一罰百戒ト云フ言葉ヲ聲明サ  
レタコトガアリマス、一罰百戒ト云フ  
言葉ニ依ツテ當局ノ大臣ガ何ヲ意味セ  
ラレタカハ實ハ私共ニハ分リマセス、  
ケレドモ、斯様ナ聲明ニ對シテハ世ノ  
中ハ震ヘ上ツタノデアリマス、即チ斯  
様ナ聲明ニ依ツテ其ノ邊ニ經濟統制違  
犯者ガ澤山アル、其ノ中ノ一ツヲ抜キ  
検査デ持ツテ來テ、ソレヲ嚴罰ニ處ス  
ルコトニ依ツテ他ノ者ヲ威壓シヨウ  
ト、斯ウ云フ風ニ世ノ中ノ人ハ、恐ラ  
クハ誤解デセウ、併シナガラ理解ヲシ  
タ譯デアリマス、斯様ナ一罰百戒ト云  
フヤウナコトハ、當局ガ檢査ヲ全ウシ  
本當ニ罰スベキ者ヲ遺漏ナク罰スルト  
云フ點ニ於テノ自己ノ粗漏ヲ蔽ヒ隠シ

ヲ司法「ファッショ」ト云フヤウナ名デ呼ブコトニナツタノデアリマス、檢舉ト裁判トハ、尙富籤ノ如シ、富籤ハ當審バ宜イケレドモ、檢舉ノ方ハ當ツタラ大變ダ、斯ウ云フヤウナコトニナツテ、一罰百戒ノ聲明ハ却テ不幸ナル逆效果ヲ齎シ、社會的不安ヲ招イタ譯デアツタノデアリマス、私共ハ此ノ一般豫防論ニ對シテ、特別豫防論ヲ考ヘテ居リマス、即チ先程ノ改善主義ノ刑罰デアリマシテ、眞ニ重カルベキ者ニハ重ク、ク、サウシテ輕カルベキ者ニハ輕ク、斯ウ云フ方法デ裁判ガドウ云フモノデアルカト云フコトヲ世ノ中ニ示セバ、自ラ其處ニ一般豫防ノ效果ヲ待チ設ケルコトガ出來ル、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマスルノデ、特別豫防ト云フコトハ、一般豫防ト云フコトヲ無視シテ議論デハアリマセヌ、能ク世ノ中ノ人ガ特別豫防論ハ、一般豫防ト云フコトヲ十分無視シテ居ルト云フコトヲ言ツテ居リマス、無視シナインヂス、ソレヲ十分享重要視シマスルガ、併シナガラ重キヲ重シトスルト同時ニ、輕キヲ輕シトスルコトニ依ツテ刑罰ノ殘虐性ト云フコトヲ避ケヨウ、斯ウ云フ趣旨ニナツテ居ルノデアリマス、是ハ何處迄モ犯人トハノ人格ヲ尊重スルト云フ倫理的ナ人格主義ノ考ヘ方デアリ、ソレガ又此ノ

憲法改正案ニ於ケル個人ノ尊重ト云フコト併セテ考ヘラレテ然ルベキモノニアラウト思フノデアリマス、刑事事務ノデアリマス、サウシテ刑ノ執行猶豫ナリト云フヤウナ制度ガ段々ニ發達シナケレバナラヌコトニナリマスルシ、ソレニ連レテ今度ハ累犯ニ對スル加重制度ト云フモノガ、段々巧妙ニ然ルベク運用サレネバナラヌコトニナリマス、其ノ間ニ於テ假出獄ト云フモノガ微妙ニ重過ギタ時ニ假出獄ノ制度デ之ヲ調節スルト云フコトニナルノデアリマス、此ノ我ガ刑法ノ假出獄ノ制度ハ「ヨーロッパ」諸國ノ刑法ノ制度ニ較メテ非常ニ寛大ニ出來テ居リマス、「ドイツ」ノ學者ガ我國ノ刑法ノ其ノ點ニ付テ非難致シテ居リマスルノデ、私ハ論文ヲ書イテ、ソレヲ「ヨーロッパ」テ發表致シマシタ、我々ハ假出獄ノ制度ニ付テ非難致シテ居リマスルノデ、イツ」ノ學者ガ我國ノ刑法ノ其ノ點ニ付テ非難致シテ居リマス、ソレヲ「ヨーロッパ」テ發表致シマシタ、其ノ學者ニ付テ後悔ヲシテ居ラヌ、統計ハ斯クノ如シト云フコトヲ發表シ、其ノ學者モソレヲ送ツタノデアリマシタ、サウシテ現ニ昭和六年ニ假釋放審査規程ト云フノガ出來マシタ、又昭和八年ニ行刑累進處遇令ト云フ司法賃令ガ出來タ、前ノハ司法省訓令デアリマス、後

ノハ司法省令、ソレニ伴ウテ今日デハ  
行刑ノ實際ガ段々ニ發達シテ居ル譯アリマス、昭  
和六年ノ右ノ規定ガ實施セラレルコトナリマス、  
ニナリマシテ以來假出獄ノ數ガ非常多クナツタノデアリマス、而モ假出獄  
ヲシタ結果ガ善イト云フコトニナツタノデアリマス、誠ニ假出獄ハ善政デアリ  
マスルノデ、私ハ之ヲ誇トシテ外國人ニ對シ論文ヲ書イテ見タコトデアリ  
マシタ、併シナガラ翻ツテ考へテ見マスト云フコトハ、從  
來裁判所ノ言渡シタ刑ガ無用ニ所謂累犯  
虐性ヲ持ツテ居ツタノデハナイカト云  
フコトヲ意味スルコトニナリマスルノ  
デス、尙片方ニ於テハ、我ガ國デハ累犯  
統計ト云フモノガ誠ニ面白クナノデ  
ス、累犯が非常ニ多いノデス、片方云  
ハ累犯ガ多イト云フコトハ刑ガ本當ニ  
嚴格ニ出來テ居ラス、社會保全ノ必需  
ニ應ジテ出來テ居ラヌ、又其ノ點ニ  
於テ裁判所ガ少シ緩シデ居ル、而モ  
假出獄ガ非常ニ多イト云フコトハ、  
裁判所ガ不當ニ重カツタト云フコトヲ  
示スモノデアリマス、ソレデ此ノ際、  
重スルト云フ刑法改正案ノ原則ニ基ス  
テ何處カデ之ヲ明カニシタイ、刑罰ノ  
殘虐ナル刑罰ハ之ヲ禁ズト云フ位  
ニ何トカは方法ハナインデセウカ、

例へば最近ノ例トシテハ「フランス」ノ第四共和國ノ憲法草案ニハ教育刑ノ原則ヲ掲ゲテ居リマス、之ヲ何トカ憲法ノ上デ掲ガルコトガ出來ナイモノデゴザイマセウカ、少クトモ斯様ナ精神ハ將來ノ刑法ノ改正ノ上ニハ明カニセラレナケレバナラヌ所デアリマス、是ハ斯様ニ申シマスルガ、容易ニ實際家ノ容レル所ニハナツテ居リマセヌ、學シタケレドモ、其ノ人々ハ、學說上色々議論ノアルモノハ今俄カニソレヲ立法ニ現スコトガ出來ヌト、斯ウ云フ譯デ今日ニ至ツテ居リマス、併シナガラ今日ハ、此ノ刑法改正案ノ下ニ其ノ學說上ノ爭ヲ國家自ラ直接ニ解決シナケレバナラヌコトニナツテ居ルノデアリスママイカ、我々ハ立法上直接ニソレヲ解決スルコトガ出來マセヌデシタカラ、昭和六年以來搦手ノ方ニ残ツテ、假出獄ノ制度ヲ促進スルコトニ依ツテ改善刑ノ目的ヲ或程度迄今日全ツスルコトガ出來テ居ルノデアリマス、併シナガラ假出獄ト云フヤウナコトハ例外的ノ方法デアリマスルノデ、矢張り裁判所ガ刑罰ヲ行フ時ニ、刑罰ヲ宣告スル時ニ、矢張リ此ノ教育刑ノ原則ハ、犯人ノ末ニ至ル迄其ノ人格ヲ尊重スルト云フ原則ヲ設ケ仕事ヲシナケレバナラヌ、サウ云フコトガ此ノ際此ノ憲法改正案ニ關聯シテ考ヘテ戴イテ如何ナモノデゴザリマセウカ、私共ハ嚴罰

ガ社會生活ノ規律ヲ嚴格ニ正サネバナ  
ハ一罰百戒ニ依ツテ全ウセジレルモノ  
デハナク、眞ニ重カルベキ者ニ重タ、  
輕カルベキ者ニ輕イト云フ人格的ノ刑  
罰制度ニ依ツテ出來ルモノト考へル  
ノデアリマス、私ハ此ノ司法「テロリ  
ズム」ト云フヤウナ言葉ガ世ノ中ニ擴  
マツテ、我々ノ裁判ノ働きガ不幸ナル  
誤解ヲ招イタニ付テモ、此ノ際法律上  
事ヲ明カニスルコトガ望マシイコトト  
セネバナラヌノデアリマス、眞ニソコ  
ノコトハ民法上諸國ニ例ノアルコトヲ  
先程一言致シマシタガ、改善刑ノ原則  
ニ付テハ「アメリカ」ノ「ブリズン・  
アスソシエイション」ノ原則宣言即チ  
「デクラレイション・オブ・プリシップル  
ス」ト云フモノガアルコトヲ、申上ゲ  
テ置キタイト思ヒマス、是ハ「アメリカ」  
ノ「バア・アスソシエイション」ト  
竝シニデ最モ有力ナ法律家、社會事業家  
ノ團體デアリマス、此ノ原則宣言ハ三  
十七條カラ出來テ居ルモノデアリマス  
ルガ、其ノ第一條ニハ刑罰ハ犯罪ノ故  
ヲ以テ犯罪人ニ科セラレル苦痛デア  
ルケレドモ、其ノ犯罪人ノ改善ヲ完ウ  
スペキ特別ナ見地ニ於テ科セラレネバ  
ナラヌモノデアルトアリマス、第二條  
ニハ社會ニ依ル犯罪人ノ處置ハ社會ノ  
保全ノ爲ノモノデアル、其ノ處置ハ犯  
罪ト云フ事實ニ對スルヨリモ犯罪人ニ  
對シテ向ケラレルモノデアルカラ、其

ノ目的ハ犯罪人ノ道徳的再生「モラルレデュネレイション」デナケレバナニヌ、監獄規律ノ最高ノ目的ハ犯罪人ノ改善ニアツテ、報復的苦痛ヲ科スルトデハナイ、コンナ風ニ出テ居リ、ス、第四條ニハ、希望ハ恐怖ヨリモチア」ヨリモ「モア・ボテンント」デアント書イテ居リマス、サウシテ第十三條ニ至ツテ社會ノ利益ト受刑者ノ利益ハ一致スルモノデアリ、現在ノ所デ此ノ二ツノモノハ互ヒニ争ツテ居ルトウデアルケレドモ、受刑者ヲ改善スト云フ立場ニ立ツニ於テハ、兩者ハ刑罰書共同ノ關係ニ立ツモノデアル、斯く規定シテ居リマス、第五條ニ至ツテハ道徳的ノ力ヲ以テ執行セラレネバツテ、良キ受刑者「ブリズナー」ヲルコトハ出來ルガ、良キ市民、「シティ・ズン」ハ道徳的訓練ニ依ツテノミナ見ルコトガ出來ル、サウシテ監獄ノ吏員ニ向ツテ監獄ノ吏員ハ如何ナル犯罪人ト雖モ結局之ヲ改善スルトガ出來ルモノデアルト云フコトノ「コンヴァイクション」ヲ擲ツテハナシスト、斯ワ規定シテ居ルノデアリマス、斯様ナモノヲ直チニ我々ノ法律ノ中ニ受入レルト云フ譯ニハ行キモナガ、今世界ノ趨勢デアリマス、モニガレドモ、併シナガラ斯ウ云云モニガ、今世界ノ趨勢デアリマス、モニガ、今世界ノ趨勢デアリマス、モニガアリ、シ

テ、諸國デ五年毎ニ入レ替リニ國際會議  
議ヲ開イテ、我ガ國モ常ニ代表者ヲ  
スノデアリマスルガ、其ノ會議ノ我タ  
ニ齋シテ居ル決議ハ皆斯様ナ精神ニ依  
ツテ出来テ居ルモノニアリ、今更改正  
憲法ヲ俟ツテ初メテ是ガ明カニナル謂  
デハアリマセヌガ、此ノ際我々ハ我々  
ノ學說デ唱ヘテ居ル程度ノ古衣ヲ  
ツテ、新シク憲法ノ上ニ綺麗ナモノノ  
一ヶ揃ヘテ戴キタイト斯ウ思フ次第  
アリマス、少クトモ近ク刑法ガ改正セ  
ラレマスルニ於テハ民法ノ劈頭ニ新規  
則が明カニセラレルト同ジク、刑法ノ  
劈頭ニ改善刑ノ原則ト云フモノガ明カ  
ニセラレネバナリマスマイ、斯様ナ次  
第ア、問題ハ更ニ訴訟法ニ移ツテ參リ  
マス、成ルベク是モ手短カニ申上ゲル  
コトニ致シマセウ「簡単々々」呼フ  
者アリ」誠ニ出來ルダケ簡単ニ申上ゲ  
ヨウト思ヒマスガ、事ガ民法、刑法ナ  
全面ニ瓦ルノデアリマシテ、是ハサウ  
簡單ニハ參リマセヌデス、而モ憲法  
ハ、民法刑法ニ於テ斯クノ如キ新ナタ  
ル變革ヲ齋スモノノデアルト云フコトノ  
私ノ考ガ若シ間違ヒデナイト思召シ下  
サルナラバ、今暫ク御辛抱ヲ願ヒセ  
イ、(拍手)訴訟法ハ裁判所構成法  
ト共ニ、改正憲法ト共ニ非常ニ大キナ  
影響ヲ受ケネバナリマセヌ、今迄ノ訴  
訟法ト云フモノハ民事訴訟法ノ言葉ヲ  
防禦トニ依ツテ民事訴訟ガ出來テ居

ル、其ノ民事訴訟法ノ理論ト云フモノハ、非常ニ緻密ナモノデ煩瑣ナモノデアリマス、理論的ナ其ノ意味ト云フモハ、我々ハ専門家トシテ十分之ヲ認メマスケレドモ、今信義誠實ノ原則ト云フコトヲ訴訟法ニ及シマスルト云フト、其ノ適用ノ結果ハ餘程新ラシイモノニナラネバナリマスマイト思フノデアリマス、サウ云フ所カラ先づ第一ニ問題トナリマスルノハ、裁判所構成法ノ問題トシテ、一方ニハ最高裁判所ト云フモノガ設ケラレルノデアリマスガ、他方ニハ恐ラク簡易裁判所ト云フモノガ設ケラレナケレバナリマスマイ、最高裁判所ノコトハ姑ク之ヲ別ニ致シマス、今迄司法的「テロリズム」或ハ裁判的「ファッショ」ノ一ツノ現レハ違警罪即決ト云フコトニナツテ、サウシテ其ノ制度ガ濫用サレル、所謂監廻シト云ブヤウナ現象ヲ見テ、如何ニソレガ殘虐性ヲ持ツテ居ルカト云フコトニ付テ今新ラシク問題トサレテ居リマスカラ、年來久シク問題トナツタ違警罪即決例ト云フモノハ今潔ク抛タレバナリマセヌ、是ハ十分當局ニ於テモ承知サレテ居ルコトト思ヒマス、其ノ違警罪即決即チ警察ガ拘留料ノ裁判ヲ言ヒ渡スニ代ヘテ、今度ハ簡易裁判所ト云フモノガ出來ナケレバナリマセヌガ、此ノ簡易裁判所ト云フモノノ組織ハドウ云フ風ニナリマセウカ、是ハ法律家ダケデ宜イモノカ、殊ニ若イ法律家ダケデ宜イモノカ、或ハ民間カラ

常識ノ豐カナ紳士ヲ裁判官ニナツテ貰フト云フヤウナ途ヲ付ケルト云フ工夫ガドウカト云フヤウナコトガ問題ニナル譯デアリマス、簡易裁判所ハ攻撃ト防禦トノ錯綜ニ依ル所ノ刑事訴訟法、民事訴訟法ニヤル所デアリマセヌ、何處迄モ健全ナル常識ニ依ツテ裁判ガ進メラレネバナラヌ譯デアリマス、今迄ノ裁判所ハ謂ハバ封建主義ノモノデアリマシタ、之ニ對シテ本當ニ豐カナ潤ヒノアル簡易裁判所ト云フモノガ出来バナラヌ譯デアリマス、此ノ簡易裁判所ニ於テハドウ云フ趣旨デ裁判ヲスルカ、ドウ云フ手續、考デ裁判ヲスルカト云フコトガ劈頭第一ニ明カニセラレネバナリスマイ、此ノ間或席上デ簡易裁判所ノ問題ガ起リマシテ、或司法部ノ係官ガ簡單迅速ニ裁判ヲスルノヲ趣旨トスルト云フコトヲ言明セラレマシタ時ニ、横ニ若辯護士ノ皮肉ナ人ガ居リマシテ、是カラハ手短カニ人ヲ罰スルト云フコトニナルノデスカト、斯ウ云フ風ニ批評シタ人ガアリマス、先程ノ姦通罪ノ規定ヲ削除スルト云フヤウナ場合ト同ジコトデ、簡單明瞭ト云フ言葉ヲ檢約サレタノガ誤解ノ因デアリマシタ、併シナガラマスガ、常識的ニ簡單明瞭ニト云フ、「常識的ニ」ト云フ言葉ヲ檢約サレタノス、其ノ健全ナル常識ニ依ツテ、法律單純ナボンヤリシタ常識デアリマセヌ、何處迄モ健全ナル常識デアリマス、其ノ健全ナル常識ニ依ツテ、法律

ガ、法律ヲ超エテ、公平ニ法律ニ依ツテ刑ヲ言ヒ渡スノデアリマスルガ、何處迄モ犯人ノ改善ヲ目的トシテ、拘留科料ノヤウナ、百圓二百圓ノヤウナ事件デモ之ヲ懲ニ、併シナガラ手短カニ裁判スルト云フコトニナラネバナリマセヌ、斯様ナ原則ハ將來民事訴訟法一般、刑事訴訟法一般ニ及バネバナリマセヌ、併シナガラ法律ノ倫理化ハ家庭カラ始ルト同ジヤウニ、我々ノ裁判ノ何申シマスルカ、新ラシイ行キ方ハ簡易裁判所カラ手始メラスル譯ニナリマス、此ノ簡易裁判所ノ劈頭ニテ、是モ健全ナル常識的ニ、刑事ニ於テハ公平ニ併シ常識的ニ、刑事訴訟法ノ改正ニドウ云フ影ルコトガ、監獄法ノ改正ニドウ云フ影響ヲ及スカ、現在ノ監獄法ト云フモノノ殘虐性ハ之ヲ禁ズルコトニナツテ居スルカ、ドウ云フ手續、考デ裁判ヲスルカト云フコトガ劈頭第一ニ明カニセラレネバナリスマイ、此ノ間或席上デ簡易裁判所ノ問題ガ起リマシテ、或司法部ノ係官ガ簡單迅速ニ裁判ヲスルノヲ趣旨トスルト云フコトヲ言明セラレマシタ時ニ、横ニ若辯護士ノ皮肉ナ人ガ居リマシテ、是カラハ手短カニ人ヲ罰スルト云フコトニナルノデスカト、斯ウ云フ風ニ批評シタ人ガアリマス、先程ノ姦通罪ノ規定ヲ削除スルト云フヤウナ場合ト同ジコトデ、簡單明瞭ト云フ言葉ヲ檢約サレタノガ誤解ノ因デアリマシタ、併シナガラマス、是ハ細目ニ付テ議論ヲ致シタトイ思ヒマスルケレドモ、此モノデアリマス、是ハ細目ニ付テ議論ヲ致シタトイ思ヒマス、ソレハ裁判所ノ改革ト云フコトガ憲法上ノ問題ニセラレネバナラ、全ナル家族制度ガ崩壊シツ、アルノト趣ヲ同ジクスルノデアリマス、斯クノ如クニシテ中流階級ノ保護保全ト云フコトガ憲法上ノ問題ニセラレネバナラヌ筈ト思ヒ、既ニ他國ノ憲法ニハ其ノ例ヲ見ルノデアリマスガ此ノ憲法改正案ノ下ニ於テハ、中流階級ニ對スル配意、配慮關心ノ示サレテ居ル何物モナヤウニ思ヒマスノデ、是ハ如何ナモノデゴザイマセウカ、今度ハ裁判所ニ養成ト云フコトガ非常ニ大キナ問題ニシテ居ルヤウニ法制調査コトニ關聯シテモウ一ツ問題ヲ出シテ置キタ

ス、細カイコトハ失禮ナガラ相當ニ専門的ナルコトデアリマスルカラ、委員會ニ於テ然ベク御審議ガアルベキデ處迄モ犯人ノ改善ヲ目的トシテ、拘留科料ノヤウナ、百圓二百圓ノヤウナ事件デモ之ヲ懲ニ、併シナガラ手短カニ裁判スルト云フコトニナラネバナリマセヌ、斯様ナ原則ハ將來民事訴訟法一般、刑事訴訟法一般ニ及バネバナリマセヌ、併シナガラ法律ノ倫理化ハ家庭カラ始ルト同ジヤウニ、我々ノ裁判ノ何申シマスルカ、新ラシイ行キ方ハ簡易裁判所カラ手始メラスル譯ニナリマス、此ノ簡易裁判所ノ劈頭ニテ、是モ健全ナル常識的ニ、刑事ニ於テハ公平ニ併シ常識的ニ、刑事訴訟法ノ改正ニドウ云フ影ルコトガ、監獄法ノ改正ニドウ云フ影響ヲ及スカ、現在ノ監獄法ト云フモノノ殘虐性ハ之ヲ禁ズルコトニナツテ居スルカ、ドウ云フ手續、考デ裁判ヲスルカト云フコトガ劈頭第一ニ明カニセラレネバナリスマイ、此ノ間或席上デ簡易裁判所ノ問題ガ起リマシテ、或司法部ノ係官ガ簡單迅速ニ裁判ヲスルノヲ趣旨トスルト云フコトヲ言明セラレマシタ時ニ、横ニ若辯護士ノ皮肉ナ人ガ居リマシテ、是カラハ手短カニ人ヲ罰スルト云フコトニナルノデスカト、斯ウ云フ風ニ批評シタ人ガアリマス、先程ノ姦通罪ノ規定ヲ削除スルト云フヤウナ場合ト同ジコトデ、簡單明瞭ト云フ言葉ヲ檢約サレタノガ誤解ノ因デアリマシタ、併シナガラマス、是ハ細目ニ付テ議論ヲ致シタトイ思ヒマスルケレドモ、此モノデアリマス、是ハ細目ニ付テ議論ヲ致シタトイ思ヒマス、ソレハ裁判所ノ改革ト云フコトガ憲法上ノ問題ニセラレネバナラ、全ナル家族制度ガ崩壊シツ、アルノト趣ヲ同ジクスルノデアリマス、斯クノ如クニシテ中流階級ノ保護保全ト云フコトガ憲法上ノ問題ニセラレネバナラヌ筈ト思ヒ、既ニ他國ノ憲法ニハ其ノ例ヲ見ルノデアリマスガ此ノ憲法改正案ノ下ニ於テハ、中流階級ニ對スル配意、配慮關心ノ示サレテ居ル何物モナヤウニ思ヒマスノデ、是ハ如何ナモノデゴザイマセウカ、今度ハ裁判所ニ養成ト云フコトガ非常ニ大キナ問題ニシテ居ルヤウニ法制調査コトニ關聯シテモウ一ツ問題ヲ出シテ置キタ

ス、細カイコトハ失禮ナガラ相當ニ専門的ナルコトデアリマスルカラ、委員會ニ於テ然ベク御審議ガアルベキデ處迄モ犯人ノ改善ヲ目的トシテ、拘留科料ノヤウナ、百圓二百圓ノヤウナ事件デモ之ヲ懲ニ、併シナガラ手短カニ裁判スルト云フコトニナラネバナリマセヌ、斯様ナ原則ハ將來民事訴訟法一般、刑事訴訟法一般ニ及バネバナリマセヌ、併シナガラ法律ノ倫理化ハ家庭カラ始ルト同ジヤウニ、我々ノ裁判ノ何申シマスルカ、新ラシイ行キ方ハ簡易裁判所カラ手始メラスル譯ニナリマス、此ノ簡易裁判所ノ劈頭ニテ、是モ健全ナル常識的ニ、刑事ニ於テハ公平ニ併シ常識的ニ、刑事訴訟法ノ改正ニドウ云フ影ルコトガ、監獄法ノ改正ニドウ云フ影響ヲ及スカ、現在ノ監獄法ト云フモノノ殘虐性ハ之ヲ禁ズルコトニナツテ居スルカ、ドウ云フ手續、考デ裁判ヲスルカト云フコトガ劈頭第一ニ明カニセラレネバナリスマイ、此ノ間或席上デ簡易裁判所ノ問題ガ起リマシテ、或司法部ノ係官ガ簡單迅速ニ裁判ヲスルノヲ趣旨トスルト云フコトヲ言明セラレマシタ時ニ、横ニ若辯護士ノ皮肉ナ人ガ居リマシテ、是カラハ手短カニ人ヲ罰スルト云フコトニナルノデスカト、斯ウ云フ風ニ批評シタ人ガアリマス、先程ノ姦通罪ノ規定ヲ削除スルト云フヤウナ場合ト同ジコトデ、簡單明瞭ト云フ言葉ヲ檢約サレタノガ誤解ノ因デアリマシタ、併シナガラマス、是ハ細目ニ付テ議論ヲ致シタトイ思ヒマスルケレドモ、此モノデアリマス、是ハ細目ニ付テ議論ヲ致シタトイ思ヒマス、ソレハ裁判所ノ改革ト云フコトガ憲法上ノ問題ニセラレネバナラ、全ナル家族制度ガ崩壊シツ、アルノト趣ヲ同ジクスルノデアリマス、斯クノ如クニシテ中流階級ノ保護保全ト云フコトガ憲法上ノ問題ニセラレネバナラヌ筈ト思ヒ、既ニ他國ノ憲法ニハ其ノ例ヲ見ルノデアリマスガ此ノ憲法改正案ノ下ニ於テハ、中流階級ニ對スル配意、配慮關心ノ示サレテ居ル何物モナヤウニ思ヒマスノデ、是ハ如何ナモノデゴザイマセウカ、今度ハ裁判所ニ養成ト云フコトガ非常ニ大キナ問題ニシテ居ルヤウニ法制調査コトニ關聯シテモウ一ツ問題ヲ出シテ置キタ

ス、細カイコトハ失禮ナガラ相當ニ専門的ナルコトデアリマスルカラ、委員會ニ於テ然ベク御審議ガアルベキデ處迄モ犯人ノ改善ヲ目的トシテ、拘留科料ノヤウナ、百圓二百圓ノヤウナ事件デモ之ヲ懲ニ、併シナガラ手短カニ裁判スルト云フコトニナラネバナリマセヌ、斯様ナ原則ハ將來民事訴訟法一般、刑事訴訟法一般ニ及バネバナリマセヌ、併シナガラ法律ノ倫理化ハ家庭カラ始ルト同ジヤウニ、我々ノ裁判ノ何申シマスルカ、新ラシイ行キ方ハ簡易裁判所カラ手始メラスル譯ニナリマス、此ノ簡易裁判所ノ劈頭ニテ、是モ健全ナル常識的ニ、刑事ニ於テハ公平ニ併シ常識的ニ、刑事訴訟法ノ改正ニドウ云フ影ルコトガ、監獄法ノ改正ニドウ云フ影響ヲ及スカ、現在ノ監獄法ト云フモノノ殘虐性ハ之ヲ禁ズルコトニナツテ居スルカ、ドウ云フ手續、考デ裁判ヲスルカト云フコトガ劈頭第一ニ明カニセラレネバナリスマイ、此ノ間或席上デ簡易裁判所ノ問題ガ起リマシテ、或司法部ノ係官ガ簡單迅速ニ裁判ヲスルノヲ趣旨トスルト云フコトヲ言明セラレマシタ時ニ、横ニ若辯護士ノ皮肉ナ人ガ居リマシテ、是カラハ手短カニ人ヲ罰スルト云フコトニナルノデスカト、斯ウ云フ風ニ批評シタ人ガアリマス、先程ノ姦通罪ノ規定ヲ削除スルト云フヤウナ場合ト同ジコトデ、簡單明瞭ト云フ言葉ヲ檢約サレタノガ誤解ノ因デアリマシタ、併シナガラマス、是ハ細目ニ付テ議論ヲ致シタトイ思ヒマスルケレドモ、此モノデアリマス、是ハ細目ニ付テ議論ヲ致シタトイ思ヒマス、ソレハ裁判所ノ改革ト云フコトガ憲法上ノ問題ニセラレネバナラ、全ナル家族制度ガ崩壊シツ、アルノト趣ヲ同ジクスルノデアリマス、斯クノ如クニシテ中流階級ノ保護保全ト云フコトガ憲法上ノ問題ニセラレネバナラヌ筈ト思ヒ、既ニ他國ノ憲法ニハ其ノ例ヲ見ルノデアリマスガ此ノ憲法改正案ノ下ニ於テハ、中流階級ニ對スル配意、配慮關心ノ示サレテ居ル何物モナヤウニ思ヒマスノデ、是ハ如何ナモノデゴザイマセウカ、今度ハ裁判所ニ養成ト云フコトガ非常ニ大キナ問題ニシテ居ルヤウニ法制調査コトニ關聯シテモウ一ツ問題ヲ出シテ置キタ

コトハ「イギリス」デ言へバ、矢張り憲法ノ一條目ト云フコトニナリマセウ、鬼ニ角之ガ出來ルナラバ、或形ニ於テ次第デゴザイマスルケレドモ、併シ若シ憲法ニ於テソレガ設ケラレナイト云フコトニナリマスルナラバ、憲法ノ精神ヲ汲ンダ所ノ將來ノ法律ノ改革トシテ、其ノ問題モ一ツ當局ニ於テ十分考ヘテ戴キタイト思ヒマス、是ハ憲法草案ノ第三十條及ビ第三十一條、特ニ第三十二條ニ關聯スル非常ニ重大ナ問題デアルト私ハ考ヘ居リマス、不幸ニモ衆議院ハ此ノ點ニ付テ何等ノ考慮ヲモ拂ツテ居リマセヌ、是デ私ノ質疑ヲ終リマスガ、唯序ニ小サナコトデハアリマスガ、此ノ改正案ヲ讀ミナガラ、此ノ用ヒラタ言葉ト文體トニ付テ聊カ私ノ印象トル所ヲ附加ヘルコトノ御許ヲ願ヒタイト思ヒマス、此ノ改正案ガ憲法トシテ成立スルノ日ニハ、此ノ憲法ハ國語トシテ標準的ナモノニナラネバナラヌ筈デゴザイマセウ、併シ政府ハ此ノ憲法ノ全文、即チ各條ノ規定ガ是デ我ガ國ノ國語ノ用ヒ方ノ模範的ナモノトシテ、使命ヲ果シ得ルモノト云フコトノ覺悟ガオアリニナルモノト言ツテ、失禮ナガラ……御咎ヲ蒙ムラナイコトヲ御願ヒ致シタイ、固ヨリ此ノ全文ヲ讀ミマシテ此ノ文章ノ於テ或程度ノ修正ヲ經マシタ、サウ云

衆議院ノ或方ノ演説ニハ誠ニ此ノ前文ノ如キハ天下ノ名文デアルト云フヤウニ賞讃ヲシテ贊成サレタ方ガアリマスルガ、私トシテハ不幸ニシテ此前文ヲ讀ミナガラ、少クトモ先づ政府草案ヲ讀ソダ時ニ餘リニ好イ心持ニハナラヌカツタノデアリマス、内容ニ於テ成ル程好不心持ニナリ得ナイ理由モアリマセウガ、其ノ文章ガ其ノ滑ラカサ、其ノ潤ヒ、果シテ是デ宜イモノデゴザイマセウカト思フノデアリマス、處ガ翻譯トシテ英文ノモノガ我々配付セラレテ居ルノデアリマスガ、翻譯ノ方ヲ見マスルト云フト、チヨツト様子ガ違フ、私ハ英語ヲゾンナニ巧ニハ致シマセヌケレドモ、一通りハ讀ンデ分ル積リデアリマスガ、英語ノ方デ讀ムト云フト割ニ穩ヤカニ理解ノ出來ル所ガ、失禮ナガラギゴチナイヤウナ國語ノ用ヒ方ニナツテ居ルノデハナイカト思ハレルノデアリマス、言ヒ過ギデアリマスナラバ當局トシテドウゾ御宥恕ヲ御願ヒ致シタインデアリマスガ、ドウゾ一ツモウ少シ國語ノコトニ達者ナ方ガ何トカ、之ヲ中學校ノ教科書ニシ、小學校ノ子供ニ讀マシテモ納得スルヤウニ範範トスルヤウニ、サウシテ我々ガ之ニ從ソテ是カラノ文章ヲ書クヤウナコトニナルヤウニシテ戴ク譯ニシ、小學校ノ子供ニ讀マシテモ納得スルヤウニ範範トスルヤウニ、サウシテ滑ラカサ、潤ヒト云フヤウナ點ノ問題デアリマスガ、又言葉ノ微細ナ使ヒ方ハ行キマスマイカ、ソレハ文章全體ノニ付テモ、何トカ御考慮ヲ仰グコトガ

出来ナイカト思フモノガ相當ニ澤山アリ。開イテ見マスト云フト、「政府の行爲によつて再び戦争の惨禍が発生しないやうに」ト書イテアル、發生シナイン。ハ政府ノ行爲ニ依ルノデセウカ、ドウモサウデナイヤウデスナ、サウスルト云フト是ハ「政府ノ行爲ニ依ツテ再ビ戦争ノ惨禍ガ發生スルコトガナイヤウニ」斯ウ云フ風ニ御書キヨ願フ方ガニイノデハナイカ、是デハ政府ノ行爲ニ依ツテト云フ、一ツノ「アドヴ.ヤービアフル・フレーズ」、是ガ惨禍ト云フ名詞ニ掛ツテ居ルノデ、ドウモ文法トシマハ體ヲナサヌ書キ方デアルト私ハ斯ウ考ヘマス、ソレハ英譯ノ方デ見ルトスラリト讀メルヤウナ氣ガ致シマスノデ是、誤譯デアルノカ、ウマク譯シタノカ、又第二條ヲ見マスト「皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。」トアリマス、「これを繼承する」ト云アノデアリマスルカラ、「サブジエクト」ガナケレバ、文章ニハナリマセス、「皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した」其ノ「繼承」ハ「國會の議決した皇室典範の定めるところにより」ト書クカ、サウデナケレバ「皇室典範ノ定メルトヨロニヨリ承繼セラレル」、斯ウ云フ風ニ書カネバ文章ヲナサヌ筈テアリマス、英語ノ方ヲ讀ムト云フト上手ニ出來テ居ルト云フヤウナコトニナリマス、是ハ

皇位ハ何人ガ之ヲ繼承スルカト云フコトモ、矢張リ皇室典範デ定ルノデ斯カラ、此ノ書キ方デハ少クトモ私ハ文法上ドウデアラウカト考ヘルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ例ガ相當ニ拾ヒ出セバアリマス、オウルサイイデセウガ、又はハ本會議ノ質問デ議論ヲ願フコトデモゴザイマセヌ、委員會デソレハノ専門家ガ適當ニオヤリニナルコトデゴザイマセウ、又先程ノ政府原案二十二條デ、「法律は」ト書イタノガ、英文デ見ルト云フト「法律ガ」デアルノデアル、「ガ」ノ方ガ通りガ宜イノデアルト云フコトヲ申シマシタガ、英文デ讀ムト云フト、マア大變ナグラカニナツテ居リ、是ハ先程モ一言致シマシタガ、衆議院ノ修正案ガ然ルベク處置シテ居リマス、ソレカラ「國務大臣は、その在任中、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。」トアリマス、「これがため」「されない」ノデヤマス、「これがため」、「サレルコトガナイ」ノデアリマス、之モ之デハ書キヤウガドウカト思ヒマス、モウ一つ重要な點致シマシテハ、先程財產權ニ關する規定ノ所デ、「私有財產は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」トアリマス、「用ひる」ト云フ言葉デハ少シ狭イ、農地調整法ニ關聯シテ考ヘテモ、此ノ言葉デハ不十分デハナイカト申シマシタガ、之モ英語デ讀ミマスト云フト、

「用ひる」ト云フ所ガ「テークン」  
ト云フ字ガ使ツテアリマス、サウ  
スルトは誤譯デスネ、「用ひる」ト  
云フノトハ大分違フノデハナイカ、  
之モドウモ英語ニ堪能ナ方ノ御教ヘヲ  
受ケナケレバナリマセヌガ、英語ヲ讀  
シデスラノト讀メルヤウニ思ヒマス  
ル點ガ、案外本文ノ改正案ニ付テ見ル  
ト云フト、却テ疑問ヲ生ズルト云フヤウ  
ナコトガアルノハ、或ハ私ノ不敏ノ致  
ス所デアルコトデアリマセウガ、餘リ  
斯ウ云フ席上デ申上ゲルト云フコト  
ハ、誠ニ畏イコトデアリマスルケレド  
モ、尙一ツ御考ヲ願フコトガ出来レバ  
幸ニ存ジマス、又政府原案第十一條ノ  
権利ノ濫用ニ關スル規定デモサウデア  
リマス、「國民は、これを濫用しては  
ならないであつて、常に公共の福祉の  
ためにこれを利用する責任を負ふ。」  
「のであつて」ト云フ日本語ハドウ云  
フ意味ノモノデアリマセウカ、私ノ理  
解スル所デハ、「國民ハ獨リコレヲ濫  
用シテハナラナイノミナラズ、更ニ進  
ンデ公共ノ福祉ノタメニ利用スル義務  
ヲ負フ」斯フ云フヤウニ先ツ消極的  
的ニ展開シタ趣旨ノモノデアラウト思ヒ  
マス、英語デ讀ムトサウナツテ居リマ  
ス、英語デ讀ムト「アンド」ト云フ字デ  
ソコヲ續ケテアリマスルカラ、ハ、ア  
ト思フノデアリマスガ、日本語デ「の  
であつて」、ト云フ日本語ハ、私ハ田  
舎者デアリマスルカラ、折々此ノ都ノ

洗練サレタル言葉ニ通ジマセヌノドト  
ウ云フコトニナルカ知リマセヌガ、  
「のであつて」、ト云フコトハ、斯ウ云  
フ場合ニハ用ヒナイヤウニ心得マスル  
ガ、如何ナモノデアリマセウカ、其ノ  
他モウ一つ、是ハ餘程遠慮シテ申上ゲ  
バナラヌコトデアリマスルガ、「戰爭  
の抛棄」ト云フコトガ、是デ國語トシ  
テ意味ヲ爲スデザイマセウカ、戰爭  
ト云フ言葉ニ依ツテ、普通我々が考へ  
ルコトガ、「戰爭の抛棄」ト云ツテソレ  
デ意味ヲ爲スカ、英譯ノ方ヲ見マスト  
云フト、國民ノ主權的權利トシテノ  
ト云フコトガ意味ヲ爲スヤウニ思ヒマ  
スガ、日本語デ戰爭トヤツタ時ニ、戰  
争ヲデスカラ、ソコデ「ウォー」の抛棄  
ト云フコトガ意味ヲ爲スヤウニ思ヒマ  
スガ、日本語ニ苦役ト云フヤウナ言  
葉ガ使ツテアルト、何ダカドウモ士足  
本ヲ少シバカリ讀ンデ居ル私達ハナダ  
ラカニ讀ンデ行カレルヤウニ思ヒマス  
ガ、日本ノ憲法ニ苦役ト云フヤウナ言  
葉ガ使ツテアルト、何ダカドウモ士足  
度敷ヘ上ツタヤウナ心持ガセラレル  
ヤウニ思ヒマスルシ、又政府原案ノ第  
二十五條ノ第三項ニ兒童ノ酷使ト云フ  
言葉ガ用ヒテアリマスルガ、英語ニ之ヲ  
翻譯シタ人ハ「エキスプロイティショ  
ン」ト云フ文字ヲ使ツテ居リマス、  
成ル程エキスプロイティション」ト云  
フ文字ヲ使フ方ガ兒童問題ニ關スル本  
當ノ意味ヲ現スモノデ、我々ノ國語ノ  
酷使デハ足リマセヌト思ヒマス、陸海  
軍、空軍ハ之ヲ保持シテハナラナイト  
云フ文句、是ハ衆議院デ修正シマシ  
タ、戰力ハ之ヲ保持シナイト云フノデ  
デ我々ハ、戰争ヲ否定スルト、斯ウ云  
ナガラマア抛棄ト云フヤウナコトヲ離  
レテ實體的ニ議論ヲスレバ、更ニ進ン  
デ我々ハ、戰争ヲ否定スルト、斯ウ云  
フ處迄行ツテ抛棄以上ノ力強イ言葉ヲ  
用ヒルト云フコトガ出來ナイモノデゴ  
ザイマセウカ、先程幣原國務大臣ガ文  
明ガ戰争ヲナクスルカ、戰争ガ文明ヲ  
ナクスルカ、斯ウ云フ關係ニ今立ツテ  
素直ニ出來テ居リマス、文章其ノモノ  
ガ文化國家ノ憲法ニ相應シイ氣力ト滑  
テ我々ハ其ノ一つノ意氣込ノ下ニ戰爭

○抛棄ヲスルナラ、我々が戰争ヲ抛棄ス  
ルナドト云フ弱イ言葉デナクテ、戰爭  
ト云フモノソレ自體ヲ否定スルト云フ  
ヤウナ處迄行クト云フ勇氣ハナイモノ  
デゴザイマセウカ、又先程此ノ刑罰ハ  
苦役デアル、苦役ト云フヤウナ字、苦  
役ト云フヤウナ字ハマア是ハ法律デ使  
ツテ使ヘナイコトモナイデゴザイマセ  
ウガ、英譯デハ「サー・ビ・チユード」ト云  
フ字ガ使ツテアリマス、「サー・ビ・チユ  
ド」、是デ分リマス、「イギリス」ノ  
本ヲ少シバカリ讀ンデ居ル私達ハナダ  
ラカニ讀ンデ行カレルヤウニ思ヒマス  
ガ、日本ノ憲法ニ苦役ト云フヤウナ言  
葉ガ使ツテアルト、何ダカドウモ士足  
度敷ヘ上ツタヤウナ心持ガセラレル  
ヤウニ思ヒマスルシ、又政府原案ノ第  
二十五條ノ第三項ニ兒童ノ酷使ト云フ  
言葉ガ用ヒテアリマスルガ、英語ニ之ヲ  
翻譯シタ人ハ「エキスプロイティショ  
ン」ト云フ文字ヲ使ツテ居リマス、  
成ル程エキスプロイティション」ト云  
フ文字ヲ使フ方ガ兒童問題ニ關スル本  
當ノ意味ヲ現スモノデ、我々ノ國語ノ  
酷使デハ足リマセヌト思ヒマス、陸海  
軍、空軍ハ之ヲ保持シテハナラナイト  
云フ文句、是ハ衆議院デ修正シマシ  
タ、戰力ハ之ヲ保持シナイト云フノデ  
デ我々ハ、戰争ヲ否定スルト、斯ウ云  
フ處迄行ツテ抛棄以上ノ力強イ言葉ヲ  
用ヒルト云フコトガ出來ナイモノデゴ  
ザイマセウカ、先程幣原國務大臣ガ文  
明ガ戰争ヲナクスルカ、戰争ガ文明ヲ  
ナクスルカ、斯ウ云フ關係ニ今立ツテ  
素直ニ出來テ居リマス、文章其ノモノ  
ガ文化國家ノ憲法ニ相應シイ氣力ト滑  
テ我々ハ其ノ一つノ意氣込ノ下ニ戰爭

カサトヲ缺イテ居ルト云フコトガ此ノ  
憲法ノ改正案ニ付テ言ヒ得ルコトデハ  
ト云フモノソレ自體ヲ否定スルト云フ  
ヤウナ處迄行クト云フ勇氣ハナイモノ  
デゴザイマセウカ、又先程此ノ刑罰ハ  
苦役デアル、苦役ト云フヤウナ字、苦  
役ト云フヤウナ字ハマア是ハ法律デ使  
ツテ使ヘナイコトモナイデゴザイマセ  
ウガ、英譯デハ「サー・ビ・チユード」ト云  
フ字ガ使ツテアリマス、「サー・ビ・チユ  
ド」、是デ分リマス、「イギリス」ノ  
本ヲ少シバカリ讀ンデ居ル私達ハナダ  
ラカニ讀ンデ行カレルヤウニ思ヒマス  
ガ、日本ノ憲法ニ苦役ト云フヤウナ言  
葉ガ使ツテアルト、何ダカドウモ士足  
度敷ヘ上ツタヤウナ心持ガセラレル  
ヤウニ思ヒマスルシ、又政府原案ノ第  
二十五條ノ第三項ニ兒童ノ酷使ト云フ  
言葉ガ用ヒテアリマスルガ、英語ニ之ヲ  
翻譯シタ人ハ「エキスプロイティショ  
ン」ト云フ文字ヲ使ツテ居リマス、  
成ル程エキスプロイティション」ト云  
フ文字ヲ使フ方ガ兒童問題ニ關スル本  
當ノ意味ヲ現スモノデ、我々ノ國語ノ  
酷使デハ足リマセヌト思ヒマス、陸海  
軍、空軍ハ之ヲ保持シテハナラナイト  
云フ文句、是ハ衆議院デ修正シマシ  
タ、戰力ハ之ヲ保持シナイト云フノデ  
デ我々ハ、戰争ヲ否定スルト、斯ウ云  
フ處迄行ツテ抛棄以上ノ力強イ言葉ヲ  
用ヒルト云フコトガ出來ナイモノデゴ  
ザイマセウカ、先程幣原國務大臣ガ文  
明ガ戰争ヲナクスルカ、戰争ガ文明ヲ  
ナクスルカ、斯ウ云フ關係ニ今立ツテ  
素直ニ出來テ居リマス、文章其ノモノ  
ガ文化國家ノ憲法ニ相應シイ氣力ト滑  
テ我々ハ其ノ一つノ意氣込ノ下ニ戰爭

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
〔男爵八代五郎造君登壇〕  
委員長 男爵八代五郎造  
貴族院議長公爵徳川家正殿  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依  
テ及報告候也  
昭和二十一年八月二十四日

○議長(公爵徳川家正君) 御詰リヲ致  
シマス、帝國憲法改正案審議ニ要スル  
定足數ヲ缺ク虞レガゴザイマスカラ、  
只今ノ牧野君ノ質疑ニ對スル政府ノ答  
シ、日程第二以下ヲ議題ト致シタイト  
ニ讓リマシテ、此ノ際議事日程ヲ變更  
御急ギノ間ノ立案デアツタトハ言ヘ、  
憲法ハ尊重セラレ擁護セラレネバナラ  
顧ミナイ言葉デアリマスルケレドモ、  
ナシカ、甚ダ私ノ立場トシテハ自分ヲ  
苦役デアル、苦役ト云フヤウナ字、苦  
役ト云フヤウナ字ハマア是ハ法律デ使  
ツテ使ヘナイコトモナイデゴザイマセ  
ウガ、英譯デハ「サー・ビ・チユード」ト云  
フ字ガ使ツテアリマス、「サー・ビ・チユ  
ド」、是デ分リマス、「イギリス」ノ  
本ヲ少シバカリ讀ンデ居ル私達ハナダ  
ラカニ讀ンデ行カレルヤウニ思ヒマス  
ガ、日本ノ憲法ニ苦役ト云フヤウナ言  
葉ガ使ツテアルト、何ダカドウモ士足  
度敷ヘ上ツタヤウナ心持ガセラレル  
ヤウニ思ヒマスルシ、又政府原案ノ第  
二十五條ノ第三項ニ兒童ノ酷使ト云フ  
言葉ガ用ヒテアリマスルガ、英語ニ之ヲ  
翻譯シタ人ハ「エキスプロイティショ  
ン」ト云フ文字ヲ使ツテ居リマス、  
成ル程エキスプロイティション」ト云  
フ文字ヲ使フ方ガ兒童問題ニ關スル本  
當ノ意味ヲ現スモノデ、我々ノ國語ノ  
酷使デハ足リマセヌト思ヒマス、陸海  
軍、空軍ハ之ヲ保持シテハナラナイト  
云フ文句、是ハ衆議院デ修正シマシ  
タ、戰力ハ之ヲ保持シナイト云フノデ  
デ我々ハ、戰争ヲ否定スルト、斯ウ云  
フ處迄行ツテ抛棄以上ノ力強イ言葉ヲ  
用ヒルト云フコトガ出來ナイモノデゴ  
ザイマセウカ、先程幣原國務大臣ガ文  
明ガ戰争ヲナクスルカ、戰争ガ文明ヲ  
ナクスルカ、斯ウ云フ關係ニ今立ツテ  
素直ニ出來テ居リマス、文章其ノモノ  
ガ文化國家ノ憲法ニ相應シイ氣力ト滑  
テ我々ハ其ノ一つノ意氣込ノ下ニ戰爭

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ  
ト認メマス、委員長八代男爵  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
〔男爵八代五郎造君登壇〕  
委員長 男爵八代五郎造  
貴族院議長公爵徳川家正殿  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依  
テ及報告候也  
昭和二十一年八月二十三日

○議長(公爵徳川家正君) 御詰リヲ致  
シマス、帝國憲法改正案審議ニ要スル  
定足數ヲ缺ク虞レガゴザイマスカラ、  
只今ノ牧野君ノ質疑ニ對スル政府ノ答  
シ、日程第二以下ヲ議題ト致シタイト  
ニ讓リマシテ、此ノ際議事日程ヲ變更  
御急ギノ間ノ立案デアツタトハ言ヘ、  
憲法ハ尊重セラレ擁護セラレネバナラ  
顧ミナイ言葉デアリマスルケレドモ、  
ナシカ、甚ダ私ノ立場トシテハ自分ヲ  
苦役デアル、苦役ト云フヤウナ字、苦  
役ト云フヤウナ字ハマア是ハ法律デ使  
ツテ使ヘナイコトモナイデゴザイマセ  
ウガ、英譯デハ「サー・ビ・チユード」ト云  
フ字ガ使ツテアリマス、「サー・ビ・チユ  
ド」、是デ分リマス、「イギリス」ノ  
本ヲ少シバカリ讀ンデ居ル私達ハナダ  
ラカニ讀ンデ行カレルヤウニ思ヒマス  
ガ、日本ノ憲法ニ苦役ト云フヤウナ言  
葉ガ使ツテアルト、何ダカドウモ士足  
度敷ヘ上ツタヤウナ心持ガセラレル  
ヤウニ思ヒマスルシ、又政府原案ノ第  
二十五條ノ第三項ニ兒童ノ酷使ト云フ  
言葉ガ用ヒテアリマスルガ、英語ニ之ヲ  
翻譯シタ人ハ「エキスプロイティショ  
ン」ト云フ文字ヲ使ツテ居リマス、  
成ル程エキスプロイティション」ト云  
フ文字ヲ使フ方ガ兒童問題ニ關スル本  
當ノ意味ヲ現スモノデ、我々ノ國語ノ  
酷使デハ足リマセヌト思ヒマス、陸海  
軍、空軍ハ之ヲ保持シテハナラナイト  
云フ文句、是ハ衆議院デ修正シマシ  
タ、戰力ハ之ヲ保持シナイト云フノデ  
デ我々ハ、戰争ヲ否定スルト、斯ウ云  
フ處迄行ツテ抛棄以上ノ力強イ言葉ヲ  
用ヒルト云フコトガ出來ナイモノデゴ  
ザイマセウカ、先程幣原國務大臣ガ文  
明ガ戰争ヲナクスルカ、戰争ガ文明ヲ  
ナクスルカ、斯ウ云フ關係ニ今立ツテ  
素直ニ出來テ居リマス、文章其ノモノ  
ガ文化國家ノ憲法ニ相應シイ氣力ト滑  
テ我々ハ其ノ一つノ意氣込ノ下ニ戰爭

ゴザイマシタ、之ニ對シマシテ商工大臣及ビ政府委員ヨリ我國ノ地勢ノ特質ニ鑑ミ本州中央部ニ集中シテ居ル水力ヲ最モ合理的ニ開発シ、運營シテ、發電用石炭ノ節減、之ヲ圖ルコトノ爲會社ノヤウナ單一ノ機關ニ依ツテ行フコトガ最モ適當デアリ、又配電ニ付テモ配電事業ノ合理的運營ト云フ見地カラ配電會社ノ形態ハ配電統制令廢止後ト雖モ現在ノヤウナ形デ以テ存續シテ行ク必要ガアル、又公營問題ニ付テハ經營ノ規模、設備ノ復舊、資材ノ節約、電力配給ノ合理化、農村電化ノ促進等ノ見地カラ、之ガ實施ニハ多大ノ疑問ガアリ、今後ノ電氣事業全體ノ合理的運營ト云フ要請ニモ逆行スルヤウナ感ジガスル、又國營問題ニ付テハ今日ノ情勢ニ於テハ國營ニ進ズル現在ノ國家管理ノ方式ガ適當デアルト考ヘル、又電氣事業ハ肥料、石灰ニ比較シテ一層國營ニ適スルモノト考ヘラレルノデ、今後ハ十分ニ研究スル電氣委員會ガ設定サレ、バ此ノ委員會ニ於テ十分ニ調查審議シテ、具體如何ヤウニスルカト云フ質問ガゴザイ答辯ガゴザイマシタ、第二點ト致シマシタ、之ニ對シマシテ商工大臣及

ビ政府委員ヨリ、公益事業タル性質ニ  
鑑ミ極力低廉シタイト思フガ他面企  
業トシテ成立セシムル必要モアルノ  
デ、企業ノ利潤、國民ノ負擔ノ兩者ヲ比  
較考慮シテ合理的ニ決定シタイト云フ  
考デアル、併シ最近ノ物價騰貴ノ趣勢  
ニ鑑ミ、將來ニ於テ現行ノ料金ハ是正  
ヲ要スルカエ知レス、又補給金制度ヲ  
今後存續セシムルカドウカト云フコト  
ニ付テハ、經濟安定本部ニ於テ研究ス  
ルコトトシタイト云フ答辯デゴザイマ  
シタ、第三點ト致シマシテハ、經濟ノ再  
建、失業對策トシテ電源開發ヲ積極的  
的ニ行ツテハドウカ、政府ハ之ニ對シ  
テドウ云フ計畫ガアルカト云フ質問デ  
ゴザイマシタ、之ニ對シマシテ商工大  
臣ガラ電源開發ノ隘路ハ「セメント」  
アル、而モ其ノ「セメント」ハ石炭ト云  
フ隘路ガアツテ、從ツテ一方ニ於テ極  
力之ガ增産ヲ圖ルト同時ニ目下石炭ノ  
輸入ヲ其ノ筋ニ懇請シテ居ルガ、幸ニ  
是ガ受入レラレテ多少ノ餘裕ガ出來レ  
バ極力「セメント」ニ廻シテ、速カニ電  
源ノ開發ニ著手シタイト云フ答辯ガア  
リマシタガ、大分數字的ノコトガアリ  
マスノデ、此處デハ省略致シマシテ、  
速記録ニ譲ルコトニ致シマス、第四點  
ト致シマシテハ、周波數統一ノ問題デ  
アリマスガ、周波數統一ト云フノハ長  
イ間ノ懸案デアリ、今ガ最モ絶好ノ機  
會デアルカラ直チニ著手シテハドウカ

シタ、之ニ對シマシテ政府委員カラ最  
近ノ電力需要ノ激増ニ關スル説明ガア  
リマシテ、今年ノ冬ニ於テハ渴水ノ程  
度、發電用石炭ノ入手狀況ニ依ツテ相當  
制限ヲシナケレバナラヌト云フ説明ガゴ  
ザイマシタ、現ニ此ノ委員會ヲ將ニガ終  
ラムトスル日ニ、一部ノ電力消費制限  
ヲ發令サレタノデアリマス、其ノ發令  
サレタ翌日相當ノ降雨ガアリマシテ、  
其ノ發令ヲ延期スルト云フコトニナリ  
マシテ、一安心スルト云フヤウナ形デ  
ゴザイマス、又此ノ制限ニ付キマシテ  
色々ト研究ノ結果特ニ重要ナ產業及ビ  
家庭用ノ電氣ハ出來ルダケ制限ノ外ニ  
ノ復舊、農村電化、電氣委員會ノ運用、  
社債及ビ罰則等ニ關シテ頗ル熱心ナ質  
疑應答ガアリマシタノデアリマスガ、  
是等ハ總テ速記錄ニ譲ルコトニ致シマ  
ス、斯様ニ致シマシテ討論ニ入り、一委  
員ヨリ本案ニ付テハ贊成デハアルガ、  
罰則ハ他ノ法規トノ均衡ヲ將來考慮ス  
ルヤウニシタイト云フ希望ヲ添ヘテ贊  
成ガアリマシタ、續イテ一委員ヨリ配  
電事業ノ「サーヴィス」向上等ニ關シ、  
政府ノ善處ヲ希望シテ本案ニ贊成スル  
旨ノ發言ガアリマシタ、又一委員ヨリ  
ト云フ意味ノコトヲ添ヘテ贊成セラ  
依ル缺陷ヲ除却シテ、眞ニ公益事業ノ  
タノデアリマス、斯様ニ致シマシテ採

決ニ入りマシタ處、全會一致本案ハ政  
府原案通り可決スベキモノデアルト決  
定致シマシタ次第デアリマス、次ニ  
「石炭及ヨークス配給統制法」の一部を  
改正する法律案」之ニ付テ申上ゲマ  
ス、是モ初メハ商工大臣ノ提案理由ノ  
説明、後ニ政府委員ノ逐條的説明ガ詳  
細ニ行ハレマシタ、其ノ要旨ハ戰後ノ  
産業再建ノ事態ニ即應スル爲ニ石炭及  
ビ「ヨークス」ノ配給統制機關デアル所  
ノ日本石炭株式會社ノ運營ヲ民主化ス  
ル目的ヲ以テ其ノ社長及ビ重役ヲ株主  
總會ノ選舉ニ俟ツコト一般ノ諸會社ト  
同様トシ、社長ノ原案執行權ヲ削リ、  
監理官制度ヲ廢止スル等戰爭中ノ軍國  
的色彩ヲ拂拭シ、又實際運營ニ當テハ  
下請會社ヲ指定スル權限ヲ會社ニ附與  
シテ、事業ノ圓滑ヲ圖ツタモノデアリ  
マス、以下質疑應答ノ主ナルモノヲ申  
上ゲマス、第一ニ、石炭ノ生産配給及  
ビ輸送ノ實情並ニ之ニ伴フ諸種弊害ノ  
防止、是等ニ對スル措置ハ如何デアル  
カト云フ質問ガアリマシタ、之ニ對シ  
マシテ政府委員ヨリ、生産及ビ配給ニ  
關シ執ツテ居ル從來ノ施策並ニ將來ノ  
見透シニ付テ詳細説明ガアリマシテ、  
日本石炭株式會社ノ運營ニ關シテモ  
ソレト<sup>ク</sup>、善處ズベキ旨ノ答辯ガアリマ  
シタ、第二ニ、石炭ハ巨額ナ價格調整  
補給金ヲ使ツテ居ルノデアルガ、増産  
ノ見地カラ政府ノ深甚ナ考慮ヲ希望ス  
ル、勞務者ニ對スル能率的ノ賃金制ヲ  
採用スルト併セ、之ガ生産意欲ヲ刺戟

風ナコトヲ考ヘテ居ルカト云フ質問ニ  
對シマシテ、政府委員ヨリ、其ノ趣旨  
ヲ了承シマシテ、目下其ノ對策ニ付テ  
折角立案申デアルト云フコトデアリマ  
ス、大體九月中ヲ一轉機トシテ石炭ノ  
増産ヲ向上サセルト云フ答辯デザイ  
マシタ、第三ニ石炭消費ノ合理化及ビ  
各動力資源ノ結合利用ニ付テ方策ガ立  
ツテ居ルカドウカ、具體的ニ申シマス  
ルト、石炭ヲ單ニ燃料トシテ燃シテ居  
ルノハ如何ニモ惜シイデハナイカ、石  
炭本來ノマダノ利用スペキ要素ガ澤  
山ニアルデハナイカ、之ヲ單ニ燃シテ  
シマフト云フコトハ、石炭不足ノ今日  
甚ダ惜シイコトデアルカラ、之ニ對シ  
テ何カ方策ヲ立テテ能率ヲ上ゲルト云  
フヤウナ考ハナイカト云フコトデアリ  
マシタ、之ニ對シマシテ商工大臣カラ  
テ、關係各方面ノ智能ヲ動員シテ折角  
研究ヲ進メテ居ル、マダ成果ハ擧ラヌ  
ケレドセ、サウ云フ方向ニ向イテ居ル  
ト云フ答辯デアリマシタ、其ノ他炭礦  
労働爭議ノ模様、労務者ノ補充ノ狀  
況、亞炭及ビ「コードス」増産對策ニ付  
テ色々ノ質問ガゴザイマシテ、一々政  
府委員カラ丁寧ナ説明ガゴザイマシタ  
ガ、是等ハ總チ速記録ニ譲ルコトニ致  
シタイト思ヒマス、一般的ノ質問ヲ終  
リマシテ、更ニ逐條的ノ質疑ヲ行ヒ、  
リマシタ處ガ、一委員カラ、石炭ハ實

鑑ミ、本改正案ノ趣旨ヲ十二分ニ發揮シ得ルヤウ善處セラレタキ旨希望ヲ附シテ本案ニ賛成スル旨述ベラレタ、又一委員ヨリハ、日本石炭株式會社ノ機構ノ民主化ハ本案ダケデハ物足ラヌ感ジガスル、其ノ他尙不十分ト思ハル、點モ多々アルカラ、是等ハ將來ノ整備ヲ期シテ戴キタイ、サウ云フ希望ヲ附シテ本案ニ賛成スルト云フ意見ガゴザイマシタ、斯様ニシテ討論ヲ終リ、採決ニ入リマシタ處、全員一致本法律案ハ政府原案通り可決スベキモノト決定致シマシタ、以上極メテ簡単デゴザイマスガ、兩案ノ委員會ノ報告ヲ申上ゲマシタ

○議長(公爵徳川家正君)　兩案ノ第一  
讀會ヲ開キマス、御異議ナケレバ全部  
ヲ問題ニ供シマス、兩案全部委員長ノ  
報告通リテ御異議ゴザイマセヌカ  
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君)　御異議ナ  
ト認メマス

○子爵西大路吉光君　直チニ兩案ノ第  
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵村家治君　賛成

○議長(公爵徳川家正君)　西大路子爵  
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君)　御異議ナ  
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君)　御異議ナ  
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君)　兩案ノ第三  
讀會ヲ開キマス、兩案全部第二讀會  
議決通リテ御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君)　御異議ナ  
ト認メマス

○議長(公爵徳川家正君)　日程第三、  
所得稅法の一部を改正する等の法律  
案、日程第四、臨時租稅措置法を改正  
する法律案、日程第五、地方稅法及ば  
地方法規と稅法の一部を改正する法律  
案、政府提出、衆議院送付、第一讀會  
ノ續、委員長報告、是等ノ三案ヲ一并  
シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマ  
セヌカ  
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシ  
ト認メマス、委員長周布男爵  
所得稅法の一部を改正する等の法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリテ  
及報告候也  
昭和二十一年八月二十六日  
貴族院議長公爵徳川家正殿  
委員長 男爵周布 兼道  
貴族院議長公爵徳川家正殿  
臨時租稅措置法を改正する法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリテ  
及報告候也  
昭和二十一年八月二十六日  
委員長 男爵周布 兼道  
貴族院議長公爵徳川家正殿  
地方稅法及び地方分與稅法の一部  
を改正する法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリテ  
及報告候也  
昭和二十一年八月二十六日  
委員長 男爵周布 兼道  
貴族院議長公爵徳川家正殿  
〔男爵周布兼道君登壇〕  
○男爵周布兼道君 只今議題ニ上リ  
シタ所得稅法の一部を改正する等の法律案外二件ノ特別委員會ノ經過竝ニ議決  
果ニ付キマシテ御報告申上ゲマス、廿  
ノ三案ハ八月十五日衆議院ヨリ受領  
十六日委員付託トナリマシテ、廿  
日正副委員長ノ互選後、直チニ會議  
タ、連日六回ニ瓦リ慎重審議ヲ重ね、

八月二十六日ノ午後採決致シマシタル結果、全會一致ヲ以チマシテ原案通り可決ニ相成ツタノデゴザイマス、提案ノ目的及ビ内容ニ付キマシテハ、過日本會議場ニ於テ大臣ヨリ御説明ガソレゾレゴザイマシタガ、其ノ重要ナル點ニ付キマシテ私ハ中上位タイト思ツタノデゴザイマスルガ、時間ノ關係上、遺憾ナガラ之ヲ省略致シマシテ、唯左ノ二點ニ付テダケ申上ゲテ置キマス、政府提案ニアリマシテハ、平年度ニ於テ二十九億七百餘萬圓、初年度ノ昭和二十一年度ニ於テハ、二十四億五千百餘萬圓ノ增收見込デアリマシタノヲ、衆議院ニ於ケル遊興飲食稅ノ免稅點引上ゲノ修正ニ依リマス、此ノ於テ一億三千百餘萬圓、初年度タル昭和二十一年度ニ於キマシテ六千五百餘萬圓ノ減收トナル譯アリマス、此ノ修正ニ對シマシテ、政府ハ之ヲ尊重スルトノ言明ガゴザイマシタ、尙遊興飲食稅ガ修正ニマシタ結果ト致シマシテ、配付稅ノ減收額ヲ入場稅及ビ遊興飲食稅ニ對スル配付稅ノ繰入レ割合及ビ分與割合ノ變更ニ依ツテ補填セムトスルトノコトデアリマシタ、次ニ質問ニ移リマシテ、其ノ主ナルモノヲ御報告申上ゲマス、先づ一委員ヨリ本法案ヲ立案スルニ際シ、財產稅ノ徵收、金融機關經理應急措置案及ビ會社經理應急措置案、是等ヲ考慮ノ中ニ入レタカ、所定稅金徵收ノ見込ハドウデアルカト云フ質問ニ對シマシテバ、政府ト

シテハ、財産税ハ考慮ニ入レタガ、金融  
措置、會社經理措置ハ考ニ入レテハ居  
ラナカツタガ、假令此ニ二案ガ實施サ  
レテモ、歲入ニ大キナ狂ヒヨ生ズルト  
ハ思ハレナ、直接此ノ影響ヲ受ケル  
モノトシテハ法人稅ガアルガ、ソ  
レトモ昭和二十一年度分ハ十數億圓  
ヨリ見込ンデ居ラヌシ、多クハ一二年年度  
前ノ事業年度ノモノデ、未ダ決定ヲ見  
ナイ法人モアルカラ、十分徵收ハ舉ゲ  
ラレル見込デアルトノ答辯デアリマシ  
タ、次イデ一委員ヨリ、立案ニ當り經  
濟界ノ狀況、物價ノ騰貴、負擔ノ權  
衡、國民ノ負擔能力、國民所得ノ目標  
ヲ立テ、ソレニ基イタモノデアルカド  
ウカ、近キ將來ニ於テ根本的ニ稅制改  
革ヲ行フト云フコトデアルガ、財政ノ  
基礎ヲ堅固ニスル爲ニ、增稅ノ必要ヲ  
認メ、稅制ニ根本的ニ改正ヲ加ヘ、負擔  
ノ均衡ヲ圖ルト云フ趣旨ナリヤトノ質  
問ニ對シマシテハ、立案當時ハ、財產  
稅徵收後ノ國民ノ擔稅力ノ正確ナ把握  
ハ出來ナカツタガ、此ノ際國民ニ出來  
ルダケノ負擔ヲシテ貰ハウト云フノデ  
研究ヲ進メ、稅制ノ根本的改正ハ次ノ  
機會ニ譲リ、財產稅トノ關係デ、今同  
ハ是非必要と思ハレル範圍内ニ止メタ  
トノコトデアリマシタ、今後ハ財產稅  
トノ關係カラモ高額資產者ハ減少スル  
ト思フガ、小額資產者ニハ財產稅ハ餘  
リ掛ラヌノデ、其ノ方面ニ相當負擔能力  
ハ殘サレテ居ルト考ヘル、稅制ノ根本  
的改正ト云ツテモ、所得稅中心ノ稅制  
の改正ト云ツテモ、所得稅中心ノ稅制

二根本の改革ヲ加ヘル餘地ハ少い、戰時中ノ増稅ニ付テハ改正ヲ加ヘ、直接稅、間接稅ノ均衡ヲ圖リ、國民ノ擔稅力ヲ見究メテ稅率ノ決定ヲシタトイ考ヘルト云フ答デアリマシタ、又一委員ヨリハ、來年度ハ相當歲入不足ヲ生ズルト思ハレル、特ニ戰時中、國費ノ使用ガ放漫ニ流レ、歲出ノ節約ヲ餘り考ヘヌ傾キガアルガ、此ノ際行政各部門ニ瓦リ、歲出ノ引キ緊メヲ徹底セシメル必要ガアルト思ア、來年度ノ豫算中ニハ、本年度ニ比シテ經費ノ増額ニナル科目ハナイカ、本年度ノ赤字ニ對シテハ財產稅ノ徵收ニ依ヅテ賄ヒ得ルモ、來年度ニ於テハドウシテモ租稅收入ニ賴ラネバナラズコトト考ヘルガ、政府ハ來年度豫算編成ニハ如何ナル方針ヲ以テ臨マレルヤトノ質問ニ對シマンテ其ノ答ハ、本年度ノ豫算中約半分ハ本年度限りノ經費デ、其ノ主ナルモノトシテハ、在外同胞ノ引揚ノ費用、進駐軍將兵ノ兵舎、家族ノ宿舍ノ建設費等デ、來年度ハ相當ニ歲出ノ減少スル見込デアル、明年度ノ豫算ノ收支ガ償フカドウカニ付テハ言明出来ヌガ、今日ノ情勢ニ於テハ多少ノ赤字ハ已ムヲ得ヌト考ヘテ居ル、明年度豫算中増加スルモノアリトモノアリトハ考ヘラレバ、失業救濟事業費ト考ヘラレル、國內的經費償物件ガ確定シタ時ニ、ソレノ解體輸

送ニ要スル經費ガドノ位ノ額ニ達スルカデアル、非公式デハアルガ、商工省アタリノ計算ニ依レバ、百億圓ニ上ル見込デアルガ、此ノ點ニ關シテハ司令部ノ方面デモ、餘リ日本ノ財政ノ負擔ニナラヌヤウ、其ノ爲ニ多クノ失業者ヲ出サヌヤウニ考慮サレテ居ルト聽イテ居ルガ、此ノ點ガ心配デアルトノコトデアリマシタ、又一委員ヨリ、政府ハ日本ノ税率ハ外國ニ比シテモ高過ぎルコトハナイトノコトデアルガ、此ノ儘デ推移スレバ、日本ノ中產階級ハ是以上ノ増税ニハ耐エ得ラヌノミナラズ、没落ノ外ハナイト思フ、財政ノ緊縮ヲ圖リ、行政費ノ節約ヲ行ヒ、國民ノ負擔ノ輕減ヲ圖ルコトガ是非必要デアル、又國債ノ利拂ニ付テモ考慮ノ餘地ハナイカ、軍需補償ノ打切りト關聯シテ、何ぞ三分半ヲ維持スル必要ハナイト思フ、例ヘバ「コソソル」公債ニスルトカ、一分カ二分半ノ利率デ五十年百年ノ長期公債ニ借り替ヘルコトモ、一つノ解決策ナリト考ヘル、更ニ聯合軍ノ駐屯モ是ハ世界平和ノ爲デアリ、其ノ經費ヲ日本ダケガ負擔スルニモ及ブマイ、此ノ點ニ付テ聯合軍ニ交渉ヲ進メルコトハ、一面ニ於テ「インフレ」防止ノ意味ニモナルト考ヘルガ如如何ト云フ間ニ對シテハ、行政整理ハ一つ根本的ニ考ヘテ見タイ、國債利子ノ引下ハ公債ノ九割何分迄が金融機關ノ手持ニナリ、預金ノ見返リトシテ所有サレテ居ル現狀トシテハ、直チニ英國ノヤ

ウニ「コソソル」公債ト云フ譯ニモ行カ  
ヌ、利率ノ一分引下ハ郵便貯金ノ利  
拂、國債ノ價格低下、銀行資產ノ關係  
ヨリ困難デアリ、事實國債ノ打切、利  
子ノ引下ハ預金整理ノ問題ニ關聯シ、  
殊ニ補償打切ニ伴フ預金整理ノ見透シ  
モツカ又爲、事實上手が付ケ兼ネル、  
進駐軍ノ經費ハ前内閣時代ニ削減ヲシ  
テ貰ツテ居ルガ、今後モ出來レバ更ニ  
削減シテ貰ヒタイト考ヘテ居ルトノ答  
デアリマシタ、又次ノ質問ハ、昭和二  
十一年度ノ所得稅ノ査定ニ當リ、所謂  
闇所得者ニ對スル課稅ニハ寛ヤカニシ  
テ、眞面目ナ所得者ニ對スル課稅ノ方  
ハ苛酷ニ失スルモノガアツタガ、今後  
ハ如何ニシテ公正ヲ期スル考カ、最近  
農漁村方面ニ新圓ガ滯留シテ居ルガ、  
之ニ對シテハ如何ニ課稅ヲ爲ス方針デ  
アリヤ、第三國人ノ間ニ相當多額ニ上  
ル新圓ガ集中サレテ居ルガ、此ノ方面  
ニモ課稅スル意向ハナキヤトノ問ニ對シ  
テハ、當局ハ昭和二十一年度ノ査定  
ハ、實際ノ所得ニ對シテ課稅シテ居  
ル、昨年度ハ米價ノ値上リ、野菜ノ自  
由販賣ニ依リ農村ニ於ケル所得ハ非常  
ニ増大シテ、二十年度ノ査定額十九億  
圓ニ比シ二十一年度ハ九十三億圓ニ上  
ツテ居ル、之ニ依リ相當ニ農村ノ所得  
ヲ捕捉シ得タト考ヘテ居ル、唯例外的  
ニ苛酷ナモノモアツタノデ、之ニ對シ  
テハ至急訂正ヲ加ヘタノデアル、漁村  
モ二十年度一億七千萬圓、二十一年度

來タト思フガ、今日ノ状態トシテハ、課税  
職員ノ手不足、質ノ低下ノ爲ニ、課税  
ノ適正ヲ期シ得ナイ憾ミガアル、又第  
三國人ニ對スル課税モ、今デハ課税方  
針モ定リ、實施、運ビニ至ツテ居ルト  
ノ答デアリマス、次ハ今回ノ改正ニ依  
リ、年額三萬圓ノ所得者、<sup>三</sup>對シテハ五  
割強、五萬圓ノ所得者ハ六割強、十萬  
圓ニ七割強ノ課税ニナツテ、増稅ノ餘  
地ハナイヤウニ思ハレルガ、將來更ニ  
増額スル積ナリヤト云フ質問ニ對シマ  
シテ、政府ハ、今次戰爭中ニ於ケル累  
次ノ增稅ノ爲、所得稅ノ負擔ハ過重ニ  
ナツテ居ルト思フガ、直接ニハマダ增  
稅ノ餘地アリト考ヘル、一萬圓ヨリ十  
萬圓程度迄ノ所得ニ對シテハ、外國ニ  
較ベテ尙高過ギルトハ思ハレナイ、  
敗戦後ノ日本トシテ、增稅ノ餘地ナシ  
トハ言ヘナトイトノ答辯デアミシタ、次  
ニ、戰爭ニ基ク資材、資產ノ減損、生  
產設備、私有財產ノ減少、賠償ニ依ル  
生産減ト共ニ、地方復興費、物價高ニ  
依ル生活費ノ昂騰ヲ考ヘルト、國民ノ  
擔稅力ハ頗ル貧弱ナリト思フ、納稅ニ  
當ツテハ、預貯金ヲ之ニ振當テル必要  
ガアルト思フガ、第二封鎖ノ預貯金ヲ  
充當セシメルコトハ出來ザルヤ、今日  
社會ノ不安定ハ、食糧事情ニ基因スル  
モノ大ナリト考ヘルガ、幸ニ本年度ノ農  
作物ノ作柄ハ良好デアルカラ、食糧ノ  
元化ガ肥料增產ニ一大支障ヲ來シテ居

ルガ、「インフレ」防止ノ爲ニモ生産増強ヲ圖ラネバナラズ、食糧増産ノ意味テ居ルカトノ間ニ對シマシテハ、戰爭カラシテモ之ヲ一元化スルコトハ出來ヌモノカ、石炭事情ハ現在如何ニナツ大ガアルカラ、昨年度ヨリ三十數億圓程度ノ增收ハ負擔力アリト考ヘル、石炭ニハ思切ツテ補給金ヲ出し、十月迄ニハ何デモ増産ヲサセル、八月中ニ計畫ヲ樹テ、計畫生産ニ依リ達成スル考デアル、食糧ハ今年ノ十一月ヨリ始ル食糧年度ヨリ増配シタイト考ヘ準備ヲ進メテ居ル、成ルベク早イ機會ニ食糧ノ基準量ノ引上ゲラ發表シタイ、肥料行政ノ一元化ハ經濟安定本部モ發足スルシ、關係各省間ニ於テモ緊密ナル連絡ヲ取り、増産ヲ實現シタイ、人ヲ動カスモノハ食糧デアリ、機械ヲ動力カスモノハ石炭デアルカラ、石炭ノ生産ハ年產二千三百萬トンヲ確保シタイ、併シナガラ製鐵用石炭ハ國內ニ産出ナク、輸入ニ俟タネバナラナイノデ、目下司令部ニ俟譜中デアルトノ答デアリマシタ、次ニ所得稅法ニ於テ重要物產ノ製造、採礦又ハ採取ヲ業トスル個人ニ對シテハ免稅ノ規定ガアルガ、鑛區ノデハナカラウカトノ質問ニ對シマシテハ、稅制ノ見地ヨリ生産増強ニ支障

ヨ來サナイ程度ニ増稅ヲシタノデア  
ル、鑛區稅ハ明治三十八年以來數次ニ  
瓦爾增稅ニ際シ、生産ノ點ヲ考慮シ、  
今日迄据置カレテ居ルノデ、他稅トノ  
均衡上三倍程度ニ、又登錄稅モ左程上  
ゲテ居ラヌトノコトデアリマシタ、次  
デ多年ニ瓦リ地租、營業稅、家屋稅等  
ノ地方移讓ガ問題ニナツテ居ルガ、抜  
衡のニ困難ナル理由デモアルノカトノ  
問ニ對シマシテ、地方ニ移讓出來ヌコ  
トハナイ、今後地方自治ノ發達ニ依ツ  
テハ無論移讓シテモ差支ナインデアル  
トノコトデアリマシタ、更ニ一委員ハ  
府縣民稅ガ新設サレ、市町村稅ガ増額  
トナツタ結果、國稅トハ別個ニ賦課方  
行ハレルトスレバ、負擔ノ公平ヲ缺クニ  
バカリデナク、場合ニ依ツテハ所得額  
以上ノ負擔ヲ擔フ虞ハナイモノデアリマ  
シタ、大體ニ於テ終戰後ノ地方團體ハ財  
源ニ苦シミ、今日迄ハ地方分與稅ノ增額  
イデ來タガ、是以上ハ困難ナル事情  
モアリ、地方團體ノ財政ノヤリ繰リガ  
ルト共ニ、他面個人ノ所得ヲ國稅ダケ  
デハ捕捉シ難イノデ、地方稅ヲ相當賦  
課スルヨコトハ上述ノ要求ニモ應スルモ  
ノデアルト考ヘ、從來ノ割限ノ撤廢、  
キ方トシテハ中央ヨリノ一方的ナ指導  
命令ヲ避ケテ、地方當局ヲシテ地方ノ行

實情ニ即シテ徵稅ノ實體ヲ把握セシムテ、不當ナル賦課ノ行ハレザルヤウニ仕向ケタイ、個人ノ所得ハ國稅ノ徵收ヲ確ナル稅引所得表ヲ作成シ、一割ヲ超エテ賦課スルコトナキヤウニシタイトノ御答辯デアリマシタ、更ニ次ノ質問トシマシテハ、地方分與稅中特別配付稅ノ與ヘラルベキ特別ノ事情トハ如何ナルモノヲ指スカ、又與ヘラルベキ全額デ間ニ合フト考ヘルカト質問セルニ對シ、内務當局ヨリノ答辯ハ、其ノ事情ハ詳細ニ調査シテ決定スルガ、大體ニ於テ災害ノ復興ノ爲ニ負債ガ多額ニ上ツタ場合、人口增加ガ顯著ナル場合、人口密度ガ稀薄ナル場合、國民學校ノ兒童數ガ多イ場合、獨立稅ガ少額ナル場合、其ノ他特別ナ事情ガアル場合ニ合ニ交付スルコトニナル、其ノ金額ハ凡ソ二分ノ一ヲ補給シ、殘リハ經費ノ節約ニ依リ、自前トセシメルトノコトデアリマシタ、尙尙ニモ砂糖消費稅、織物消費稅、酒稅、物品稅等ニ關シテモ種々熱心ナル質疑應答ガ取交ハサレマシテ、討論ニ入リマシタガ、發言ナク委員會ハ全會一致原案通り可決ス、キモノト議決致シマシタ、以上ヲ以チマシテ、御報告ヲ終リマス。

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナイスカト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマスカ

○子爵植村家治君 贊成

○議長（公爵徳川家正君） 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナイマセスカト認メマス

○議長（公爵徳川家正君） 三案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、三案全部委員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナイマセスカト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマスカ

ノ動議ニ御異議ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵徳川家正君） 三案ノ第三讀會ヲ開キマス、三案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセスカ

ト認メマス

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ  
ト認メマス  
十時ヨリ開會致シ、帝國憲法改正案ノ  
審議ヲ繼續致シマス、議事日程ハ彙報  
ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニ  
テ散會致シマス  
午後五時十七分散會